【公開版】

日本原燃株式会社				
資料番号	溢水 00-02 <u>R 3</u>			
提出年月日	令和3年8月26日			

#### 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開 (溢水) (MOX燃料加工施設)

#### 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 12 条 加工施設内における溢水による損傷の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、 添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果 を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

#### 2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- ▶ 別紙4:添付書類の発電炉との比較

添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない(概要などは比較対象外)。

注:当該条文については、詳細設計を示す設備が第2回申請以降 の申請対象となるため、その際に具体的な添付書類の比較を実施 する(今回は対象なし)。

- ➤ 別紙 5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを

示す。

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

注:当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。

# 別紙

#### 溢水00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(溢水)】

	別紙			備考
資料No.	名称	提出日	Rev	<b>湘</b> 传
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	8/23	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	<u>8/26</u>	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	8/26	1	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	6/23	0	当該条文については、詳細設計を示す設備が第2回申請以降の申請対象となるため、 その際に具体的な添付書類の比較を実施する(今回は対象なし)。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	8/26	<u>1</u>	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	6/23	0	当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。

## 別紙1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

備考

#### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (1 / 60)

#### 技術基準規則

(加工施設内における溢水に よる損傷の防止)

#### 第十二条

安全機能を有する施設は、 加工施設内における溢水の発 生によりその安全性を損なう おそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置 が講じられたものでなければ ならない。

【許可からの変更点】 技術基準規則の要求事項 を踏まえて、「その安全 性を損なうおそれがある 場合において、防護措置 その他の適切な措置を講 ずることにより、」と記

#### 【未反映事項】

2021年8月25日のヒア リングにおける、記載内 容及び文書構成が不適切 である旨のご指摘につい ては今回の資料提出では 未反映。

設工認申請書 基本設計方針

別添 I 施設共通の基本設計方針及び工 事の方法

- I-1 基本設計方針
- 第1章 共通項目
- 6. 加工施設内における溢水による損傷 の防止

6.1 溢水防護に関する基本設計方針 安全機能を有する施設が、MOX 燃料 加工施設内における溢水が発生した場 合においても、その安全性を損なうお それがある場合において, 防護措置そ <sup>'</sup>の他の適切な措置を講ずることによ り、溢水に対して安全機能を損なわな い設計とする。 溢①a

そのために, 溢水防護に係る設計時 に MOX 燃料加工施設内において発生が 想定される溢水の影響の評価(以下

「溢水評価」という。)を行い、安全 評価上機能を期待する安全上重要な機 能を有する構築物、系統及び機器の機 能を維持する設計とする。溢②a

#### (双方の記載)

<不一致の理由>

発電炉は、実用発電用原子炉及びそ の附属施設の技術基準に関する規則 の解釈のその他の適切な措置の具体 を記載しており、MOX 燃料加工施設に 該当しないため。

これらの機能を維持するために必要 な設備(以下「溢水防護対象設備」と いう。)が、発生を想定する没水、被 水及び蒸気の影響を受けて, 要求され る安全機能を損なわない設計とする。 溢②b

事業変更許可申請書 本文

(双方の記載) <不一致の理由>

施設の違いにより記載が異なるた

- 三. 加工施設の位置、構造及び設備並び に加工の方法
- ロ. 加工施設の一般構造
- (ト) その他の主要な構造
- (1) 安全機能を有する施設
- ③ 溢水による損傷の防止

安全機能を有する施設は、MOX燃 料加工施設が溢水の影響を受ける場合 においても、その安全機能を確保する ために, 溢水に対して安全機能を損な わない設計とする。溢①a

ここで, 安全機能を有する施設のう ち、MOX燃料加工施設内部で想定さ れる溢水に対して、臨界防止、閉じ込 め等の安全機能を維持するために必要 な設備(以下「溢水防護対象設備」と いう。)として,安全評価上機能を期 待する安全上重要な機能を有する構築 物,系統及び機器を抽出し、これらの 設備が、没水、被水及び蒸気の影響を 受けて、その安全機能を損なわない設 計とする。溢②a そのために、溢水防 護に係る設計時にMOX燃料加工施設 内において発生が想定される溢水の影 響を評価(以下「溢水評価」とい う。) する。溢②a 溢②b 溢④b

- (ロ) 安全機能を有する施設
- ① 溢水防護に関する設計方針

事業許可基準規則の要求事項を踏 まえ、安全機能を有する施設は、M OX燃料加工施設が溢水の影響を受 ける場合においても, その安全機能 を確保するために、溢水に対して安 全機能を損なわない方針とする。溢

事業変更許可申請書 添付書類五

そのために, 「原子力発電所の内 部溢水影響評価ガイド (平成25年 6月19日 原規技発第13061913号 原子力規制委員会決定)」(以下 「内部溢水ガイド」という。) を参 考に, 溢水防護対象設備として, 安 全評価上機能を期待する安全上重要 な機能を有する構築物、系統及び機 器を抽出し、これらの設備が、没 水、被水及び蒸気の影響を受けて、 その安全機能を損なわない設計とす る。溢②a 溢②b 溢④b\_

自然現象により発生する溢水及び その波及的影響により発生する溢水 に関しては, 溢水防護対象設備の配 置を踏まえ、最も厳しい条件となる 影響を考慮し, 溢水防護対象設備が 安全機能を損なわない設計とする。

イ. 安全設計

- (9) 溢水による損傷の防止

設計とする。 「発電用軽水型原子炉施設の安全評 価に関する審査指針」を踏まえ、溢水 により発生し得る原子炉外乱及び溢水 の原因となり得る原子炉外乱を抽出 し, 主給水流量喪失, 原子炉冷却材喪 失等の運転時の異常な過渡変化又は設 計基準事故の対処に必要な機器に対

> 収束できる設計とする。 これらの機能を維持するために必要 な設備(以下「溢水防護対象設備」と いう。)が発生を想定する没水、被水 及び蒸気の影響を受けて,要求される 機能を損なうおそれがない設計(多重 性又は多様性を有する設備が同時にそ の機能を損なうおそれがない設計)と

し、単一故障を考慮しても異常状態を

発電炉工認 基本設計方針

- その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護施設に係る次の事項
- 3 浸水防護施設の基本設計方針, 適用基 準及び適用規格
- (1) 基本設計方針

第2章 個別項目

2. 発電用原子炉施設内における溢水等 による損傷の防止

2.1 溢水防護等の基本方針

<sup>▲</sup> 設計基準対象施設が,<mark>発電用原子炉</mark> 施設内における溢水が発生した場合に おいても、その安全性を損なうおそれ がない設計とする。

溢(Da (P23 から)

そのために, 溢水防護に係る設計時 に発電用原子炉施設内で発生が想定さ れる溢水の影響を評価(以下「溢水評 価」という。) し、運転状態にある場 合は発電用原子炉施設内における溢水 が発生した場合においても, 原子炉を 高温停止及び, 引き続き低温停止する ことができ,並びに放射性物質の閉じ 込め機能を維持できる設計とする。ま た, 停止状態にある場合は, 引き続き その状態を維持できる設計とする。さ らに使用済燃料プールにおいては, 使 用済燃料プールの冷却機能及び使用済 燃料プールへの給水機能を維持できる

溢④b (P3 へ)

(発電炉の記載) <不一致の理由> 「発電用軽水型原 子炉施設の安全評 価に関する審査指 針」については、 MOX燃料加工施設に 該当しないため。

溢②a (P3.23 から)

溢②b (P22 から)

#### 【凡例】

下線:基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線:基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング:基本設計方針に記載しない事項

黄色ハッチング:発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

紫字:SA設備に関する記載

\_\_\_:発電炉との差異の理由

\_\_\_: 許可からの変更事項等

: 他条文から展開した記載

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (2 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
第三十条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載。  【許可からの変更点】 重大事故対処設備に対する溢水への考慮を踏まえた防護すべき対象の明確化。(以下同じ)	重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置又は保管する若しくは溢水に対して健全性を確保する設計とする。溢③a  溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備」という。)として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。溢④a	TAXAMITIME TAX	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、使用済燃料 プール、原子炉ウェル及びドライヤ セパレータプールに該当する施設が ないため。	する。 重大事故等対処設備に期待する機能 については、溢水影響を受け済燃料で設けが大変に 連事故対処設備を受け済燃料では、 がないないないないないないないないないないない。 計基準事故がしていないないないないないないないない。 計基準事故がしていないないないないないない。 計画時に被水及が表に対してはないないない。 はなが表に対しないできないである。 にないないできないである。 にないできる。 にないではないである。 にないである。 にないである。 にないではないである。 にないである。 にないではないないないないないないないないないないないないないである。 では、では、では、では、では、でいないないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
	溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件の変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて、管理する。 管理する。 溢別の 6.2 防護すべき設備の選定 溢水によを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とし、その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水ガイド」という。)で安全機能	【許可からの変更点】 安全機能を有する構築物、系統及 び機器の中から溢水から防護すべ き設備を抽出したものを選び定め ることから、用語を見直したた め。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準要求の違いによるため。  ② 溢水防護対象設備を抽出するための方針	き設備がような でする。 発電用原を内ででは、アウン のでは、 をする。 発電が、アウン のでは、 をでは、アウン のでは、 をでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 ででは、 でででは、 でででででででででででででででででででででで	溢⑨a (P22 から)

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (3 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
【許可からの変更点】 「溢水から防護すべき安 全機能等」の指す内容は 許可における記載と同様 であり、列挙した場合に 煩雑となるため許可の記 載を用いた。	の重要度,溢水から防護すべき安全機能等が定められていることを踏まえ,全ての安全機能を有する構築物,系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして,MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して,臨界防止,閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な設備を防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として,安全評価上機能を期待する安全上重要な機		及び機器の中から安全評価上機能を 期待するものとして、安全上重要な 機能を有する構築物、系統及び機器 を溢水防護対象設備として抽出す る。溢②a 溢④b	を有する構築物,系統及び機器を選定する。	溢②a (P1 ~)
【未反映事項】 2021年8月25日のヒアリングの「等」でおける、「適切では現由が不つでは、一方のででは、一方のででは、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、一方のでは、「は、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、」は、は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、は、は、は、	能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。 溢④b  具体的には、公衆又は従事者に放射 線障害を及ぼすおそれがあるもの及び 設計基準事故時に公衆又は従事者に及 ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が MOX 燃料加工施設外へ放出されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、これらの設備には、設計 基準事故の拡大防止及び影響 総一のために必要な設備が含まれる。 溢④c  **********************************	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では使用済み燃料 プールの冷却機能及び給水機能を維 持するために必要な構築物、系統及 び機器に該当する施設がないため。	具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は経事者に及衆財線区域と表別を防止するため、放射性物質又は放出を防止するため、放射性物質又は放出されることが、放射性物質とを抑制して必要な設備がこれに該当事故のに必要な設備がこれに該当事故のに必要な設備がこれに該当事故のとを抑制した。これらの設備に影響緩和のたとを加め、設計基準事故に必要な設備が含まれる。論の含まれた論が、といるといるの設備が含まれる。。これた論が、といるといる。は、おいるでは、いるといるでは、いるといるが、は、いるといるが、は、いるといるが、は、いるといるが、は、いるといるが、は、いるといるが、といるといるが、といると、といると、といると、といると、といると	具体的には、運転状態にある場合には原子炉を高温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するため、及び使用溶燃料できればにある場合は引き続きを維持するにより、及び使用溶燃料では一個では一個では、重要度分類のクラス1、2には、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	溢④b (P1 から)  溢②a (P1 へ)  溢④d (事業許可申請書上に記載なし)

#### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (4 / 60)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉工認 基本設計方針 備考 上記に含まれない安全機能を有する 上記に含まれない安全機能を有 (当社の記載) する施設は、溢水による損傷を考 施設は、溢水による損傷を考慮して、 <不一致の理由> 代替設備により必要な機能を確保する 慮して,代替設備により必要な機 こと, 安全上支障のない期間での修理 重要度の高い設備を防護すべき設備 能を確保すること, 安全上支障の として選定することから、技術基準 ない期間での修理の対応を行うこ の対応を行うこと又はそれらを適切に で要求される他の設備の設計方針を と又はそれらを適切に組み合わせ 組み合わせることにより、その安全機 記載するため。 ることにより、その安全機能を損 能を損なわない設計とする。溢④e 溢 なわない設計とする。溢④e 溢 (9)h また,内的事象を要因とする重大事 【許可からの変更点等】 (当社の記載) 故等へ対処する常設重大事故等対処設 内的事象を要因とする重大事故等 <不一致の理由> 【許可からの変更点等】 備のうち安全上重要な施設以外の安全 へ対処する常設重大事故等対処設 内的事象を要因とする重大事故等へ 「修理等」について対象を 機能を有する施設と兼用する常設重大 備のうち安全上重要な施設以外の 対処する常設重大事故等対処設備の 明確化。 事故等対処設備は、溢水による損傷を 安全機能を有する施設と兼用する うち安全上重要な施設以外の安全機 考慮して,代替設備により必要な機能 常設重大事故等対処設備の運用を 能を有する施設と兼用する常設重大 を確保すること, 安全上支障のない期 明確化。 事故等対処設備の運用を明確化した 間で修理の対応を行うこと又はこれら 第三十条重大事故等対処設 ため。 を適切に組み合わせることにより、そ 備に係る設計とのつながり の機能を損なわない設計とする。な として記載。 お、機能が確保できない場合には、関 (双方の記載) 連する工程を停止することを保安規定 <不一致の理由> に定めて、管理する。溢③b溢②c MOX 燃料加工施設側は事業変更許可 溢③b, 溢⑨c (P27, 申請書に合わせ、項目を細分化して 37 から) いる違いにより項目名が異なるた め。 (評価内容は同じ) 6.3 考慮すべき溢水事象 🎤 ③ 考慮すべき溢水事象 2.3 溢水源及び溢水量の設定 溢水評価では、溢水源として発生要 MOX燃料加工施設内において発生 溢水評価では, 溢水源として発生要 溢水影響を評価するために想定する 因別に分類した以下の溢水を主として 因別に分類した以下の溢水を主として 機器の破損等により生じる溢水(以下 が想定される溢水は, 内部溢水ガイド を参考に発生要因別に分類した以下の 想定する。 想定する。また、溢水評価に当たって 「想定破損による溢水」という。), 事象を想定する。溢(5)a は,溢水防護区画を設定し,溢水評価 <mark>発電所内で生じる異常状態(火災を含</mark> │溢⑤a(P5 へ) がより厳しい結果を与えるように溢水 む。) の拡大防止のために設置される 経路を設定する。浴(5)a 系統からの放水による溢水(以下「消 火水の放水による溢水」という。)並 (1) 溢水の影響を評価するために想定 a. 溢水の影響を評価するために想 びに地震に起因する機器の破損及び使 a. 溢水の影響を評価するために想 定する機器の破損等により生ずる する機器の破損等により生ずる溢水 定する機器の破損等により生ずる 用済燃料プール等のスロッシングによ (以下「想定破損による溢水」とい 溢水 溢水(以下「想定破損による溢 り生じる溢水(以下「地震起因による 溢水」という。)を踏まえ、溢水源及 う。) 水」という。) b. MOX燃料加工施設内で生ずる b. MOX燃料加工施設内で生ずる び溢水量を設定する。 (2) MOX 燃料加工施設内で生ずる異常 状態(火災を含む。)の拡大防止のた 異常状態(火災を含む。)の拡大 異常状態 (火災を含む。) の拡大 めに設置される系統からの放水によ 防止のために設置される系統から 防止のために設置される系統から の放水による溢水(以下「消火水 る溢水(以下「消火水等の放水によ の放水による溢水 等の放水による溢水」という。) る溢水」という。 【許可からの変更点】 c. 地震に起因する機器の破損等に c. 地震に起因する機器の破損等に (3) 地震に起因する機器の破損等によ 「消火水等」. 「誤操作 り生ずる溢水(以下「地震起因によ より生ずる溢水 より生ずる溢水(以下「地震起因 等」の指す内容は許可に る溢水」という。) 溢(5)a による溢水」という。) おける記載と同様であ り、列挙した場合に煩雑 また, その他の要因による溢水とし また, その他の要因による溢水とし d. その他の要因(地下水の流入, となるため許可の記載を 地震以外の自然現象, 誤操作等) て、地下水の流入、地震以外の自然現 て、地下水の流入、地震以外の自然現 用いた。(以下同じ) 象,誤操作等により生ずる溢水(以下 により生ずる溢水(以下「その他 象、機器の誤作動等により生じる溢水

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (5 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	「その他の溢水」という。)の影響も		<u>の溢水」という。)</u> 溢⑤a	(以下「その他の溢水」という。)の	溢⑤a (P4 から)
	<mark>評価する。</mark> 溢⑤a			<mark>影響も評価する。</mark> 	
			溢水源となり得る機器は,流体を内 気はス野第五な窓界(は、嫌叛なる		
			包する配管及び容器(塔, 槽類を含む。以下同じ。)とし, 必要に応じ,		
			現場確認等による抽出を行った上、耐		
			震評価及び応力評価を踏まえ選定す		
			る。溢◇		
			a. 又は c. の評価において, 応力 又は地震により破損を想定する機器を		
			それぞれの評価での溢水源として想定		
			する。溢令		
			a. 又はb. の溢水源の想定に当た		
			っては、1系統における単一の機器の 破損、又は単一箇所での異常事象の発		
			(数損, 又は単一固所での異吊事家の発生とし, 他の系統及び機器は健全なも		
		(当社の記載)	のと仮定する。		
		<不一致の理由>	溢②		
		MOX 燃料加工施設側は事業変更許可申請書に合わせ、項目を細分化して			
	6.4 溢水源及び溢水量の設定 6.4.1 想定破損による溢水	いることから、項目名を記載するた	④ <u>溢水源及び溢水量の</u> 想定 a. 想定破損による溢水		
	0.4.1 心足収頂による価小	め。(評価内容は同じ)	(a) 想定破損による温水 (a) 想定破損における溢水源の想		
			定		
	想定破損による溢水は、内部溢水ガ		想定破損による溢水は、内部溢水	想定破損による溢水では、単一の配	
	イドを参考に、一系統における単一の 機器の破損を想定し、溢水源となり得		ガイドを参考に,1 <u>系統における単</u> 一の機器の破損を想定し,溢水源と	管の破損による溢水を想定して、配管 の破損箇所を溢水源として設定する。	
	る機器は流体を内包する配管とし、配		なり得る機器は流体を内包する配管	の恢復固別を個外係として設定する。	
	管の破損箇所を溢水源として想定す		とし、配管の破損箇所を溢水源とし		
	る。		て想定する。		
	また,破損を想定する配管は,内包 する流体のエネルギに応じて,高エネ		また、破損を想定する配管は、内	また、破損を想定する配管は、内包	
	りる気体のエイルギに応じて、高エイルギ配管又は低エネルギ配管に分類す		包する流体のエネルギに応じて、以 下に定義する高エネルギ配管又は低	する流体のエネルギに応じて、高エネ ルギ配管又は低エネルギ配管に分類す	
	る。 溢⑤b		エネルギ配管に分類する。溢⑤b	る。	
			・「高エネルギ配管」とは、呼び		
			径 25A (1B) を超える配管であ		
			って,プラントの通常運転時に運 転温度が 95℃を超えるか又は運		
			転圧力が 1.9MPa[gauge]を超え		
			る配管。ただし、被水及び蒸気の		
			影響については配管径に関係なく		
			評価する。 ・「低エネルギ配管」とは,呼び		
			・「低エイルキ配官」とは、呼い 径 25A (1B) を超える配管であ		
			って、プラントの通常運転時に運		
			転温度が95℃以下で、かつ運転		
			圧力が 1.9MPa[gauge]以下の配		
			管。ただし,被水の影響について は配管径に関係なく評価する。な		
			お、運転圧力が静水頭圧の配管は		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (6 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	高エネルギ配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギ配管は、原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定した溢水量とする。溢⑤c ただし、高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き応力評価の結果により、発生応力が許容応力の0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4倍以下であれば破損は想定しない。溢⑤d	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、原子炉冷却 材圧カバウンダリ及び原子炉格納容 器バウンダリの配管に該当する施設 がないため。	除く。溢令 配管の破損形状の想定に当たっては,高エネルギ配管は,原則「完全全周破断」,低エネルギ配管は,原則「配管内径の1/2の長さと配管内厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。溢⑤c ただし,配管破損の想定に当たって,詳細な応力評価を実施する場合は,発生応力 Sn と許容応力 Sa の比により,以下で示した応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。溢⑥d	高エネルギ配管は、「完全全周破断」、低エネルギ配管は、「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック」(以下「貫通クラック」という。)を想定した溢水量とする。 ただし、高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き応力評価の結果により、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管であれば破損を想定しが許容応力の0.4倍を紹子炉冷却材圧力バウンダリ以外の配管であれば発生応力が許容応力の0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4倍以下であれば破損は想定し	
	また、低エネルギ配管については、発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破損は想定しない。溢⑤d 発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて、管理する。 溢⑨d	<ul><li>(発電炉の記載)</li><li>&lt;不一致の理由&gt;</li><li>MOX 燃料加工施設では、プラント運転時間の管理により、高エネルギ配</li></ul>	また、応力評価の結果により破損  形状の想定を行う場合は、評価結果 に影響するような減肉がないことを 確認するために継続的な肉厚管理を 実施する。溢⑨d  【高エネルギ配管 (ターミナルエンド部 を除く。)】  Sn≦0.4Sa → 破損想定不要 0.4Sa < Sn ⇒ 完全全周破断 【低エネルギ配管】  Sn≦0.4Sa → 競損想定不要 0.8Sa < Sn → 完全全周破断 【低エネルギ配管】  Sn≦0.4Sa → 関通クラック	ない。 また,低エネルギ配管については,発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破損は想定しない。 発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は,評価結果に影響するような減肉がないことを認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。 高エネルギ配管のうち,高エネルギ配管として運転している割合が以ばプラント運転期間の1%より小さいこうント運転期間の1%より小さいことから低エネルギ配管とする系統については,運転時間実績管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。	溢⑨d (P22 から)
		管を低エネルギ配管とみなす評価を適用しないことから、設計上考慮する必要がないため。	世界の では、	こととし床女別たに足めて管理する。	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (7 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			有水量を合算して算出する。溢⑤k ここで、流出量は、配管の破損形状を考慮した流出流量に破損箇所の隔離までに必要な時間(以下「隔離時間」という。)を乗じて算出する。溢②なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作する手順は、あらかじめ整備する。溢⑨f		溢⑤k (P10 个) 溢⑨f (P10 个)
【許可からの変更点等】 重大事故対処設備に対える 溢水への考慮を防護を 調がままする はのでは はい下に はい下に はいでは はいでは、 といでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	6.4.2 消火水等の放水による溢水は、評価対象となる防護すべき設備が設置されている建屋(以下、「溢水防護建屋」という。)内において、水を使用する消火設備である消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として想定する。溢⑤e  なお、溢水防護建屋内には、自動作動するスプリンクラを設置しないこととり。  【未反映事項】  2021 年8月25日のヒアリングにおりまる。による、いことを現定に定めて、管理する」と記載についておりましているが、その書え方を整理して記載を修正する資料ととのご指摘については今回の資料と出では未反映。	(双方の記載) <不一致の理由> 施設内で水を放出する設備の違いにより記載が異なるため。  【許可からの変更点等】 保安規定に定めて管理することの明確化。	b.消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水 力を定 評価対象となる溢水防護対象設備 が設置されている燃料加工建屋内に おいて、水を使用する消火を運結散水装置があり、これらについて、放水による 溢水影響を考慮する。溢⑤e  なお、燃料加工建屋内には、自動 作動するスプリンクラを設置しない 設計とする。溢⑥e  したがって、火災時における溢水 水装置からの放水を溢水源として想 定する。流⑥e  ただし、バ消火投産が進して想定式が、消火装置や消火を前ととでは、 水場でしては、大消火を前ととででは、 水場でしてがある。 をでし、水消火を前を消火を前ととでいる区画(部としない。 なお、MOX燃料加工施設には、 なお、MOX燃料加工施設には、 なお、MOX燃料加工施設には、 なお、MOX燃料加工施設には、 なお、外のよのが、設備における なお、外のよりのような、設計基準事 はいるのが、設備はない。 なお、がはない。 なお、からのは、当該区の がない。 なお、からのが、設備にない。 なお、からのが、設備にない。 なお、が、のが、のが、による がない。 は、対力を関連をでいるが、 がない。 は、対力を関連をからのが、 は、対力を設定によりののが、 なが、よるには、 は、対力を表し、 には、は、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 には、対力を表し、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 には、対力を表し、 は、 は、対力を表し、 は、対力を表し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓からの放水を溢水量として設定する。発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレイ系統からの溢水については、防護すべき設備が溢水影響を受けない設計とする。	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (8 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			規定による「火災荷重」及び「等価 火災時間」を用いて放水量を算定 し、溢水量を算出する。溢◇		
	6.4.3 地震起因による溢水		c. <u>地震起因による溢水</u> (a) 燃料加工建屋内に設置された機器の破損による溢水		
	地震起因による溢水は、耐震 S クラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震 B, C クラスに属する系統を溢水源として想定する。溢⑤g	(発電炉の記載) <不一致の理由> 評価方針は同様であるが、MOX 燃料 加工施設では使用済み燃料プールに 該当する施設がないため。	i. 地震起因による溢水源の想定 地震起因による溢水について は、耐震Sクラス機器は基準地震 動による地震力によって破損は生 じないことから、流体を内包する 系統のうち、基準地震動による地 震力に対する耐震性が確認されて いない耐震B、Cクラスに属する 系統を溢水源として想定する。溢 ⑤g	地震起因による溢水では、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準地震動Ssによる地震力により破損するおそれがある機器及び使用済燃料プールのスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。耐震Sクラス機器については、基準地震動Ssによる地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。	
	ただし、耐震 B, C クラスであって も基準地震動による地震力に対して耐 震性が確保されるものについては、溢 水源として想定しない。 溢⑤g		ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水源として想定しない。溢⑤g	また、耐震B及びCクラス機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しない。	
		(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では使用済み燃料 プールに該当する施設がないため。	ii. 地震起因による溢水量の設定 <u>溢水量の算出に当たっては、溢</u> 水が生ずるとした機器について、 溢水防護対象設備への溢水の影響 が最も大きくなるように評価す る。溢⑤j 溢水源となる系統については全 保有水量を考慮した上で、流体を		溢⑤j (P10 ~)
	溢水源となる配管については、破損 形状を完全全周破断とした溢水量と し、溢水源となる容器については、全 保有水量を考慮した溢水量とする。 ⑤h	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールに該当する施設がないため。	内包する機器のうち,基準地震動によって破損が生ずる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。この場合において、 <u>溢水源となる配管</u> においては、全周破断とし、溢水源となる容器については、全保有水量を想定する。配管の破損により生ずる流出流量と自動隔離機能による隔	溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断を考慮した溢水量とし、溢水源となる容器については全保有水量を考慮した溢水量とする。 また、使用済燃料プールのスロッシ	
			離時間とを乗じて得られる漏水量と、隔離範囲内の保有水量をらに、隔離範囲内の保有水量をらに、 になけるより厳しい結果を与えるため、複数系統・複数箇所の 同時破損を想定し、溢水の伝播も 考慮した上で各区画における最大 の溢水量を算出する。溢⑤h なお、地震による機器の破損が	ングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動Ssにより発生する使用済燃料プールのスロッシングにて使用済燃料プール外へ漏えいする溢水量を算出する。 また、施設定期検査中においては、 ◆使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールのスロッシングによる漏えい水を溢水源とし溢水	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (9 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
技術基準規則 第三十条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載。	設工認申請書 基本設計方針 なお、地震による機器の破損が複数 箇所で同時に発生する可能性を考慮 し、地震動の検知による自動隔離機能 を有する場合を除き、隔離による漏え い停止は期待しない。溢⑤h また、地震に起因する重大事故時の 溢水量の算出については、上記の「基準地震動」を示み替える。ただし、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、耐震性が確保されない耐震Sクラス機器は溢水源として想定する。溢③c	事業変更許可申請書 本文  (当社の記載) <不一致の理由> 発電炉は、添付書類「V-1-1-8-3」に て記載しているが、許可整合のため 記載するため。  (当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、地震起因による重大事故 等時の評価用地震動を記載するため。	事業変更許可書と表生するには性をを持ちている。 事業変更許可には、 「で同時にないの場合をは、 「で同時による。」と表して、 「は、に、おいっとのででは、ののでは、ののででは、ののででは、ののでは、	発電炉工認 基本設計方針 量を算出する。	備考 溢③c (P52 から)
	6.4.4 その他の溢水 その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には、地下水の流入、降水のような MOX 燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及び誤操作を想定する。溢⑤i	【許可からの変更点等】 「飛来物等」,「屋外タンク等」 の指す内容は許可における記載と 同様であり,列挙した場合に煩雑 となるため許可の記載を用いた。 (以下同じ)	d. その他の溢水 その他の溢水については、地震以外 の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破壊のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及び誤作動を想定する。溢⑤i	その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (10 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五		備考
1人们至中从则	以工心中明音 塞平以可刀叫	事未发奖司 引申明音 本义	事未久义司 可申明音 你门音粮业	光电炉工贮 医华权可力则	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
【許可なは様に記事がある。 【許明は、ないた。 「明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を	6.4.5 溢水量の算出	(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉は、添付書類「V-1-1-8-3」に て記載しているが、許可整合のため 記載するため。 <u> </u>	するための方針 a. <u>溢水防護区画の設定</u> 溢水防護に対する評価対象区画を <u>溢</u> 水防護区画として,以下のとおり設定する。  i. 評価対象の溢水防護対象設備が設置されている全ての区画 ii. 中央監視室等 iii. 運転員が,溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)	溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。 また、溢水量の算出において、隔離による漏えい停止を期待する場合に関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関	溢⑤j (P8 から) 溢⑤k (P7 から) 溢⑨f (P7, 22 から)
【計可からの変更点等】 「隔離等」の指す内容は 許可における記載と同様 であり、列挙した場合に 煩雑となるため許可の記 載を用いた。	⑥a  溢水防護区画は、壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。溢⑥b  本は、なるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。	(双方の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の用語の統一 により記載が異なるため。(意味は 同じ)	溢⑥a  溢水防護区画は,壁,扉,堰,床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し,溢水防護区画を構成する壁,扉,堰,床段差等については,現場の設備等の設置状況を踏まえ,溢水の伝播に対する評価条件を設定する。溢⑥b b. 溢水経路の設定溢水評価において考慮する溢水経路は,溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉,壁開口部及び貫通部,天井開口部及び貫通部,床ドレンの連	溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。	溢⑥b (P11 から)

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (11 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
[大阳/五十//[大]	K-WTHE 盆个队们为到	于不久入山 7 T 明日 一个人	接状況並びにこれらに対する流入防止	万 电 // 全个联目 /J 平	THIV
			対策の有無を踏まえ、溢水防護区画内		
			の水位が最も高くなるように、より厳		
			しい結果を与える経路を設定する。溢		溢⑥b (P10 ~)
			<b>6</b> b		
			具体的には、溢水防護区画内で発生		
			する溢水に対しては、床ドレン、貫通		
			部、扉から他区画への流出は想定せ		
			ず,より厳しい結果を与える条件で溢 水経路を設定し,溢水防護区画内の溢		
			水水位を算出する。		
			ただし、定量的に区画外への流出を		
			確認できる場合は他の区画への流出を		
			考慮する。		
			溢水防護区画外で発生する溢水に対		
			しては、床ドレン、開口部、貫通部、		
			扉を通じた溢水防護区画内への流入が		
			最も多くなるよう(流入防止対策が施		
			されている場合は除く。)、より厳し		
			い結果を与える条件で溢水経路を設定		
			し、溢水防護区画内の溢水水位を算出		
			する。 なお、上層階から下層階への伝播に		
			関しては、階段等を経由して、全量が		
			伝播するものとする。溢水経路を構成		
			する壁、扉、堰、床段差等は、基準地		
			震動による地震力等の溢水の要因とな		
			る事象に伴い生ずる荷重や環境に対		
			し、必要な健全性を維持できるととも		
			に、保守管理並びに防水扉及び水密扉		
			の閉止運用を適切に実施することによ		
			り溢水の伝播を防止できるものとす		
			る。 また, 貫通部に実施した流出及び流		
		(当社の記載)	入防止対策も同様に,基準地震動によ		
		<不一致の理由>	る地震力等の溢水の要因となる事象に		
		発電炉は,添付書類「V-1-1-8-3」に	伴い生ずる荷重や環境に対し、必要な		
		て記載しているが、許可整合のため	健全性を維持できるとともに、保守管		
		記載するため。	理を適切に実施することにより溢水の		
			伝播を防止できるものとする。溢令		
	なお、火災により貫通部の止水機能		なお、火災により貫通部の止水機能	また、消火活動により区画の扉を開	
	が損なわれる場合には、当該貫通部か		が損なわれる場合には、当該貫通部か	放する場合は、開放した扉からの消火	
	らの消火水の流入を考慮する。消火活		らの消火水の流入を考慮する。消火活	水の伝播を考慮した溢水経路とする。	
	動により区画の扉を開放する場合は、		動により区画の防水扉及び水密扉を開		
	開放した扉からの消火水の伝播を考慮した浴水経路とする。		放する場合は、開放した防水扉及び水		
	<mark>した溢水経路とする。</mark> 溢⑥c		密 <u>扉からの消火水の伝播を考慮する。</u> 溢⑥c		
			1111000		
					1

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (12 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では溢水防護設備として水密扉に該当する設備はないため。 また、定期検査中に床開口部周りに設置する堰の対策及び運用がないため。		溢水経路を構成する水密扉に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めてで理する。また、原子炉建屋原子炉棟6階の大物機器搬入口開口部及び燃料輸送容器搬出口開口部に関して、キャスク搬出入時における原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰6-4(鋼板部)の取り外しの運用並びに原子炉建屋原子炉棟6階の残留熱除去系A系及びB系の熱交換器ハッチ開口部に関して、ハッチを開放する場合における原子炉建屋原子炉棟止水板6-1(高さ■m以上)及び原子炉建屋原子炉棟止水板6-2(高さ■m以上)の設置の運用を保安規定に定めて管理する	
	6.6 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針		⑥ 溢水防護対象設備を防護するため <u>設計方針</u> 想定破損大る溢水、消火水等流域が大多流域が大多流域が大多流域が大多流域が大多流域が大多でで表して、一次で表して、一次で表して、一次で表した場合でである。  「は、一次では、一次で表した。 「は、一次で表した。」である。 「は、一次では、一次では、一次で表した。」である。 「は、一次で表した。」では、一次で表した。 「は、一次で表した。」である。 「は、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。 「なっただして、一次で表した。 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。」 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。」 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。」 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。」 「は、一次で表した。 「は、一次で表した。」 「は、一次できないまた。」 「は、一次で表した。」 「は、一	2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針	
	6.6.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 発生を想定する溢水量,溢水防護区 画及び溢水経路から算出される溢水水		a. 没水の影響に対する設計方針         (a) 没水の影響に対する評価方針         「イ. (ロ)(9)③考慮すべき溢水         事象」にて想定した溢水源から発生	(1) 没水の影響に対する評価及び防護 設計方針 発生を想定する溢水量,溢水防護区 画及び溢水経路から算出される溢水水	
	位と防護すべき設備が要求される機能 を損なうおそれがある高さ(以下「機 能喪失高さ」という。)を比較し評価 する。 防護すべき設備は、没水により要求		する溢水量と「イ.(ロ)(9)⑤溢水 防護区画及び溢水経路を設定するための方針」にて設定した <u>溢水防護区</u> 画及び溢水経路から算出した溢水水 位に対し、溢水防護対象設備が安全	位と防護すべき設備が要求される機能 を損なうおそれがある高さ(以下「機 能喪失高さ」という。)を評価し,防 護すべき設備が要求される機能を損な	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (13 / 60)

 技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	 備考
	される機能を損なうおそれがない設計		機能を損なうおそれがないことを評		<del>-</del>
	とする。 溢⑦a		<u> </u>		
			具体的には、以下に示す要求を満		
	また, 溢水の流入状態, 溢水源から		足していれば溢水防護対象設備が安	また, 溢水の流入状態, 溢水源から	
	の距離、溢水が滞留している区画での		全機能を損なうおそれはない。溢◇	の距離、人員のアクセス等による一時	
	人のアクセスによる一時的な水位変動		・発生した溢水による水位が、溢し	的な水位変動を考慮し、機能喪失高さ	
	を考慮し、機能喪失高さは発生した溢		水の影響を受けて、溢水防護対	は溢水による水位に対して裕度を確保	
	the state of the s				
	水による水位に対して安全余裕を確保	(双方の記載)	象設備の安全機能を損なうおそ	する設計とする。	
	する設計とする。 溢⑦b	<不一致の理由>	れがある高さ(以下「機能喪失		
		MOX 燃料加工施設特有の用語の統一に	高さ」という。)を上回らない		
			こと。その際、溢水の流入状		
		より記載が異なるため。(意味は同	態、溢水源からの距離、溢水が		
		(C)	滞留している区画での人のアク		
			セスによる一時的な水位変動を		
			考慮し,発生した溢水に対して		
			安全余裕を確保していること。		
			溢⑦a 溢⑦b また,溢水防護区		
			画への設備の追加、変更及び資		
			機材の持込みによる床面積への		
			影響を考慮すること。系統保有		
			水量の算出に当たっては、算出		
			量に10%の安全余裕を確保す		
			る。ただし、蒸気影響評価で		
			は、この限りではない。溢◇		
			機能喪失高さについては,溢		
			水防護対象設備の各付属品の設		
			置状況も踏まえ、没水によって		
			安全機能を損なうおそれのある		
			高さを設定する。溢水防護区画		
			ごとに当該エリアで機能喪失高		
			さが最も低い設備を選定し、機		
			能喪失高さと溢水水位を比較す		
			ることにより当該エリアの影響		
			評価を実施する。溢⑦a なお,		
			詳価を美施する。価ではなわ、 機能喪失高さは「評価高さ」を		
			基本とするが、評価において、		
			選挙とするが、計価において、 機能喪失と評価された機器につ		
			機能授大と評価された機器については、改めてより現実的な設		
			定である「実力高さ」を用いた		
【許可からの変更点】			再評価により判定する。溢水防		
設工認段階であることを			護対象設備の機能喪失高さの考		
踏まえ、設計方針につい			え方の例を添 5 第 25 表に示		
て詳細に記載。			す。溢金		
- ALTINO			(b) 没水の影響に対する防護設計方		
	No. 1. of Electrical and the second s		一一	NI 1 0 ELVER 1 10 ELECTE 1 10 ELECTE 1 10 ELECTE 1	
	没水の影響により、防護すべき設備		没水による影響評価を踏まえ、以	没水の影響により、防護すべき設備	
	が溢水による水位に対し機能喪失高さ		下に示す対策を行うことにより、溢	が溢水による水位に対し機能喪失高さ	
	を確保できないおそれがある場合は,		水防護対象設備が没水により安全機	を確保できないおそれがある場合は,	
	溢水水位を上回る高さまで、溢水経路		能を損なわない設計とする。 溢⑦a	溢水水位を上回る高さまで、溢水によ	
	に溢水により発生する水位や水圧に対		i . 溢水源又は <u>溢水経路に</u> 対する対策	り発生する水圧に対して止水性(以下	
	して止水性(以下「止水性」という。)		(i) 漏えい検知器等により溢水の	「止水性」という。)を維持する壁、	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (14 / 60)

接触所で変更が悪い。 上来変更許可能書 本文 事変更許可能書 本文 事変更許可能書 本文 事変更許可能書 私付書類五 発電が工業規模を設定権に対しては範囲に対しているが、
(iv) 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について基準地震動によるる地震力に対して耐震性を確保する設計とし、流水源から除外することにより流水電を低減する。

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (15 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書		発電炉工認 基本設計方針	備考
		しては、漏えい検知システムや		
		床ドレンファンネルからの排水		
		による一般排水ピット等の液位		
		上昇により早期に検知し、溢水		
		防護対象設備の安全機能が損な		
		われない設計とする。溢令		
		ii. 溢水防護対象設備に対する対策		
		(i) 評価の各段階におけるより厳		
		しい結果を与える条件を併せて		
		考慮した上で、溢水防護対象設備の機能喪失高さに対して、溢		
		水防護対象設備の設置高さが発		
		生した溢水による水位を十分に		
		上回る設計とする。溢令		
		(ii) 溢水防護対象設備周囲に堰を		
		設置し、溢水防護対象設備が没		
		水しない設計とする。設置する		
		堰については、発生した溢水に		
		よる水位や水圧に対して流入防		
		止機能が維持できる設計とする		
		とともに, 溢水の要因となる地		
		震や火災等により生ずる荷重や		
		その他環境条件に対して当該機		
		能が損なわれない設計とする。		
		溢◆		
	6.6.2 被水の影響に対する評価及び防	b. 被水の影響に対する設計方針	(2) 被水の影響に対する評価及び防護	
	護設計方針	(a) <u>被水の影響に対する評価方針</u>	設計方針	
		「イ. (ロ)(9)③考慮すべき溢水		
	溢水源からの直線軌道及び放物線軌 (当社の記載)	事象」にて想定した <u>溢水源からの直</u>	溢水源からの直線軌道及び放物線軌	
	担の飛散による依外,相欠小による依 ( イエー 新の開力)	線軌道及び放物線軌道の飛散による	道の飛散による被水及び天井面の開口	
		<u>被水、消火水による被水</u> 並びに <u>天井</u>	部若しくは貫通部からの被水が、防護	
	からの被水が,防護すべき設備に与え る影響を評価する。		すべき設備に与える影響を評価する。 防護すべき設備は、浸水に対する保	
	防護すべき設備は、被水に対する保記載するため。	対象設備が被水により安全機能を損	護構造(以下「保護構造」という。)	
	護構造(以下「保護構造」という。)を	なうおそれがないことを評価する。	を有し、被水影響を受けても要求され	
	有し、被水影響を受けても要求される	<u>なりもとれいれてことを計画する</u> 。 溢⑦d	る機能を損なうおそれがない設計とす	
	機能を損なうおそれがない設計とす	具体的には、溢水防護対象設備が	る。	
	る。 溢⑦d	あらゆる方向からの水の飛まつによ		溢(7)d(P16 から)
		っても有害な影響を生じないよう,		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u>		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全機能を損なうおそれはない。溢⑦ d		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全 <u>機能を損なうおそれ</u> はない。溢⑦ d i. 「JIS C 0920 電気機械器具の		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全 <u>機能を損なうおそれ</u> はない。溢⑦ d i.「JIS C 0920 電気機械器具の 外郭による保護等級(IP コー		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全機能を損なうおそれはない。溢⑦ d i.「JIS C 0920 電気機械器具の 外郭による保護等級(IP コー ド)」における第二特性数字4		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全機能を損なうおそれはない。溢⑦ d i.「JIS C 0920 電気機械器具の 外郭による保護等級(IP コー ド)」における第二特性数字4 以上相当の防滴機能を有するこ		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全機能を損なうおそれはない。溢⑦ d i.「JIS C 0920 電気機械器具の 外郭による保護等級(IP コー ド)」における第二特性数字4 以上相当の防滴機能を有するこ と。溢◇		
		っても有害な影響を生じないよう, 以下に示すいずれかの <u>保護構造を有</u> していれば,溢水防護対象設備が安 全機能を損なうおそれはない。溢⑦ d i.「JIS C 0920 電気機械器具の 外郭による保護等級(IP コー ド)」における第二特性数字4 以上相当の防滴機能を有するこ		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (16 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			性を確保する設計及び実機を想		
			定した被水条件を考慮しても安		
			全機能を損なわないことを被水		
			試験等により確認した溢水防護		
			板の設置又は溢水防護対象設備		
			の電源接続部、端子台カバー接		
			合部等へのコーキング等の水密		
			処理により,被水防護措置がな		
			されていること。溢⑦d		溢⑦d(P15 へ)
			(b) 被水の影響に対する防護設計方		
			針		
			<u>被水</u> による <u>影響評価</u> を踏まえ,以		
			下に示す対策を行うことにより、溢		
			水防護対象設備が被水により安全機		
			能を損なわない設計とする。溢⑦d		溢⑦d(P17 ~)
			i. 溢水源又は溢水経路に対する対		
			策		
			(i) 溢水防護区画外の溢水に対し		
			て,壁,扉,堰,床段差等の設		
			置状況を踏まえ、壁、防水扉及		
			び水密扉、堰、床ドレン逆止弁		
			による流入防止対策を図り溢水		
			の流入を防止する設計とする。		
			流入防止対策として設置する		
			壁、防水扉及び水密扉、堰、床		
			ドレン逆止弁は、発生した溢水		
			による水位や水圧に対して流入		
			防止機能が維持できる設計とす		
			るとともに、基準地震動による		
			地震力等の溢水の要因となる事		
			象に伴い生ずる荷重や環境に対		
			して必要な当該機能が可能な限		
			り損なわれない設計とする。溢		
			(A)		
			(ii) 想定破損による溢水に対して		
			は、破損を想定する配管につい		
			て、応力評価を実施し、破損形		
			状を貫通クラックとできるか、		
			又は破損の想定が不要かを確認		
			し、溢水源から除外する又は溢		
			水防護板を設置することにより		
			被水の影響が発生しない設計と		
			する。溢◇ なお、溢水防護板は想定する水		
			なめ、		
			動による地震力に対して、被水		
			を防止する安全機能を損なわない。		
			い設計とする。溢◇		
			(iii) 地震起因による溢水に対して		
			は、破損を想定する機器について其準性を持たった。		
			て基準地震動による地震力に対		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (17 / 60)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
保護構造を有さない場合は、要求される機能を損ならおされがない起電減計と対象が必要が多性をしないよう当該設備が設置される倫水防護区画において水を用いない商火手投を採用する。等の設計とする設置は、でしまう。北京は、評価された戦水条件を考慮しても要求される機能をよりおされる機能を表情ならおされが、場所とよう。およう。	した。   した、   した、	保護構造を有さない場合は、機能を 損なうおそれがない配置設計取職体が設置であるいますが発生しないよう当該でで、 とを行わないが手段(一般では、 一でもでいて、 一でもでいて、 一でもでいて、 一般では、 一でもでいて、 一般では、 一でもでいて、 一でもでいて、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では	溢⑦d(P16 から)  溢③e (P27, 29, 30, 37, 41 から)

#### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (18 / 60)

技術基準規則 事業変更許可申請書 本文 備考 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉工認 基本設計方針 6.6.3 蒸気影響に対する評価及び防護 c. 蒸気の影響に対する設計方針 (3) 蒸気影響に対する評価及び防護設 (a) 蒸気の影響に対する評価方針 設計方針 計方針 溢水防護区画内で発生を想定する漏 「イ. (ロ)(9)③考慮すべき溢水 区画内で発生を想定する漏えい蒸 えい蒸気, 区画間を拡散する漏えい蒸 気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び 事象」にて想定した溢水源からの漏 気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸 えい蒸気の直接噴出及び拡散による 破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直 気の直接噴出による影響について、設 影響を確認するために, 熱流動解析 接噴出による影響について、設定した 定した空調条件や解析区画条件により コードを用い,実機を模擬した空調 空調条件や解析区画条件により評価す 条件や解析区画を設定して解析を実 評価する。 蒸気曝露試験又は試験困難な場合に 施し, 溢水防護対象設備が蒸気の影 蒸気曝露試験又は試験困難な場合等 実施した机上評価により, 防護すべき 響により安全機能を損なうおそれの に実施した机上評価により、防護すべ 設備の健全性を確認した条件が、漏え ないことを評価する。 具体的には, き設備の健全性を確認した条件が、漏 溢水防護対象設備が, 溢水源から漏 い蒸気による環境条件(温度,湿度及 えい蒸気による環境条件(温度,湿度 び圧力)を満足し、防護すべき設備が えいした蒸気の直接噴出及び拡散に 及び圧力)を満足し、防護すべき設備 が要求される機能を損なうおそれがな 要求される機能を損なうおそれがない よる影響を受け,蒸気曝露試験又は 机上評価によって健全性が確認され 設計又は配置とする。溢⑦e い設計又は配置とする。 漏えい蒸気の影響により、防護すべ ている条件(温度,湿度及び圧力) 漏えい蒸気の影響により、防護すべ き設備が要求される機能を損なうおそ を超えない耐蒸気性を有する設計と き設備が要求される機能を損なうおそ 【許可からの変更点等】 れがある場合は、漏えい蒸気影響を緩 する。溢⑦e れがある場合は、漏えい蒸気影響を緩 「溢水源となる空調用蒸気 和するための対策を実施する。 (b) 蒸気の影響に対する防護設計方 和するための対策を実施する。 の系統を閉止する」方法に 具体的には、蒸気の漏えいを早期に 具体的には、蒸気の漏えいを早期に ついて設計対応を明確にし 自動検知し, 直ちに自動隔離を行うた 自動検知し, 直ちに自動隔離を行うた 蒸気による影響評価を踏まえ,以 た。 めに、自動検知・遠隔隔離システム 下に示す対策を行うことにより, 溢 めに、自動検知・遠隔隔離システム (温度検出器,蒸気遮断弁,検知制 (温度検知器,蒸気遮断弁)及び緊急遮 水防護対象設備が蒸気により安全機 断弁を設置する設計とする。 溢⑦e 溢 能を損なわない設計とする。溢⑦e 御・監視盤)を設置する。所内蒸気系 【未反映事項】 i. 溢水源又は溢水経路に対する<u>対</u> (8)b統に設置する蒸気遮断弁は, 隔離信号 2021 年 8 月 25 日のヒアリングに 発信後■秒以内に自動隔離する設計と 溢⑦e、溢®b(P19 か おける、評価結果に影響する数値 (当社の記載) (i) 溢水防護区画外の蒸気放出に する。 等の記載が必要である旨のご指摘 <不一致の理由> 対して,壁,扉等による流入防 ┃ については今回の資料提出では未 基本設計方針に記載する数値の考え 止対策を図り蒸気の流入を防止 反映。 方を踏まえ, 隔離時間については添 する設計とする。 付書類にて詳細を示すため。 蒸気の漏えいの自動検知及び自動遠 流入防止対策として設置する 壁, 扉等は, 溢水により発生す 隔隔離だけでは防護すべき設備が要求 る蒸気に対して流入防止機能が される機能を損なうおそれがある配管 維持できるとともに、 基準地震 破断想定箇所には, 防護カバーを設置 動による地震力等の溢水の要因 し, 防護カバーと配管のすき間(両側 となる事象に伴い生ずる荷重や 合計■mm 以下)を設定することで漏 (発電炉の記載) 環境に対して必要な当該機能が えい蒸気影響を緩和する設計とする。 <不一致の理由> 損なわれない設計とする。溢◇ また、主蒸気管破断事故時等には、 MOX 燃料加工施設 (ii) 想定破損による溢水に対して 原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による では、防護カバー は、破損を想定する配管につい 原子炉建屋外側ブローアウトパネル (当社の記載) 及びブローアウト (設置枚数■枚、開放差圧■kPa 以 て、応力評価を実施し、破損形 <不一致の理由> パネルの対策を行 下)の開放により、溢水防護区画内に 状を貫通クラックとできるか又 発電炉は、添付書類「V-1-1-8-1」に わないため。 おいて蒸気影響を軽減する設計とす は破損想定が不要とできるかを て記載しているが、許可整合のため 確認する。その結果より必要に 記載するため。 応じ,発生応力を低減する設計 第三十条重大事故等対処設 とし、溢水源から除外すること 備に係る設計とのつながり 重大事故等対処設備については, 可 により蒸気による影響が発生し ない設計とする。溢◇ として記載。 能な限り位置的分散を図ることで、蒸 (iii) 溢水源となる空調用蒸気の系 気影響により設計基準事故に対処する 統を閉止することにより, 溢水 ための設備の安全機能又は同様の機能 防護区画内において蒸気による を有する重大事故等対処設備が同時に

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (19 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	機能喪失しない設計とする。溢③f		影響が発生しない設計とする。	(4) 使用済燃料プールのスロッシング	溢③f (P27, 29, 30
			溢⑦e	後の機能維持に関する溢水評価及び	から)
			具体的には、蒸気の漏えいを検		溢⑦e(P18 へ)
			知し、自動で漏えい蒸気を早期	使用済燃料プールのスロッシングに	
		(発電炉の記載)	隔離する自動検知・遠隔隔離シ	よる溢水量の算出に当たっては、基準	
		<不一致の理由>	<u>ステムを設置する</u> ことにより, 蒸気影響を緩和する設計とす	地震動Ssによる地震力によって生じ	
		MOX 燃料加工施設では使用済み燃料	※ 気影響を抜相する る。自動検知・遠隔隔離システーク	るスロッシング現象を三次元流動解析 により評価し、使用済燃料プール外へ	
		プールに該当する設備がないため。	る。自動機和・虚隔隔離シスケ ムは, <u>温度検出器</u> 及び <u>蒸気遮断</u>	漏えいする水量を考慮する。	
			弁から構成し、中央監視室から	その際、使用済燃料プールの初期条	
			の手動遠隔隔離も行える設計と	件は保守的となるように設定する。	
			する。溢®b	算出した溢水量からスロッシング後	溢⊗b(P18 △)
			また、自動検知・遠隔隔離シス	の使用済燃料プールの水位低下を考慮	,
			テムだけでは溢水防護対象設備	しても、使用済燃料プールの冷却機能	
		【未反映事項】	の健全性が確保されない場合に	及び使用済燃料プールへの給水機能を	
		2021 年 8 月 25 日のヒアリングに	は、破損想定箇所にターミナル	確保し、それらを用いることにより適	
		おける、ターミナルエンド防護力	エンド防護カバーを設置するこ	切な水温及び遮蔽水位を維持できる設	
		バーを基本設計方針に記載しない	とで蒸気漏えい量を抑制して、	計とする。	
		理由が不適切である旨のご指摘に	溢水防護区画内雰囲気温度への BXWなおXA トスポポート	なお、施設定期検査時においては、	
		ついては今回の資料提出では未反	影響を軽減する設計とする。	スロッシングによる溢水が使用済燃料	
		<b>₩</b> 。	蒸気影響評価における配管の想	プール,原子炉ウェル及びドライヤセ	
			定破損評価条件を添 5 第 26 表 に示す。溢�	パレータプールへ戻ることにより,ス ロッシング後にも使用済燃料プールの	
			(iv) 地震起因による溢水に対して	適切な水温及び遮蔽水位を維持できる	
			は、破損を想定する機器につい	設計とする。	
			て基準地震動による地震力に対	KHI C / 00	
			して耐震性を確保する設計と		
			し, さらに, 燃料加工建屋内に		
			設置する加速度計及び緊急遮断		
			弁により地震の発生を早期に検		
			知し自動作動又は中央監視室か		
			らの緊急遮断弁の手動遠隔操作		
			により空調用蒸気系統を早期に		
			隔離できる設計とすることで、		
			蒸気漏えい量を抑制し、蒸気に		
			よる影響範囲を限定する。溢 <b>◇</b> ii. 溢水防護対象設備に対する対策		
			(i) 蒸気の影響に対しては、蒸気		
			曝露試験又は机上評価によって		
			蒸気の影響に対して耐性を有す		
			ることを確認する。具体的に		
			は、蒸気曝露試験又は机上評価		
			によって蒸気放出の影響に対し		
			て耐性を有することが確認され		
			た機器(シール、パッキン等の		W 0 (5 )
			部品を含む。)を採用する。溢		溢⑦e(P18 へ)
			(**) ※ 10 F + = # + 4 A = 10 (# )		
			(ii) 溢水防護対象設備に対し,実 燃た相字した蒸気を供む必要し		
			機を想定した蒸気条件を考慮し 耐蒸気性能を確認した蒸気防護		
			板を設置することによる蒸気防		
L			似で取直りることによる烝気的		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (20 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			護措置を実施する。蒸気防護板		
			は、基準地震動による地震力に		
			対して耐震性を確保する設計並びに基気配管の発力により		
			びに蒸気配管の破損により生ずる環境温度及び圧力に対して当		
			る。溢心		
			d. その他の溢水に対する設計方針		
			地下水の流入、降水、竜巻による		
			飛来物が屋外タンク等に衝突するこ		
			とにより生ずる漏えい等の地震以外		
			の自然現象に伴う溢水が、それらを		
			評価する上で期待する範囲を境界と		
			し、燃料加工建屋に流入するおそれ		
			がある場合には、壁、水密扉、堰等		
			により燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし,溢水防護対象設備		
			が安全機能を損なわない設計とす		
			る。溢令		
		(当社の記載)	機器の誤操作及び誤作動による漏		
		<不一致の理由>	えい及び配管フランジや弁グランド		
		MOX 燃料加工施設では、循環水管の	からのにじみについては、基本的に		
		伸縮継手に該当する施設がないた	漏えい量が少ないと想定されるが,		
		め。	これらに対しては, 漏えい検知器に		
			より,中央監視室で早期に検知し,		
			隔離を行うことで溢水防護対象設備		
			が安全機能を損なわない設計とす		
			る。溢少		
	6.6.4 防護すべき設備を内包する建屋		e. 燃料加工建屋外からの流入防止に	2.6 防護すべき設備を内包する建屋外	
	外で発生する溢水に関する溢水評		関する設計方針	及びエリア外で発生する溢水に関す	
	価及び防護設計方針			る溢水評価及び防護設計方針	
	防護すべき設備を内包する建屋外で		燃料加工建屋外で発生を想定する	防護すべき設備を内包する建屋外及	
	発生を想定する溢水である屋外タンク		<u>溢水</u> が、溢水防護区画に流入するお	びエリア外で発生を想定する溢水であ	
	等で発生を想定する溢水、地下水による場合を表現した。		それがある場合には、燃料加工建屋	る循環水管の伸縮継手の破損による溢	
	る影響を評価する。		外で発生を想定する溢水による影響	水、屋外タンクで発生を想定する溢	
	防護すべき設備を内包する建屋内へ 溢水が流入しない設計とする。		を評価する上で期待する範囲を境界 とした燃料加工建屋内への流入を壁	水、地下水等による影響を評価し、防 護すべき設備を内包する建屋内及びエ	
	具体的には、屋外に設置される屋外	(発電炉の記載)	(貫通部の止水措置を含む。),	リア内へ溢水が流入し伝播しない設計	
	タンク等に関して、基準地震動による	<不一致の理由>	展等により防止する設計とし、 原、堰等により防止する設計とし、	とする。	
	地震力で破損した場合に発生する溢水	MOX 燃料加工施設では、循環水管の	溢水防護対象設備が安全機能を損な		
	が防護すべき設備を内包する建屋内へ	伸縮継手の破損による溢水評価及び 対策がないため。	わない設計とする。溢⑦g		
	流入しない設計とする。溢⑦g	が、宋がないため。		具体的には、循環水管の伸縮継手に	
				よる溢水量低減対策及び溢水水位に対	
				して止水性を維持する壁、扉、蓋の設	
				置及び貫通部止水処置を実施し、溢水	
				の伝播を防止する設計とする。	
				海水ポンプエリア外及びタービン建	
				屋内における循環水管の伸縮継手の破 損による溢水量低減については,循環	
				損による溢水重低減については、循環 水管の伸縮継手の破損箇所からの溢水	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (21 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
【許可からの変更点】 「壁(貫通部の変更点】 「壁ののの変更がままる。 「壁のではいるではないとをいるではないとをいる。」	【未反映事項】 2021年8月25日のヒアリングにおける、サブドレンポンプ等の名称の統一及び設計上の取扱いについて整理する旨のご指摘については今回の資料提出では未反映。  また、地下水に対しては、建屋外周部における壁(貫通部の止水処置を含む。)により地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。溢⑦g 止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。溢⑧d	学来友文計引中請責 本文 (当社の記載) <不一致の理由> サブドレンポンプ及びサブドレンピットは耐震性を有し、多重化しており、水位上昇は考慮しないため。	また、地下水の溢水防護区画への流入経路としては、建屋外壁地下部における配管等の貫通部の除間及で建屋間の洞道が考えられる、地下水面が多り、これらの水頭圧に対しては、地下水面がらの水頭圧に耐える壁(貫通る流入路路に対しては、地下水の流入による影響を記した。以上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防設計とする。溢⑦g溢⑧d	を早期に自動検のははの場合には、 を早期に自動検のは損の場合にははの の場合には損の場合をでする。 によるれ以外は中央制御室からで、 の場合をでする。 によるに、 ののでは、 がでいていては、 ののでは、 がでいていないで、 ののでは、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていては、 がでいていない。 また、 地で、 はずる。 また、 で、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 また、 はずる。 なずる。 また、 はずる。 なずる。 また、 はずる。 なずる。 また、 はずる。 なずる。 また、 はずる。 なが、 なが、 はずる。 なが、 なが、 はずる。 なが、 なが、 はずる。 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、 なが、	VIII ~7
第三十条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりりとして記載。	なお、地震に起因する重大事故等時 の溢水量の算出については、上記の 「基準地震動」を「基準地震動の1.2 倍の地震動」と読み替える。 溢③c	(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、地震起因による重大事故等時の評価用地震動を記載するため。  (発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準要求の違いによるため。		2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針 放射性物質を含む液体を内包する容器,配管その他の設備(ポンプ,弁,使用済燃料プール,ドライヤセパッカプール,原子炉ウェル,ドライヤセパットライヤセパットライヤセパットであるが出る放射性物質を内心が溢水量,溢水防護区し、放射性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいすることを防止し伝播しな	溢③c (P52 から)

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (22 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
				放射性物質を含む液体の溢水量の算出 については、要求される地震力を用い て設定する。 放射性物質を含む液体が管理区域外 に伝播するおそれがある場合には、溢 水水位を上回る高さまで、止水性を維 持する堰により管理区域外への溢水伝	
			f. 溢水評価	播を防止するための対策を実施する。	
			溢水により安全上重要な施設の安		
			全機能が損なわれない設計とし、溢れるアスパケーでは、東世歌可其進		
			水評価に当たっては、事業許可基準 規則の解釈に基づき、設計基準事故		
			に対処するために必要な安全機能を		
			有する構築物,系統及び機器が,そ の安全機能を損なわない設計である		
			<u>ことを確認する。</u> 溢②b		溢②b (P1 ~)
			g. 手順等		
			溢水評価に関して、以下の内容を		
			含む手順を定め、適切な管理を行 う。		
			(a) 配管の想定破損評価において,		
			応力評価の結果により <u>破損形状の</u> 想定を行う場合は,評価結果に影		
			響するような減肉がないことを継		
			<u>続的な肉厚管理</u> を実施することで 確認する。溢⑨d		溢⑨d (P6 ~)
			(b) 配管の想定破損評価による溢水		Amaga (Po / )
			が発生する場合及び基準地震動に		
			よる地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、溢水が発生		
			する場合においては, <u>現場等を確</u>		
			<u>認する手順</u> を <u>定める</u> 。溢⑨f (c) 溢水防護区画において,各種対		溢⑨f (P10 ~)
			策設備の追加,資機材の持込み等		
			により <u>評価条件</u> としている床面積 に見直しがある場合は、あらかじ		
			め定めた手順により <u>溢水評価</u> への		
			影響確認を行う。溢⑨a (d) 防水扉及び水密扉については,		溢⑨a (P2 へ)
			開放後の確実な閉止操作、閉止状		
			態の確認及び閉止されていない状態が確認された。		
			態が確認された場合の閉止操作の 手順等を定める。溢水�		
			(e) 溢水防護対象設備に対する <u>消火</u>		
			水の影響を最小限に止めるため, 消火活動における <u>運用</u> 及び留意事		
			項を火災防護計画に定める。溢⑨		溢⑨h (P17 へ)
			h		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (23 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の <u>溢水防護設備</u> については、必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより、 溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。溢⑨i	(f) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。 溢水令		
	6.7 溢水防護上期待する溢水防護設備の構造強度設計	ト. その他加工設備の附属施設の構造及 び設備 (ニ)その他の主要な事項 (1) 溢水防護設備	ト. その他加工設備の附属施設(ニ) その他の主要な事項(1) 溢水防護設備	2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計	
【許可からの変更点等】 保安規定に定めて管理す ることの明確化。	溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する溢水防護設備の構造強度設計は、以下のとおりとする。 溢水防護設備が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施するとともに必要に応じ補修を実施することとし保安規定に定めて、管理する。 溢⑨i 防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高	安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。溢①a 溢②a そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水、MOX燃料加工施設内で生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、MOX燃料加工施設内における防水扉及び水密扉、	料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。 そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水、MOX燃料加工施設内で生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、MOX燃料加工施設内における防水扉及び水密扉、	溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおりとする。 浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施する。	溢①a(P1 〜) 溢②a(P1 〜)
【許可からの変更点】 設工認段階であることを 踏まえ,設計方針につい て詳細に記載。	さまで止水性を維持する壁及び堰については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。溢⑧e	<u>堰</u> , 遮断弁等により溢水防護対象設備 が安全機能を損なわない <u>設計とする</u> 。 溢⑧e	<ul><li>堰,遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</li><li>益◆</li><li>(発電炉の記載)</li><li>&lt;不一致の理由&gt;</li><li>技術基準要求の違いによるため。</li></ul>	壁、堰、扉、蓋、逆流防止装置及び 貫通部止水処置については、基準地震 動Ssによる地震力に対し、地震時及 び地震後においても、溢水伝播を防止 する機能を損なうおそれがない設計と する。ただし、放射性物質を含む液体 が管理区域外に伝播することを防止す るために設置する堰については、要求 される地震力に対し、地震時及び地震 後においても、溢水伝播を防止する機 能を損なうおそれがない設計とする。	
第三十条重大事故等対処設 備に係る設計とのつながり リとして記載。	大事故等の対処に必要な重大事故等対処設備を防護するために必要な溢水防護設備については、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、安全性を損なうおそれがない設計とする。溢③c	(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の設計上の考 慮として、地震起因による重大事故 等時の評価用地震動を記載するた	(発売にの言1#)	SP と 1、世 伝 PJ 6887 よ 6ので、 1 マ PL 2世 * ・ ・ )	溢③c (P52 から)
		రు.	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、防護カバー や循環水系隔離システムの対策がな いため。	漏えい蒸気影響を緩和する防護カバーの設計においては、配管の破断により発生する荷重に対し、蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする。 循環水管の伸縮継手の破損箇所からの溢水量を低減する可撓継手及び循環水系隔離システムに係る設備の設計においては、基準地震動Ssによる地震	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (24 / 60)

	力に対し、地震時及び地震後において も、溢水量を低減する機能を損なうお それがない設計とする。	
MOX燃料加速は、重大事故に発生した場合に対する事故を発生を防止する場合に、また、重大事故の変生を発生した防止がいる。重大事故のが、大きなに対して、また、重大事故のが、大きないで、また、ので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないで、ないので、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ない		溢③a(P2 ~)
	(1) 重大事故等対処設備に関する設計 MOX燃料加を発生を持足する設計を発生を持足する。 重大事故の発生を防止する 表記 で、重大事故の発生を防止する 表記 が発生を防止する 表記 が変 ない で、 まで、 まで、 まで、 まで、 まで、 まで、 まで、 まで、 まで、	(1) 重大事故等対処設備に関する設計 MOX燃料加工施設は、重大事故の発生とた場合において、東大事故の発生を防止するために、また、重大事故の充生生した場合においても、東土の放射性物質の異常な水準の放射性物質の異常な水準の放射性が関での異常な水準の放射性を防止する。 重大事故等が必要な結構ときる。 重大事故等対処設備が接能を発達した上で期待する機能が発揮の表情が表情が表情が表情が表情が表情があら、表生た、重大事故等対処設備が接能を発揮するために必要な系数。 重大事故等対処設備は、共用対象の施設でとに要求からために必要な系数。  重大事故等対処設備は、共用対象の施設でとに表すの地内に設置する。 東大事故等対処設備に、地内が表示を表示により安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及が再処理施設と悪影響をどずる。重大事故地が表示と思いまといまり、電子を表示には、再処理施設の変が発量を対して、表述を表示には、方面にに発生する事と可能の変が、表示を保証する。 東大事故等人の変が、表示を保証する。また、同時に発生する再処理機に対処する。の重大事故等人の数等による環境条件の影響とで、表示に、表示を表示による環境条件の影響に対処する。また、同時に発生する重大事故等人の設備に対処するものと外的事象を関因とする重大事故等人の設備に対処するものを外的事象を関とする重大事故等人の設備に対処するものを外的事象を関とする。常数単立ないで、表示を応じて、対処するものを必要といいまないで、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を応じて、表示を対して、表示を対して、表示を応じて、表示を応じて、表示を対して、表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (25 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			ものを「常設耐震重要重大事故等対処		
			設備」、常設重大事故等対処設備であ		
			って常設耐震重要重大事故等対処設備		
			以外のものを「常設耐震重要重大事故 等対処設備以外の常設重大事故等対処		
			設備」という。		
			可搬型重大事故等対処設備は、重大		
			事故等対処設備のうち可搬型のものを		
			いう。		
			主要な重大事故等対処設備の設備分		
			類を添 5 第 28 表に示す。		
			また、主要な重大事故等対処設備の 設置場所及び保管場所を添5第32図		
			改画場別及の保育場別を称り第 32 図 に示す。		
		a. 共通要因故障に対する考慮等	① 共通要因故障に対する考慮等		
		(a) 共通要因故障に対する考慮	a. 共通要因故障に対する考慮		
		重大事故等対処設備は、共通要因	重大事故等対処設備は, 共通要因		
		の特性を踏まえた設計とする。共通	の特性を踏まえた設計とする。共通		
		要因としては、重大事故等における	要因としては、重大事故等における		
		条件、自然現象、人為事象及び周辺 機器等からの影響並びに「六.ロ.	条件、自然現象、人為事象及び周辺 機器等からの影響並びに「添付書類		
		(ハ) (1) ①重大事故の発生を仮	七 ニ. (イ) 重大事故の発生を仮		
		定する際の条件の設定及び重大事故	定する際の条件の設定及び重大事故		
		の発生を仮定する機器の特定」に記	の発生を仮定する機器の特定」に記		
		載する設計基準事故において想定し	載する設計基準事故において想定し		
		た条件より厳しい条件を要因とした	た条件より厳しい条件を要因とした		
		事象を考慮する。	事象を考慮する。		
		共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大		
		事故等が発生した場合における温	事故等が発生した場合における温		
		度、圧力、湿度、放射線及び荷重を	度、圧力、湿度、放射線及び荷重を		
		考慮する。	考慮する。		
		共通要因のうち自然現象として,	共通要因のうち自然現象について		
		地震,津波,風(台風),竜巻,凍	は、地震、津波に加え、敷地及びそ		
		結,高温,降水,積雪,落雷,火山	の周辺での発生実績の有無に関わらず、国内体の其準の文献等に其づき		
		の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による	ず,国内外の基準や文献等に基づき 収集した洪水,風(台風),竜巻,		
		荷重の組合せについては、地震、風	凍結、高温、降水、積雪、落雷、地		
		(台風)、積雪及び火山の影響を考	滑り,火山の影響,生物学的事象,		
		慮する。	森林火災及び塩害等の事象を考慮す		
			る。その上で、これらの事象のう		
			ち、敷地及びその周辺での発生の可		
			能性、重大事故等対処設備への影響		
			度,事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から,重大事故等		
			対処設備に影響を与えるおそれがあ		
			る事象として、地震、津波、風(台		
			風),竜巻,凍結,高温,降水,積		
			雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事		
			象,森林火災及び塩害を選定する。		
			自然現象による荷重の組合せについ		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (26 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			ては、地震、風(台風)、積雪及び		
			火山の影響を考慮する。		
		共通要因のうち人為事象として,	共通要因のうち人為事象について		
		航空機落下、有毒ガス、敷地内にお	は、国内外の文献等から抽出し、さ		
		ける化学物質の漏えい、電磁的障	らに事業許可基準規則の解釈第9条		
		害,近隣工場等の火災,爆発を選定	に示される飛来物(航空機落下),		
		する。故意による大型航空機の衝突	有毒ガス、敷地内における化学物質		
		その他のテロリズムについては、可	の漏えい、電磁的障害、近隣工場等		
		搬型重大事故等対処設備による対策 を講ずることとする。溢水田	の火災,爆発,ダムの崩壊,船舶の 衝突及び故意による大型航空機の衝		
		を 再りることとりる。 価水田	質		
			その上で、これらの事象のうち、敷		
			地及びその周辺での発生の可能性、		
			重大事故等対処設備への影響度、事		
			象進展速度や事象進展に対する時間		
			余裕の観点から、重大事故等対処設		
			備に影響を与えるおそれのある事象		
			として、航空機落下、有毒ガス、敷		
			地内における化学物質の漏えい、電		
			磁的障害,近隣工場等の火災,爆発		
			を選定する。故意による大型航空機		
			の衝突その他のテロリズムについて		
			は、可搬型重大事故等対処設備によ		
		サ通亜田のる <i>た</i> 国辺機関等からの	る対策を講ずることとする。溢水金		
		共通要因のうち周辺機器等からの 影響として,地震, <u>溢水</u> ,火災によ	共通要因のうち周辺機器等からの 影響として地震、溢水、火災による		
		る波及的影響及び内部発生飛散物を	波及的影響及び内部発生飛散物を考		
		考慮する。溢③a	慮する。溢水◆		
		共通要因のうち「六. ロ. (ハ)	共通要因のうち「添付書類七		溢③a(P2 へ)
		(1) ①重大事故の発生を仮定する	ニ. (イ) 重大事故の発生を仮定す		
		際の条件の設定及び重大事故の発生	る際の条件の設定及び重大事故の発		
		を仮定する機器の特定」に記載する	生を仮定する機器の特定」に記載す		
		設計基準事故において想定した条件	る設計基準事故において想定した条		
		より厳しい条件を要因とした外的事	件より厳しい条件を要因とした外的		
		象の地震の影響を考慮する。溢水田	事象の地震の影響を考慮する。溢水		
		· 24-20, -5-   -+- 1/ 65- 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/			
		i. 常設重大事故等対処設備	(a) 常設重大事故等対処設備		
		常設 <u>重大事故等対処設備</u> は,共通 要因によって設計基準事故に対処す	常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処す		
		るための設備の安全機能と同時にそ	るための設備の安全機能と同時にそ		
		の機能が損なわれるおそれがないよ	の機能が損なわれるおそれがないよ		
		う、内的事象を要因とする重大事故	う、内的事象を要因とする重大事故		
		等に対処するものと外的事象を要因	等に対処するものと外的事象を要因		
		とする重大事故等に対処するものそ	とする重大事故等に対処するものそ		
		れぞれに対して想定される重大事故	れぞれに対して想定される重大事故		
		等が発生した場合における環境条件	等が発生した場合における環境条件		
		に対して健全性を確保することによ	に対して健全性を確保することによ		
		り、信頼性が十分に高い設計とす	り, 信頼性が十分に高い設計とす		
		る。ただし、内的事象を要因とする	る。ただし、内的事象を要因とする		
		重大事故等へ対処する常設重大事故	重大事故等へ対処する常設重大事故		
		等対処設備のうち安全上重要な施設	等対処設備のうち安全上重要な施設		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (27 / 60)

四、 (ハ) (2) ②重大半故学同時 に又は連鎖して発生した場合の対  処」に示すとおり、MO X 燃料加工施設での重大率放は、「核燃料物質 等を閉じ込める機能での重大率放・「核燃料物質 等を閉じ込める機能で変大」のみで あり、同時に又は連鎖して発生する 可能性のない事故の間での重大率放 等対処数値の共用は行わない。	備考	発電炉工認 基本設計方針	事業変更許可申請書 添付書類五	事業変更許可申請書 本文	設工認申請書 基本設計方針	技術基準規則
要素値により必要な機能を確保する こと、安全上変数のたい。可管では、 の対応を行うこと、節曲する工程の 空上を交上でしまり、まやお客を確保する で表がと生る。その他の常弦な士をである。 便した設計とする。その他の常なな士を、 のるに登かに設計とする。その他の常なな士を、 のるに登かに設計とする。その他の常なな士を、 のるに登かに記する理から、 のるに登かに記する理から、 ののはなかに登かしていても、の金を理 のうを乗作。独立作、位便的方数と等 のなに設計とする。その他の常なな士を、 のないに対していても、の金を理 のと設計とする。その他の常なな士を、 のないに対していても、の金を理 のが成立をはないを対して発生した場合の対 が、にかしており、例の工機等が同 に又は無対して発生した場合の対 が、にかしており、例の工機等が同 等を行じ込める機能の変失りから、 のかり、同時に又は無対して発生した場合の対 のない事故のでの血大事故は、「経験科験質 等を行じ込める機能の変失りから、 のかり、同時に又は無対して発生してあるのが関いを失うなない。 正大事なに対して発生する。 のが対しない事故の間での自、文章な対を対していて事故の間での自、文章な対を対していまない。 正大事なに対ける条件に対して常成本大学教学が発生した場合に対 する現ま、生力、現実、教科保及び 第重を考し、ことの機能を確保す。 第二大事故等が発生した場合は対 する現まして対していまない。 「最大事故等が発生した場合に対 する現ましておいまない。 「最大事故等が発生した場合に対 する現ましては、「現在を 対るる大学教学が発生した場合に対 する現ましては、「現在を 対るる大学教学が発生した場合に対 する現ましては、「の人」の環境を発生 に、「の人」の環境を発生 に、「の人」の表述を発生 に、いて、「対し、「人」()」の環境を発生 に、に、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、な に、ま、ま な は は に に は い 場 に は は は は は は は は は は は は は は は は は は			以外の安全機能を有する施設と兼用	以外の安全機能を有する施設と兼用		
上上、安全上文庫のたい場面で使用 の対を行うこと、機量する工場の 空血等文はこれらを提出に進み合わ 地方ことにより、その機能を確保する る政計とする。その他の常改進大手 依等方核交通にハマでも、可能が出 り多様性、数では、健立的今を含 遠した恋計とする。権等の権力が (3d 協会・企設)権力を参加。 (3d 協会・企設)権力を参加。 (3d 協会・企設)権力を参加。 (3d 協会・企設)権力を参加。 (4) (2) (3) 海大学政が同時 に又は変担して発生した場合の対 対 に、バン(2) (3) 海大学政が同時 に又は変担して発生した場合の対 対 に、バン(3) (3) 海大学政が同時 に又は変担して発生した場合の対 対 に、バン(3) (3) 海大学政が同時 に又は変担して発生した場合の対 対 に、バン(3) (3) 海大学政が同時 にて、(4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			する常設重大事故等対処設備は、代	する常設重大事故等対処設備は、代		
の対応を行うこと。関連する工具の を止至文により。その利金を確保するでは、からでは、の表面とする。での利金の常は、地域・ をいることにより。その他の常えは、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名で			替設備により必要な機能を確保する	替設備により必要な機能を確保する		
世の主人により、全の機かを経過することにより、その機が全体に対している。可能ないでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部			こと, 安全上支障のない期間で修理	こと, 安全上支障のない期間で修理		
おおこととにより、その機能を指揮であるまとす。     おおことにより、その機能を指揮であるまとす。     おきかりの表情についても、可能な限り、多様性、独立性、位置的分数を考し、につまうする、磁学の電影、「大」に、(ハ)(2) ③重大事が大の同時に入び連鎖して発生した場合の対     提供につませまり、MO X燃料が加工施設での重大事故に、対象が利力     施設での重大事故に、対象が利力     施設での重大事故に、対象が利力     施設での重大事故に、対象が利力     施設での重大事故に、対象が利力     施設での重大事故に、対象が利力     施設をおりに入び連載して発生する     可能性のない事故の指での重大事故に     富を本事故等が発生した場合に対して常定を大事故等が必要に対する条件に対して常定を大事故等が必要に対する条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して常定を支事故等が必要に表現る条件に対して発度を表する条件に対して発度を発展し、その構能を確認に、地定等対象が発生した場合に対して必要なが多りを発展し、表の構能を確認に、この構能を確認によって表現を表現している。     「子」、演集、政科教及び、育造を考慮し、その構能を確認に表現して必要なが表現な関係に対して多な対しまれていました。    「子」、使、上、力、使、人の関係を確認によって表現を発展し、できる設計とする。    生きなど、対して表現を対象が発し、    「子」、使、上、一、(1) (1) (1) (1) (2) 重大事が等対処施強に、「液     「不」(一)(2) 重大事が等対処施強に、「活り、「大きなどが実し、対象の研究数計」     「一」(一)(2) 重大事が等対処施強な研究を対象が対象が関数計。     「一」(一)(3) (3) 無要なが対象が表現し、一、表現とが対象に対する例と、    「一」(1) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5			の対応を行うこと, 関連する工程の	の対応を行うこと、関連する工程の		
る設計とする。その他の常設重大事 被等外処域についても、可定な限 別多様性、独立性、位置的分散を考 適した設計とする。鑑3。確認3。鑑 (3) (4) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (4) (1) (5) 至 (7) (7) (2) (2) (2) (2) (2) (4) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			停止等又はこれらを適切に組み合わ	停止等又はこれらを適切に組み合わ		
数等対処設備についても、可能公服			せることにより、その機能を確保す	<u>せること</u> により <u></u> その機能を確保す		
9 多様性、 烈立性、 位置的分散を考 恵した設計とする。 磁③の 強③か 強 ③ 4 強突の 磁③が 強砂を 2 対 元、 ラ ( ハ ( 2 ) ( 3 ) 通 大事 故 所			る設計とする。その他の常設重大事	る設計と <u>する</u> 。その他の常設重大事		
■ した設計とする。 補係の 確保の 注意 (大)				故等対処設備についても,可能な限		
② (金の) 確②・ 後3・ 液の・ 後3・ 液の・ 次の (金)			り多様性,独立性,位置的分散を考	り 多様性,独立性,位置的分散を考		
に又は連鎖した発生した場合の対 処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する同能性のない事故の間での重大事故 等を閉じ込める機能の要失りのみであり、同時に又は連鎖して発生する同能性のない事故の間での重大事故 等対処設備の共用は行わない。 重大事故等対処を傾の共用は行わない。 重大事故等対処を傾っ共用は行わない。 重大事故等対処を傾っ共用は行わない。 重大事故等対処を傾し、想定される重大事故等対処を確し、想定される重大事故等対処を構し、想定される重大事故等対処を確し、想定される重大事故等対処を確し、をの機能を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確し、程定される重大事故等に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確実に発揮できる設計とする。重大事故等に及び成とに対して常数に大力の機を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処を確実に対する健全性については、「イ・(へ)(1) ②腹境条件 等に記載する。 常設重大事故等対処を確実に対していては、「イ・(へ)、手護地整定 が思していて、「、」(・ へ)、再選地整及 で思した事故等が対処を確実に対していては、「「、」()。 「、」「イ・(~) () ③腹境条件 等に記載する。 常数重大事故等対処を確認の耐度を対し、地震、非故及び火災 に対しては、「「イ」(口)() ② 生来故等対処施認の耐度設計」、「「「、(()(6) 神政による損傷 「に」(2) 重大事故等列処。 に対しては、「イ・(ロ)(4) ② し、重大事故等対処施認の耐度設計」、「「・((ロ)(6) 神政による損傷 「か」」及び「イ・(ロ)(4) ② し、重大事故等対処施設の耐度設計、「「・(ロ)(1) ② し、重大事故等対処施設の耐度設計、「「・(ロ)(1) ② し、重大事故等対処施設の耐度と対する死			慮した設計とする。溢水◆なお, _			
に又は連動して発生した場合の対	(3a (P2 ∕~)		「添付書類七 ホ. (ロ) (5) 重			
20. に示すとおり、MO X燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等が見触にない事故の間での重大事故等が現してない事故の間での重大事故等が知いまない事故の間での重大事故等が発生した場合に対して常設重大事故等が発生した場合における重度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。  「というのというない事故を対処設備は、提定される重大事故等が発生した場合における重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等が発生した場合における重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等が発生した場合における条件に対する健全性については、「イ、(ハ)・「の、「の、「の、「の、」、「の、」、「の、」、「の、」、「の、」、「の、」、	(3)b (P4 ∕~)		大事故が同時に又は連鎖した場合の	口. (ハ) (2) ③重大事故が同時		
施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等外処設備の共用は行わない。 重大事故等が発生した場合における条件に対して常設重大事故等が発生した場合における温度、圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事な等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 本本 東	③d (P14 ~)			に又は連鎖して発生した場合の対		
等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故を対処設備の共用は行わない。 重大事故等なおける条件に対して常設重大事故等が発生した場合における健康、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮、上力、湿度、放射線及び荷重を考慮、上力、湿度、放射線及び荷重を考慮、上力、湿度、放射線及び荷重を考慮、上力、湿度、放射線及び荷重を考慮、上力、湿度、放射線及び荷重を考慮、上力、湿度、水射線及び荷重を考慮、上型、湿度、水射線及び荷重を考慮、上型、調度、放射線及び荷重を考慮、上型、温度、上力、湿度、皮脂、皮脂、上、「イ、(ハ)(1)②環境条件等」に記載する。  「正、(二) な地盤に設置し、地震、洋波及び火災、対して常設重大事故等対処設備は、「逐行主類」に、、一、 正、 基礎地態及の必要を性評価」に基づく地館に設置し、地震、洋波及び火災に対しては、「イ、(ロ)(5)②重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ、(ニ)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」、「「イ、(ロ)(5)②重大事故等対処施設の耐震設計」、「イ、(ロ)(6)津波による損傷の共災及び爆発の防止」に基づ	③e (P17 ~)					
あり、同時に又は連鎖して発生する 可能性のない事故の間での重大事故 等対処設備の共用は行わない。	③f (P19 ~)					
可能性のない事故の間での重大事故 等対処設備の共用は行わない。 重大事故等における条件に対して 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、温度、放射線及び 荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 常設重大事故等対処設備は、「イ・(ハ)(1)③環境条件 第改重大事故等対処設備は、「イ・(ハ)(1)③環境条件 第次のび火災に対して常設重大事故等対処設備は、「添 付書類三 ロ・(ハ)基礎地盤及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、「添 付書類三 ロ・(ハ)基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災 地整に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、「添 付書類三 ロ・(ハ)基礎地盤及 び周辺斜面の安定性評価」に基づく地壁に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ・(ロ)(5)② 重大事故等対処施設の耐震設計」、「「イ・(ロ)(6)津波による損傷 の防止」及び「イ・(ロ)(6))企 重大事故等対処施設の耐震設計」、「「イ・(ロ)(6))がよよる損傷 の防止」及び「イ・(ロ)(1)① 施設の火災及び爆発の防止」に基づ	(9c (P4 ∼)					
重大事故等における条件に対して 常設重大事故等が発生した場合にお ける重度、圧力、湿度、放射線及び 荷重を考慮し、その機能を確実に発 揮できる設計とする。 常設重大事故等対処設備は、 「イ、(イ) 敷地の面積及び形状」 に基づく地盤に設置し、地震、計 及び火災に対して常設重大事故等対 処設備は、「ロ、(ホ) (2) 重大 事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ、(二) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ、(二) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ、(二) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ、(二) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「イ、(ロ) (6) ② 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「イ、(ロ) (6) ② 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「イ、(ロ) (4) ① 施設の火災及び爆発の防止」に基づ			故等対処設備の共用は行わない。			
常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。  常設重大事故等対処設備は、「る温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等に表げる条件に対する健全性については、「イ・(ハ) (1) ③環境条件等しに記載する。  常設重大事故等対処設備は、「活、「イ・(ハ) (1) ③環境条件等して記載する。  常設重大事故等対処設備は、「添付書類三 ロ・(ヘ) 基礎地盤及びが災に基づく地盤に設置し、地震、津波及びが災災に対して常設重大事故等対処設と、地盤に設置し、地震、津波及び水災処設備は、「「ス・(ハ) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1						
れる重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。  常設重大事故等対処設備は、「イ・(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。 常設重大事故等対処設備は、「流 (イ) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置し、地震、津波 で周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波 で周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波 で周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処施設し、と、 (エ対しては、「イ・(ロ) (5) ② 重大事故等対処施設の耐震設計」、「「ロ・(一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)						
ける温度, 圧力, 湿度, 放射線及び 荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 軍設重大事故等対処設備は、「イ、(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。 常設重大事故等対処設備は、「流 「イ、(イ) 敷地の面積及び形状」に基づ、地盤に設置し、地震、津波 及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、「添 付書類三 ロ、(へ)基礎地盤及 で周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波 及び火災に対して常設重大事故等対 処設備は、「ロ、(ホ) (2) 重大 事故等対処施設の耐震設計」、「ロ、(へ) 前津波構造」及び 「ロ、(ニ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「イ、(ロ) (6) 津波による損傷 の防止」及び「イ、(ロ) (4) ① 施設の火災及び爆発の防止」に基づ						
荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 「本できる設計とする。 「本できる設計とする。 「本できる設計とする。重大事故等対処設備は、「不できる設計とする。重大事故等対処設備は、「不できる設計とする。重大事故等対処設備は、「不できる設計とする。重大事故等対処設備は、「不できる設計とする。重大事故等対処設備は、「不できる設計とする。重大事故等対処設備は、「不できるでは、「不できないなない、」」できるでは、「不できるできるでは、「不できるでは、「不できるでは、「不できるでは、「不できるできない、」」では、「不できるでは、「できるでは、「できるでは、これでは、「できんできんでは、「できんでは、これでは、「できんでは、これでは、これでは、これでは、「できんでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ						
輝できる設計とする。						
おける条件に対する健全性については、「イ、(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。 常設重大事故等対処設備は、「活で設重大事故等対処設備は、「流で設重大事故等対処設備は、「流では、「イ、(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。 常設重大事故等対処設備は、「流では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本では、「本						
常設重大事故等対処設備は、「イ、(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。 常設重大事故等対処設備は、「添付書類三 ロ. ( へ) 基礎地盤及に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処施設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処施設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ. (ロ) (5) ② に対しては、「イ. (ロ) (5) ② に対しては、「イ. (ロ) (6) 津波による損傷「ロ. (ニ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「イ. (ロ) (6) 津波による損傷の防止」及び「イ. (ロ) (4) ①				揮できる設計とする。		
第設重大事故等対処設備は, 「イ. (イ) 敷地の面積及び形状」 に基づく地盤に設置し,地震,津波 及び火災に対して常設重大事故等対 処設備は,「ロ. (ホ) (2) 重大 事故等対処施設の耐震設計」, 「ロ. (〜) 耐津波構造」及び 「ロ. (二) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」, 「ロ. (〜) 耐津波構造」及び 「ロ. (二) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」, 「が. (ロ) (6) 津波による損傷 の防止」及び「イ. (ロ) (4) ①  施設の火災及び爆発の防止」に基づ  第設重大事故等対処設備は,「添 付書類三 ロ. (〜) 基礎地盤及 び周辺斜面の安定性評価」に基づく 地盤に設置し,地震,津波及び火災 に対しては,「イ. (ロ) (5) ② 重大事故等対処施設の耐震設計」, 「イ. (ロ) (6) 津波による損傷 の防止」及び「イ. (ロ) (4) ①  b. 重大事故等対処施設に対する火						
常設重大事故等対処設備は、「「イ・(イ)敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処 処設備は、「ロ・(ホ)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ・(へ)耐津波構造」及び「ロ・(二)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」、「イ・(ロ)(6)津波による損傷「ロ・(二)(2)重大事故等対処施設の「イ・(ロ)(4)① 施設の火災及び爆発の防止」に基づ b・重大事故等対処施設に対する火						
「イ. (イ) 敷地の面積及び形状」 に基づく地盤に設置し、地震、津波 及び火災に対して常設重大事故等対 処設備は、「ロ. (ホ) (2) 重大 事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ. (へ) 耐津波構造」及び 「ロ. (ニ) (2) 重大事故等対処 施設の火災及び爆発の防止」に基づ  付書類三 ロ. (へ) 基礎地盤及 び周辺斜面の安定性評価」に基づく 地盤に設置し、地震、津波及び火災 に対しては、「イ. (ロ) (5) ② 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「イ. (ロ) (6) 津波による損傷 の防止」及び「イ. (ロ) (4) ① b. 重大事故等対処施設に対する火				No en established to the second		
に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ. (へ) 耐津波構造」及び「「イ. (ロ) (5) ② 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ. (へ) 耐津波構造」及び「イ. (ロ) (6) 津波による損傷の防止」及び「イ. (ロ) (4) ① した設の火災及び爆発の防止」に基づし、重大事故等対処施設に対する火						
及び火災に対して常設重大事故等対処 地盤に設置し、地震、津波及び火災 に対しては、「イ・(ロ)(5)② に対しては、「イ・(ロ)(5)② 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ・(へ)耐津波構造」及び 「イ・(ロ)(6)津波による損傷 の防止」及び「イ・(ロ)(4)① も・重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づ も・重大事故等対処施設に対する火						
<ul> <li>処設備は、「ロ. (ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、</li> <li>「ロ. (へ) 耐津波構造」及び「イ. (ロ) (5) ②</li> <li>「ブロ. (へ) 耐津波構造」及び「イ. (ロ) (6) 津波による損傷の防止」及び「イ. (ロ) (4) ①</li> <li>施設の火災及び爆発の防止」に基づ</li> <li>し. 重大事故等対処施設に対する火</li> </ul>						
事故等対処施設の耐震設計」,       重大事故等対処施設の耐震設計」,         「ロ. (へ)耐津波構造」及び       「イ. (ロ) (6)津波による損傷         「ロ. (ニ) (2)重大事故等対処       の防止」及び「イ. (ロ) (4)①         施設の火災及び爆発の防止」に基づ       b. 重大事故等対処施設に対する火						
「ロ. ( へ) 耐津波構造」及び 「ロ. (ニ) (2) 重大事故等対処 施設の火災及び爆発の防止」に基づ 「イ. (ロ) (6) 津波による損傷 の防止」及び「イ. (ロ) (4) ① b. 重大事故等対処施設に対する火						
「ロ. (二) (2) 重大事故等対処 の防止」及び「イ. (ロ) (4) ① 施設の火災及び爆発の防止」に基づ b. 重大事故等対処施設に対する火						
施設の火災及び爆発の防止」に基づ b. 重大事故等対処施設に対する火						
				に基づく く設計とする。また,設計基準事故		
く設計とする。また、設計基準事故						
作を要因とした外的事象の地震に対 事故において想定した条件より厳し						
して、地震を要因とする重大事故等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
に対処するために重大事故等時に機に対して、地震を要因とした外的事象の地震						
能を期待する常設重大事故等対処設とは一般に対して、地震を安固とする重人事に対して、地震を安固とする重人事						
能を期待する常設重人争成寺が処設 成寺に対処する常設重人争成寺が処 備は、「ロ. (ト)(2)②e. 地 設備は、「イ. (ハ)(1)⑤地震						
震を要因とする重大事故等に対する を要因とする重大事故等に対する施						
展を安凶とする里人事故寺に対する を安凶とする里人事故寺に対する 施設の耐震設計」に基づく設計とす 。 設の耐震設計」に基づく設計とす						
る。溢水田また、溢水、火災に対し る。地震、津波、火災に対する健全						
で常設重大事故等対処設備は、設計 性については、「イ.(ハ)(1)						
- <u>これは単大争成等対処設備は、設計</u> - 住については、 17. (アリー) - 基準事故に対処するための設備の安 - ③環境条件等」に記載する。溢水 <b>④</b>						
全機能と同時にその機能が損なわれまた、溢水、火災に対して常設重大						

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (28 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		るおそれがないよう,健全性を確保 する設計とする。溢③a	事故等対処設備は、設計基準事故に 対処するための設備の安全機能と同 時にその機能が損なわれるおそれが ないよう、健全性を確保する設計と する。溢水◆		溢③a (P2 ~)
		常設重大事故等対処設備は、風 (台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降 水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物 学的事象, 森林火災, 塩害, 航空機 落下, 有毒ガス, 敷地内における化 学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣	常設重大事故等対処設備は,風 (台風),竜巻,凍結,高温,降 水,積雪,落雷,火山の影響,生物 学的事象,森林火災,塩害,航空機 落下,有毒ガス,敷地内における化 学物質の漏えい,電磁的障害,近隣		
		工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	工場等の火災, 爆発に対する健全性 については, 「イ. (ハ) (1)③ 環境条件等」に記載する。		
		周辺機器等からの影響のうち内部 発生飛散物に対して、回転羽の損壊 により飛散物を発生させる回転機器 について回転体の飛散を防止する設 計とし、常設重大事故等対処設備が 機能を損なわない設計とする。 環境条件に対する健全性について	周辺機器等からの影響について, 地震に対して常設重大事故等対処設備は, 当該設備周辺の機器等からの 波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また, 当該設備周辺の資機材の落下, 転倒による損傷を 考慮して, 当該設備周辺の資機材の		
		は, 「ロ. (ト)(2)②c. 環境条件 等」に記載する。 溢水田	落下防止,転倒防止,固縛の措置を 行う。内部発生飛散物に対して常設 重大事故等対処設備は,当該設備周 辺機器の回転羽の損壊により飛散物 を発生させる回転機器について回転 体の飛散を防止する設計とする。ま たは,設計基準事故に対処するため の設備の安全機能と同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう,位		
			置的分散を図る。内部発生飛散物に 対する健全性については、「イ. (ハ) (1) ③環境条件等」に記載 する。溢水◆		
		ii. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型 <u>重大事故等対処設備</u> は, 共 通要因によって <u>設計基準事故に対処</u> するための設備の安全機能又は常設 <u>重大事故等対処設備</u> の重大事故等に	(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は,共 通要因によって設計基準事故に対処 するための設備の安全機能又は常設 重大事故等対処設備の重大事故等に		
		対処するために必要な機能と同時に その機能が損なわれるおそれがない よう内的事象を要因とする重大事故 等に対処するものと外的事象を要因 とする重大事故等に対処するものそ れぞれに対して想定される重大事故	対処するために必要な機能と同時に その機能が損なわれるおそれがない よう内的事象を要因とする重大事故 等に対処するものと外的事象を要因 とする重大事故等に対処するものそ れぞれに対して想定される重大事故		
		等が発生した場合における環境条件に対して <u>健全性を確保する</u> こと,位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備について	等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること,位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備について		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (29 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		も, 可能な限り多様性, 独立性, 位	も,可能な限り多様性,独立性,位		
		置的分散を考慮した設計とする。溢	置的分散を考慮した設計とする。溢		
		③a 溢③d 溢③e 溢③f なお,「六.	水◆なお、「添付書類七 ホ.		
		口. (ハ) (2) ③重大事故が同時	(ロ) (5) 重大事故が同時に又は		溢③a(P2 へ)
		に又は連鎖して発生した場合の対	連鎖した場合の対処」に示すとお		溢③d(P14 △)
		処」に示すとおり、MOX燃料加工	り、MOX燃料加工施設での重大事		溢③e(P17 △)
		施設での重大事故は、「核燃料物質	故は、「核燃料物質等を閉じ込める		溢③f(P19 ~)
		等を閉じ込める機能の喪失」のみで	機能の喪失」のみであり、同時に又		
		あり, 同時に又は連鎖して発生する	は連鎖して発生する可能性のない事		
		可能性のない事故の間での重大事故	故の間での重大事故等対処設備の共		
		等対処設備の共用は行わない。	用は行わない。		
		可搬型重大事故等対処設備は,地	可搬型重大事故等対処設備は,地		
		震、津波、その他の自然現象又は故	震、津波、その他の自然現象又は故		
		意による大型航空機の衝突その他の	意による大型航空機の衝突その他の		
		テロリズム, 設計基準事故に対処す	テロリズム, 設計基準事故に対処す		
		るための設備及び重大事故等対処設	るための設備及び重大事故等対処設		
		備の配置その他の条件を考慮した上	備の配置その他の条件を考慮した上		
		で常設重大事故等対処設備と異なる	で常設重大事故等対処設備と異なる		
		保管場所に保管する設計とする。	保管場所に保管する設計とする。		
		重大事故等における条件に対して	重大事故等における条件に対して		
		可搬型重大事故等対処設備は、想定	可搬型重大事故等対処設備は、想定		
		される重大事故等が発生した場合に	される重大事故等が発生した場合に		
		おける温度、圧力、湿度、放射線及	おける温度, 圧力, 湿度, 放射線及		
		び荷重を考慮し、その機能を確実に	び荷重を考慮し、その機能を確実に		
		発揮できる設計とする。	発揮できる設計とする。重大事故等		
			時における条件に対する健全性につ		
			いては, 「イ. (ハ) (1) ③環境		
		<b>B</b> カレルダイフ 可拠刑 手上東投放	条件等」に記載する。		
		屋内に保管する可搬型重大事故等	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「添付書類三 ロ.		
		対処設備は,「イ. (イ)敷地の面 積及び形状」に基づく地盤に設置さ	( へ) 基礎地盤及び周辺斜面の安		
		根及び形状」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することに	定性評価」に基づく地盤に設置する		
		より、設計基準事故に対処するため	燃料加工建屋、第1保管庫・貯水		
		の設備の安全機能又は常設重大事故	所,第2保管庫・貯水所,緊急時対		
		等対処設備の重大事故等に対処する	策建屋、再処理施設の制御建屋及び		
		ために必要な機能と同時にその機能	洞道に位置的分散することにより、		
		が損なわれるおそれがないように保	設計基準事故に対処するための設備		
		管する設計とする。屋外に保管する	の安全機能又は常設重大事故等対処		
		可搬型重大事故等対処設備は、転倒	設備の重大事故等に対処するために		
		しないことを確認する、又は必要に	必要な機能と同時にその機能が損な		
		より固縛等の措置をするとともに,	われるおそれがないように保管する		
		「口. (ホ) (2) 重大事故等対処	設計とする。屋外に保管する可搬型		
		施設の耐震設計」の地震により生ず	重大事故等対処設備は、転倒しない		
		る敷地下斜面のすべり、液状化又は	ことを確認する,又は必要により固		
		揺すり込みによる不等沈下、傾斜及	縛等の措置をするとともに,「イ.		
		び浮き上がり、地盤支持力の不足、	(口) (5) ②重大事故等対処施設		
		地中埋設構造物の損壊等により必要	の耐震設計」の地震により生ずる敷		
		な機能を喪失しない複数の保管場所	地下斜面のすべり, 液状化又は揺す		
		に位置的分散することにより、設計	り込みによる不等沈下, 傾斜及び浮		
		基準事故に対処するための設備の安	き上がり, 地盤支持力の不足, 地中		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (30 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		全機能又は常設重大事故等対処設備	埋設構造物の損壊等の影響を受けな		
		の重大事故等に対処するために必要	い複数の保管場所に位置的分散する		
		な機能と同時にその機能が損なわれ	ことにより, 設計基準事故に対処す		
		るおそれがないように保管する設計	るための設備の安全機能又は常設重		
		とする。また、設計基準事故におい	大事故等対処設備の重大事故等に対		
		て想定した条件より厳しい条件を要	処するために必要な機能と同時にそ		
		因とした外的事象の地震に対して,	の機能が損なわれるおそれがないよ		
		地震を要因とする重大事故等に対処	うに保管する設計とする。また,設		
		するために重大事故等時に機能を期	計基準事故において想定した条件よ		
		待する可搬型重大事故等対処設備	り厳しい条件を要因とした外的事象		
		は,「ロ. (ト) (2) ② e. 地震	の地震に対して、地震を要因とする		
		を要因とする重大事故等に対する施	重大事故等に対処するために重大事		
		設の耐震設計」に基づく設計とす	故等時に機能を期待する可搬型重大		
		る。津波に対して可搬型重大事故等	事故等対処設備は、「イ.(ハ)		
		対処設備は、「ロ. (へ)耐津波	(1)⑤地震を要因とする重大事故		
		構造」に基づく津波による損傷を防	等に対する施設の耐震設計」に基づ		
		止した設計とする。火災に対して可	く設計とする。津波に対して可搬型		
		搬型重大事故等対処設備は,「ロ.	重大事故等対処設備は、「イ.」		
		(ト) (2) ② f. 可搬型重大事故	(ロ) (6) 津波による損傷の防		
		等対処設備の内部火災に対する防護	止」に基づく津波による損傷を防止		
		方針」に基づく火災防護を行う。溢	した設計とする。火災に対して可搬		
		水田 <u>溢水</u> ,火災,内部発生飛散物 <u>に</u>	型重大事故等対処設備は、「イ.		
		対して可搬型重大事故等対処設備	(ハ) (1) ⑥可搬型重大事故等対		
		は、設計基準事故に対処するための	処設備の内部火災に対する防護方		
		設備の安全機能又は常設重大事故等	針」に基づく火災防護を行う。地		
		対処設備の重大事故等に対処するために以西な機能が	震,津波,火災,溢水,内部発生飛散物に対する健全性については,		
		めに必要な機能と <u>同時にその機能が</u> 損なわれるおそれがないよう,位置	「イ. (ハ) (1) ③環境条件等」		
		的分散を図る。溢③a溢③d溢③e	に記載する。溢水◆溢水,火災,内		
		<u>はのである。</u> 無しる無しは無しを 溢③f	部発生飛散物に対して可搬型重大事		溢③a(P2 ~)
		( <b>m</b> ©1	故等対処設備は、設計基準事故に対		温 3d (P14 へ)
			処するための設備の安全機能又は常		温③d(114 へ) 溢③e(P17 へ)
			設重大事故等対処設備の重大事故等		温③f (P19 へ)
			に対処するために必要な機能と同時		
			にその機能が損なわれるおそれがな		
			いよう、位置的分散を図る。溢水◆		
		屋内に保管する可搬型重大事故等	屋内に保管する可搬型重大事故等		
		対処設備は、風(台風)、竜巻、凍	対処設備は、風(台風)、竜巻、凍		
		結,高温,降水,積雪,落雷,火山	結,高温,降水,積雪,落雷,火山		
		の影響,生物学的事象,森林火災,	の影響、生物学的事象、森林火災、		
		塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地	塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地		
		内における化学物質の漏えい、電磁	内における化学物質の漏えい、電磁		
		的障害、近隣工場等の火災、爆発に	的障害、近隣工場等の火災、爆発に		
		対して、外部からの衝撃による損傷	対して、外部からの衝撃による損傷		
		の防止が図られた建屋等内に保管	の防止が図られた建屋等内に保管		
		し、かつ、設計基準事故に対処する	し、かつ、設計基準事故に対処する		
		ための設備の安全機能又は常設重大	ための設備の安全機能又は常設重大		
		事故等対処設備の重大事故等に対処	事故等対処設備の重大事故等に対処		
		するために必要な機能と同時にその	するために必要な機能と同時にその		
		機能が損なわれるおそれがないよ	機能が損なわれるおそれがないよ		
		う,設計基準事故に対処するための	う, 設計基準事故に対処するための		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (31 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		設備又は常設重大事故等対処設備を	設備又は常設重大事故等対処設備を		
		設置する場所と異なる場所に保管す	設置する場所と異なる場所に保管す		
		る設計とする。	る設計とする。		
		屋外に保管する可搬型重大事故等	屋外に保管する可搬型重大事故等		
		対処設備は、自然現象、人為事象及	対処設備は、自然現象、人為事象及		
		び故意による大型航空機の衝突その	び故意による大型航空機の衝突その		
		他のテロリズムに対して、設計基準	他のテロリズムに対して、設計基準		
		事故に対処するための設備の安全機	事故に対処するための設備の安全機		
		能又は常設重大事故等対処設備の重	能又は常設重大事故等対処設備の重		
		大事故等に対処するために必要な機	大事故等に対処するために必要な機		
		能と同時にその機能が損なわれるお	能と同時にその機能が損なわれるお		
		それがないよう,設計基準事故に対	それがないよう、設計基準事故に対		
		処するための設備又は常設重大事故	処するための設備又は常設重大事故		
		等対処設備を設置する建屋の外壁か	等対処設備を設置する建屋の外壁か		
		ら 100m以上の離隔距離を確保した	ら100m以上の離隔距離を確保した		
		場所に保管するとともに異なる場所には、保管することでは異なる場所に	場所に保管するとともに異なる場所による場所に保管するとともに異なる場所		
		にも保管することで位置的分散を図	にも保管することで位置的分散を図		
		る。	る。可搬型重大事故等対処設備を保		
		屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は,風(台風),竜巻,凍	管する外部からの衝撃による損傷の 防止が図られた建屋等及び屋外に保		
		お、高温、降水、積雪、落雷、火山	でする可搬型重大事故等対処設備に		
		の影響,生物学的事象,森林火災,	対する健全性については,「イ.		
		塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地	(ハ) (1) ③環境条件等」に記載		
		内における化学物質の漏えい、電磁	する。		
		的障害、近隣工場等の火災、爆発に	7 .00		
		対して健全性を確保する設計とす			
		る。			
		環境条件に対する健全性について			
		は, 「ロ. (ト)(2)② c. 環境条件			
		等」に記載する。			
		iii. 可搬型重大事故等対処設備と常設	(c) 可搬型重大事故等対処設備と常		
		重大事故等対処設備の接続口	設重大事故等対処設備の接続口		
		MOX燃料加工施設における重大	MOX燃料加工施設における重大		
		事故等の対処においては、建屋等の	事故等の対処においては、建屋等の		
		外から可搬型重大事故等対処設備を	外から可搬型重大事故等対処設備を		
		常設重大事故等対処設備に接続して	常設重大事故等対処設備に接続して		
		水又は電力を供給する必要のない設	水又は電力を供給する必要のない設		
		計とする。	計とする。		
		(b) 悪影響防止	b. 悪影響防止		
		重大事故等対処設備は、再処理事	重大事故等対処設備は、再処理事		
		業所内の他の設備(安全機能を有す	業所内の他の設備(安全機能を有す		
		る施設、当該重大事故等対処設備以	る施設、当該重大事故等対処設備以		
		外の重大事故等対処設備、再処理施	外の重大事故等対処設備、再処理施		
		設及び再処理施設の重大事故等対処	設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及		
		設備を含む。)に対して悪影響を及 ぼさない設計とする。	設備を含む。)に対して悪影響を及 ぼさない設計とする。		
		重大事故等対処設備は、重大事故	重大事故等対処設備は、重大事故		
		等における条件を考慮し、他の設備	等における条件を考慮し、他の設備		
		への影響としては, 重大事故等対処	への影響としては, 重大事故等対処		
		設備使用時及び待機時の系統的な影	設備使用時及び待機時の系統的な影		
		響(電気的な影響を含む。),内部	響(電気的な影響を含む。),内部		
		百 (电入147/45/1)音で白い。/ ,「11月	百(电入川は水音で白む。),「印		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (32 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		発生飛散物による影響並びに竜巻に	発生飛散物による影響並びに竜巻に		
		より飛来物となる影響を考慮し,他	より飛来物となる影響を考慮し,他		
		の設備の機能に悪影響を及ぼさない	の設備の機能に悪影響を及ぼさない		
		設計とする。	設計とする。		
		系統的な影響について、重大事故	系統的な影響について重大事故等		
		等対処設備は、弁等の操作によって	対処設備は、弁等の操作によって安		
		安全機能を有する施設として使用する系統構造となる。	全機能を有する施設として使用する		
		る系統構成から重大事故等対処設備	系統構成から重大事故等対処設備と		
		としての系統構成とすること,重大 事故等発生前(通常時)の隔離若し	しての系統構成とすること,重大事 故等発生前(通常時)の隔離若しく		
		す以等先生前 (通常時) の隔離石 U くは分離された状態から弁等の操作	は分離された状態から弁等の操作や		
		や接続により重大事故等対処設備と	接続により重大事故等対処設備とし		
		しての系統構成とすること、他の設	ての系統構成とすること、他の設備		
		備から独立して単独で使用可能なこ	から独立して単独で使用可能なこ		
		と、安全機能を有する施設として使	と,安全機能を有する施設として使		
		用する場合と同じ系統構成で重大事	用する場合と同じ系統構成で重大事		
		故等対処設備として使用すること等	故等対処設備として使用すること等		
		により,他の設備に悪影響を及ぼさ	により,他の設備に悪影響を及ぼさ		
		ない設計とする。	ない設計とする。		
		また, 可搬型放水砲については,	また, 可搬型放水砲については,		
		燃料加工建屋への放水により、当該	燃料加工建屋への放水により、当該		
		設備の使用を想定する重大事故時に	設備の使用を想定する重大事故時に		
		おいて必要となる屋外の他の設備に	おいて必要となる屋外の他の設備に		
		悪影響を及ぼさない設計とする。	悪影響を及ぼさない設計とする。		
		重大事故等対処設備が竜巻により	竜巻による影響を考慮する重大事		
		飛来物となる影響については風荷重 を考慮し、屋外に保管する可搬型重	故等対処設備は、外部からの衝撃に よる損傷の防止が図られた建屋等内		
		大事故等対処設備は必要に応じて固	に設置又は保管することで、他の設		
		縛等の措置をとることで、他の設備	備に悪影響を及ぼさない設計とす		
		に悪影響を及ぼさない設計とする。	る、又は風荷重を考慮し、屋外に保		
			管する可搬型重大事故等対処設備は		
			必要により当該設備の固縛等の措置		
			をとることで、他の設備に悪影響を		
			及ぼさない設計とする。風(台風)		
			及び竜巻に対する健全性について		
			は, 「イ. (ハ) (1) ③環境条件		
			等」に記載する。		
		b. 個数及び容量	② 個数及び容量		
		(a) 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備		
		常設重大事故等対処設備は、想定	常設重大事故等対処設備は、想定		
		される重大事故等への収束において、相写する事件の状態	される重大事故等への収束におい		
		て、想定する事象及びその事象の進展的な表慮し、また事故等時に必要	て、想定する事象及びその事象の進		
		展等を考慮し,重大事故等時に必要な目的を果たすために,事故対応手	展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手		
		段としての系統設計を行う。重大事	段としての系統設計を行う。重大事		
		故等への収束は、これらの系統又は	故等への収束は、これらの系統と可		
		これらの系統と可搬型重大事故等対	搬型重大事故等対処設備の組合せに		
		処設備の組合せにより達成する。	より達成する。		
		「容量」とは、消火剤量、蓄電池	「容量」とは、消火剤量、蓄電池		
		容量、タンク容量、発電機容量、計	容量、タンク容量、発電機容量、計		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (33 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		装設備の計測範囲及び作動信号の設	装設備の計測範囲及び作動信号の設		
		定値等とする。	定値等とする。		
		常設重大事故等対処設備は,重大	常設重大事故等対処設備は,重大		
		事故等への対処に十分に余裕がある	事故等への対処に十分に余裕がある		
		容量を有する設計とするとともに,	容量を有する設計とするとともに,		
		設備の機能、信頼度等を考慮し、動	設備の機能、信頼度等を考慮し、動		
		的機器の単一故障を考慮した予備を	的機器の単一故障を考慮した予備を		
		含めた個数を確保する。	含めた個数を確保する。		
		常設重大事故等対処設備のうち安	常設重大事故等対処設備のうち安		
		全機能を有する施設の系統及び機器	全機能を有する施設の系統及び機器		
		を使用するものについては、安全機	を使用するものについては、安全機		
		能を有する施設の容量の仕様が、系	能を有する施設の容量の仕様が、系		
		統の目的に応じて必要となる容量に	統の目的に応じて必要となる容量に		
		対して十分であることを確認した上	対して十分であることを確認した上		
		で、安全機能を有する施設としての	で、安全機能を有する施設としての		
		容量と同仕様の設計とする。	容量と同仕様の設計とする。		
		常設重大事故等対処設備のうち重	常設重大事故等対処設備のうち重		
		大事故等への対処を本来の目的とし	大事故等への対処を本来の目的とし		
		て設置する系統及び機器を使用する	て設置する系統及び機器を使用する		
		ものについては、系統の目的に応じ	ものについては、系統の目的に応じ		
		て必要な個数及び容量を有する設計	て必要な個数及び容量を有する設計		
		とする。	とする。		
		常設重大事故等対処設備のうち、	常設重大事故等対処設備のうち、		
		再処理施設と共用する常設重大事故	再処理施設と共用する常設重大事故		
		等対処設備は,MOX燃料加工施設	等対処設備は、MOX燃料加工施設		
		及び再処理施設における重大事故等	及び再処理施設における重大事故等		
		の対処に必要となる個数及び容量を	の対処に必要となる個数及び容量を		
		有する設計とする。	有する設計とする。		
		(b) 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型重大事故等対処設備は、想	可搬型重大事故等対処設備は、想		
		定される重大事故等への収束におい	定される重大事故等への収束におい		
		て、想定する事象及びその事象の進	て, 想定する事象及びその事象の進		
		展を考慮し、事故対応手段としての	展を考慮し、事故対応手段としての		
		系統設計を行う。重大事故等への収	系統設計を行う。重大事故等への収		
		束は、これらの系統の組合せ又はこ	束は、これらの系統の組合せ又はこ		
		れらの系統と常設重大事故等対処設	れらの系統と常設重大事故等対処設		
		備の組合せにより達成する。	備の組合せにより達成する。		
		「容量」とは、ポンプ流量、タン	「容量」とは、ポンプ流量、タン		
		ク容量、発電機容量、計測器の計測	ク容量、発電機容量、計測器の計測		
		範囲等とする。	範囲等とする。		
		可搬型重大事故等対処設備は、系	可搬型重大事故等対処設備は、系		
		統の目的に応じて必要な容量に対し	統の目的に応じて必要な容量に対し		
		て十分に余裕がある容量を有する設	て十分に余裕がある容量を有する設		
		計とするとともに、設備の機能、信	計とするとともに、設備の機能、信		
		頼度等を考慮し、予備を含めた保有	頼度等を考慮し、予備を含めた保有		
		数を確保する。	数を確保する。		
		可搬型重大事故等対処設備のう	可搬型重大事故等対処設備のう		
		ち、複数の機能を兼用することで、	ち、複数の機能を兼用することで、		
		設置の効率化、被ばくの低減が図れ	設置の効率化、被ばくの低減が図れ		
		るものは、同時に要求される可能性	るものは、同時に要求される可能性		
		がある複数の機能に必要な容量を合	がある複数の機能に必要な容量を合		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (34 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		わせた設計とし、兼用できる設計と	わせた設計とし、兼用できる設計と		
		する。	する。		
		可搬型重大事故等対処設備は、重	可搬型重大事故等対処設備は、重		
		大事故等への対処に必要な個数(必	大事故等への対処に必要な個数(必		
		要数)に加え、予備として故障時の	要数)に加え、予備として故障時の		
		バックアップ及び点検保守による待	バックアップ及び点検保守による待		
		機除外時のバックアップを合わせて	機除外時のバックアップを合わせて		
		必要数以上確保する。 閉じ込める機能の喪失の対処に係	必要数以上確保する。 閉じ込める機能の喪失の対処に係		
		る可搬型重大事故等対処設備は、安	る可搬型重大事故等対処設備は,当		
		全上重要な施設の安全機能の喪失を	該重大事故等が発生するおそれがあ		
		想定し、その範囲が系統で機能喪失	る安全上重要な施設の機器ごとに重		
		する重大事故等については、当該系	大事故等への対処に必要な設備を1		
		統の範囲ごとに重大事故等への対処	セット確保する。ただし、安全上重		
		に必要な設備を1セット確保する。	要な施設の安全機能の喪失を想定し		
		THE STATE OF THE S	た結果、その範囲が系統で機能喪失		
			する重大事故等については、当該系		
			統の範囲ごとに重大事故等への対処		
			に必要な設備を1セット確保する。		
		可搬型重大事故等対処設備のう	可搬型重大事故等対処設備のう		
		ち, 再処理施設と共用する可搬型重	ち、再処理施設と共用する可搬型重		
		大事故等対処設備は、MOX燃料加	大事故等対処設備は、MOX燃料加		
		工施設及び再処理施設における重大	工施設及び再処理施設における重大		
		事故等の対処に必要となる個数及び	事故等の対処に必要となる個数及び		
		容量を有する設計とする。	容量を有する設計とする。		
		c. 環境条件等	③ 環境条件等		
		(a) 環境条件	a. 環境条件		
		重大事故等対処設備は、内的事象	重大事故等対処設備は、内的事象		
		を要因とする重大事故等に対処する	を要因とする重大事故等に対処する		
		ものと外的事象を要因とする重大事 故等に対処するものそれぞれに対し	ものと外的事象を要因とする重大事 故等に対処するものそれぞれに対し		
		て想定される重大事故等が発生した	て想定される重大事故等が発生した		
		場合における温度、圧力、湿度、放	場合における温度、圧力、湿度、放		
		射線及び荷重を考慮し、その機能が	射線及び荷重を考慮し、その機能が		
		有効に発揮できるよう、その設置場	有効に発揮できるよう、その設置場		
		所(使用場所)及び保管場所に応じ	所(使用場所)及び保管場所に応じ		
		た耐環境性を有する設計とするとと	た耐環境性を有する設計とするとと		
		もに、操作が可能な設計とする。	もに、操作が可能な設計とする。		
		重大事故等時の環境条件について	重大事故等時の環境条件について		
		は, 重大事故等における温度, 圧	は, 重大事故等における温度, 圧		
		力,湿度,放射線,荷重に加えて,	力,湿度,放射線及び荷重に加え		
		重大事故による環境の変化を考慮し	て、重大事故による環境の変化を考		
		た環境温度、環境圧力、環境湿度に	慮した環境温度,環境圧力,環境湿		
		よる影響、重大事故等時に汽水を供	度による影響,重大事故等時に汽水		
		給する系統への影響、自然現象によ	を供給する系統への影響、自然現象		
		る影響、人為事象の影響及び周辺機	による影響、人為事象の影響及び周		
		器等からの影響を考慮する。	辺機器等からの影響を考慮する。		
		荷重としては、重大事故等が発生	荷重としては、重大事故等が発生		
		した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境に力及び自然現	した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境に力及び自然現		
		て、環境温度、環境圧力及び自然現象による英重な考慮する	て、環境温度、環境圧力及び自然現象による芸術を考慮する		
		象による荷重を考慮する。	象による荷重を考慮する。		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (35 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	
		自然現象については、重大事故等	自然現象の選定に当たっては、地		
		時における敷地及びその周辺での発	震,津波に加え,敷地及びその周辺		
		生の可能性, 重大事故等対処設備へ	での発生実績の有無に関わらず、国		
		の影響度,事象進展速度や事象進展	内外の基準や文献等に基づき収集し		
		に対する時間余裕の観点から、重大	た洪水、風(台風)、竜巻、凍結、		
		事故等時に重大事故等対処設備に影	高温、降水、積雪、落雷、地滑り、		
		響を与えるおそれがある事象とし	火山の影響、生物学的事象、森林火		
		て、地震、津波、風(台風)、竜	災、塩害等の事象を考慮する。その		
		巻,凍結,高温,降水,積雪,落 雪、水山の影響、	上で、これらの事象のうち、重大事		
		雷、火山の影響、生物学的事象、森 林火災及び塩害を選定する。自然現	故等時における敷地及びその周辺で の発生の可能性,重大事故等対処設		
		条による荷重の組合せについては,	備への影響度、事象進展速度や事象		
		地震、風(台風)、積雪及び火山の	進展に対する時間余裕の観点から、		
		影響を考慮する。	重大事故等時に重大事故等対処設備		
			に影響を与えるおそれがある事象と		
			して、地震、津波、風(台風)、竜		
			巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落		
			雷,火山の影響,生物学的事象,森		
			林火災及び塩害を選定する。自然現		
			象による荷重の組合せについては,		
			地震,風(台風),積雪及び火山の		
			影響を考慮する。		
		人為事象については、重大事故等	人為事象としては、国内外の文献		
		時における敷地及びその周辺での発	等から抽出し、さらに事業許可基準		
		生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、東急進展法院の東急進展	規則の解釈第9条に示される飛来物		
		の影響度、事象進展速度や事象進展	(航空機落下)、有毒ガス、敷地内		
		に対する時間余裕の観点から,重大 事故等時に重大事故等対処設備に影	における化学物質の漏えい,電磁的 障害,近隣工場等の火災,爆発,ダ		
		響を与えるおそれのある事象とし	に		
		て、敷地内における化学物質の漏え	る大型航空機の衝突その他のテロリ		
		い、電磁的障害を選定する。	ズムを考慮する。その上で、これら		
		· , · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の事象のうち、重大事故等時におけ		
			る敷地及びその周辺での発生の可能		
			性,重大事故等対処設備への影響		
			度、事象進展速度や事象進展に対す		
			る時間余裕の観点から, 重大事故等		
			時に重大事故等対処設備に影響を与		
			えるおそれのある事象として、敷地		
			内における化学物質の漏えい、電磁		
		子上市地位の田口11271111111111111111111111111111111111	的障害を選定する。		
		重大事故等の要因となるおそれと	重大事故等の要因となるおそれと		
		なる「六. ロ. (ハ)(1)①重大事故 の発生を仮定する際の条件の設定及	なる「添付書類七 二. (イ) 重大 事故の発生を仮定する際の条件の設		
		の発生を仮足する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の	事成の発生を仮足する際の条件の設 定及び重大事故の発生を仮定する機		
		特定」に記載する設計基準事故にお	器の特定」に記載する設計基準事故		
		いて想定した条件より厳しい条件を	において想定した条件より厳しい条		
		要因とした外的事象の地震の影響を	件を要因とした外的事象の地震の影		
		考慮する。	響を考慮する。		
		周辺機器等からの影響としては,	周辺機器等からの影響としては,		
		地震、火災、溢水による波及的影響	地震、火災、溢水による波及的影響		
		及び内部発生飛散物を考慮する。	及び内部発生飛散物を考慮する。		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (36 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		また、同時に発生する可能性のあ	また、同時に発生する可能性のあ		
		る再処理施設における重大事故等に	る再処理施設における重大事故等に		
		よる影響についても考慮する。	よる影響についても考慮する。		
		i. 常設重大事故等対処設備	(a) 常設重大事故等対処設備		
		常設重大事故等対処設備は、想定	常設重大事故等対処設備は、想定		
		される重大事故等が発生した場合に	される重大事故等が発生した場合に		
		おける温度,圧力,湿度,放射線及	おける温度, 圧力, 湿度, 放射線及		
		び荷重を考慮し、その機能が有効に	び荷重を考慮し、その機能が有効に		
		発揮できるよう、その設置場所(使	発揮できるよう、その設置場所(使		
		用場所)に応じた耐環境性を有する	用場所)に応じた耐環境性を有する		
		設計とする。閉じ込める機能の喪失	設計とする。閉じ込める機能の喪失		
		の対処に係る常設重大事故等対処設	の対処に係る常設重大事故等対処設		
		備は、重大事故等時における建屋等	備は、重大事故等時における建屋等		
		の環境温度、環境圧力を考慮しても	の環境温度、環境圧力を考慮しても		
		機能を損なわない設計とする。	機能を損なわない設計とする。		
		重大事故等時に汽水を供給する系	重大事故等時に汽水を供給する系		
		統への影響に対して常時汽水を通水	統への影響に対して常時汽水を通水		
		するコンクリート構造物について	するコンクリート構造物について		
		は、腐食を考慮した設計とする。	は、腐食を考慮した設計とする。		
			常設重大事故等対処設備の操作		
			は、燃料加工建屋の中央監視室又は		
			設置場所で可能な設計とする。		
		地震に対して常設重大事故等対処	風(台風), 竜巻, 凍結, 高温,		
		設備は, 「ロ. (ホ) (2) 重大事	降水,積雪,火山の影響,生物学的		
		故等対処施設の耐震設計」に記載す	事象,森林火災,塩害,航空機落		
		る地震力による荷重を考慮して、機	下、有毒ガス、敷地内における化学		
		能を損なわない設計とする。また、	物質の漏えい, 近隣工場等の火災,		
		設計基準事故において想定した条件	爆発に対して常設重大事故等対処設		
		より厳しい条件を要因とした外的事	備は、建屋等に設置し、外部からの		
		象の地震に対して、地震を要因とす	衝撃による損傷を防止できる設計と		
		る重大事故等に対処するために重大	する。		
		事故等時に機能を期待する常設重大	風(台風), 竜巻, 積雪及び火山		
		事故等対処設備は,「ロ. (ト)	の影響に対して屋外の常設重大事故		
		(2) ② e. 地震を要因とする重大	等対処設備は、風(台風)及び竜巻		
		事故等に対する施設の耐震設計」に	による風荷重, 積雪荷重及び降下火		
		基づく設計とする。また、地震に対	砕物による積載荷重により機能を損		
		して常設重大事故等対処設備は,当	なわない設計とする。		
		該設備周辺の機器等からの波及的影	凍結、高温及び降水に対して屋外		
		響によって機能を損なわない設計と	の常設重大事故等対処設備は、凍結		
		するとともに, 当該設備周辺の資機	防止対策、高温防止対策及び防水対		
		材の落下、転倒による損傷を考慮し	策により機能を損なわない設計とす		
		て、当該設備周辺の資機材の落下防	る。		
		止、転倒防止、固縛の措置を行う。	生物学的事象に対して屋外の常設		
		ただし、内的事象を要因とする重大	重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫		
		事故等へ対処する常設重大事故等対	類及び小動物の侵入を考慮し、これ		
		処設備のうち安全上重要な施設以外	ら生物の侵入を防止又は抑制できる		
		の安全機能を有する施設と兼用する	設計とする。		
		常設重大事故等対処設備は、地震に	森林火災に対して屋外の常設重大		
		より機能が損なわれる場合、代替設	事故等対処設備は、防火帯の内側に		
		備により必要な機能を確保するこ	設置することにより、機能を損なわ		
		と, 安全上支障のない期間で修理の	ない設計とする。また,森林火災か		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (37 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		対応を行うこと、関連する工程の停	らの輻射強度の影響を考慮した場合		
		止等又はこれらを適切に組み合わせ	においても、離隔距離の確保等によ		
		ることにより、その機能を確保す	り、常設重大事故等対処設備の重大		
		る。溢水田溢水に対して常設重大事	事故等への対処に必要な機能を損な		
		故等対処設備は、想定する溢水量に	わない設計とする。ただし、内的事		
		対して、機能を損なわない高さへの	象を要因とする重大事故等へ対処す		
		設置、被水防護を行うことにより、	る常設重大事故等対処設備のうち安		
		重大事故等への対処に必要な機能を	全上重要な施設以外の安全機能を有		
		損なわない <u>設計とする</u> 。溢③a 溢③	する施設と兼用する常設重大事故等		
		e火災に対して常設重大事故等対処	対処設備は、森林火災発生時に消防		溢③a(P2 ~)
		設備は、「ロ. (二) (2) 重大事	車による事前散水による延焼防止を		溢③e(P17 △)
		故等対処施設の火災及び爆発の防	図るとともに代替設備により機能を		
		止」に基づく設計とすることによ_	損なわない設計とする。		
		り、重大事故等に対処するための機	塩害に対して屋内の常設重大事故		
		能を損なわない設計とする。溢水口	等対処設備は,換気設備及び非管理		
		ただし、内的事象を要因とする重大	区域の換気空調設備の給気系への除		
		事故等へ対処する常設重大事故等対	塩フィルタの設置により、重大事故		
		処設備のうち安全上重要な施設以外	等への対処に必要な機能を損なわな		
		の安全機能を有する施設と兼用する	い設計とする。また、屋外の常設重		
		常設重大事故等対処設備は, 溢水,	大事故等対処設備は、屋外施設の塗		
		火災による損傷及び内部発生飛散物	装等による腐食防止対策又は受電開		
		を考慮して、代替設備により必要な	閉設備の絶縁性の維持対策により,		
		機能を確保すること、安全上支障の	重大事故等への対処に必要な機能を		
		ない期間で修理の対応を行うこと、	損なわない設計とする。		
		関連する工程の停止等又はそれらを	航空機落下については、三沢対地		
		適切に組み合わせることで、重大事	訓練区域で訓練飛行中の航空機が施		
		故等に対処するための機能を損なわ	設に墜落することを想定した防護設		
		ない設計とする。溢③b, 溢⑨c	計の有無を踏まえた航空機落下確率		₩\@1 (D4)
		津波に対して常設重大事故等対処	評価の結果、MOX燃料加工施設へ		溢③b(P4 ~)
		設備は、「ロ. (へ)耐津波構	の航空機落下は考慮する必要がない		溢⑨c (P4 ~)
		造」に基づく設計とする。 屋内の常設重大事故等対処設備	ことから, 航空機落下に対して屋外 の常設重大事故等対処設備は, 設計		
		は、風(台風)、竜巻、凍結、高	上の考慮は不要とする。		
		温、降水、積雪、火山の影響に対し	有毒ガスについては、MOX燃料		
		価, 輝水, 慎雪, 外田の影響に対し て外部からの衝撃による損傷を防止	加工施設周辺の固定施設で発生する		
		できる燃料加工建屋、第1保管庫・	可能性のある有毒ガスとしては、六		
		貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急	ケ所ウラン濃縮工場から漏えいする		
		時対策建屋、再処理施設の制御建屋	六ふっ化ウランが加水分解して発生		
		及び洞道に設置し、重大事故等に対	するふっ化ウラニル及びふっ化水素		
		処するための機能を損なわない設計	を考慮するが、重大事故等対処設備		
		とする。屋外の常設重大事故等対処	が有毒ガスにより影響を受けること		
		設備は、風(台風)、竜巻、積雪及	はないことから、有毒ガスに対して		
		び火山の影響に対して、風(台風)	屋外の常設重大事故等対処設備は、		
		及び竜巻による風荷重、積雪荷重及	設計上の考慮は不要とする。		
		び降下火砕物による積載荷重により	敷地内における化学物質の漏えい		
		重大事故等に対処するための機能を	については、機能を損なわない高さ		
		損なわない設計とする。凍結、高温	への設置、被液防護を行うことによ		
		及び降水に対して屋外の常設重大事	り、機能を損なわない設計とする。		
		故等対処設備は、凍結防止対策、高	近隣工場等の火災、爆発について		
		温防止対策及び防水対策により、重	は、石油備蓄基地火災、再処理施設		
		大事故等に対処するための機能を損	の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (38 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		なわない設計とする。ただし、内的	び低レベル廃棄物処理建屋のプロパ		
		事象を要因とする重大事故等へ対処	ンボンベ庫のプロパンボンベの爆発		
		する常設重大事故等対処設備のうち	を考慮するが、石油備蓄基地火災の		
		安全上重要な施設以外の安全機能を	影響は小さいこと、再処理施設の還		
		有する施設と兼用する常設重大事故	元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物		
		等対処設備は、風(台風)、竜巻、	処理建屋のプロパンボンベ庫からの		
		積雪,火山の影響,凍結,高温及び	離隔距離が確保されていることか		
		降水により機能が損なわれる場合、	ら、近隣工場等の火災、爆発に対し		
		代替設備により必要な機能を確保す	て屋外の常設重大事故等対処設備		
		ること, 安全上支障のない期間で修	は、設計上の考慮は不要とする。		
		理の対応を行うこと、関連する工程	自然現象及び人為事象に対して内		
		の停止等又はこれらを適切に組み合	的事象を要因とする重大事故等へ対		
		わせることにより、その機能を確保	処する常設重大事故等対処設備のう		
		する。落雷に対して外部電源系統か	ち安全上重要な施設以外の安全機能		
		らの電気の供給の停止及び非常用所	を有する施設と兼用する常設重大事		
		内電源設備からの電源の喪失(以下	故等対処設備は, 当該設備が地震,		
		「全交流電源喪失」という。)を要	風(台風),竜巻,積雪,落雷,火		
		因とせずに発生する重大事故等に対	山の影響,凍結,高温,降水及び航		
		処する常設重大事故等対処設備は,	空機落下により機能が損なわれる場		
		直撃雷及び間接雷を考慮した設計を	合,代替設備により必要な機能を確		
		行う。直撃雷に対して、当該設備自	保すること、安全上支障のない期間		
		体が構内接地網と連接した避雷設備	で修理の対応を行うこと又はこれら		
		を有する設計とする又は構内接地網	を適切に組み合わせることにより,		
		と連接した避雷設備を有する建屋等	その機能を確保する。また、上記機		
		に設置することにより、重大事故等	能が確保できない場合に備え、関連		
		に対処するための機能を損なわない	する工程を停止する等の手順を整備		
		設計とする。間接雷に対して、雷サ	する。		
		ージによる影響を軽減することによ	地震に対して常設重大事故等対処		
		り、重大事故等に対処するための機	設備は,「イ. (ロ) (5) ②重大		
		能を損なわない設計とする。ただ	事故等対処施設の耐震設計」に記載		
		し、内的事象を要因とする重大事故	する地震力による荷重を考慮して、		
		等へ対処する常設重大事故等対処設	機能を損なわない設計とする。ま		
		備のうち安全上重要な施設以外の安	た、設計基準事故において想定した		
		全機能を有する施設と兼用する常設	条件より厳しい条件を要因とした外		
		重大事故等対処設備は、落雷により	的事象の地震に対して、地震を要因		
		機能が損なわれる場合、代替設備に	とする重大事故等に対処するために		
		より必要な機能を確保すること、安	重大事故等時に機能を期待する常設		
		全上支障のない期間で修理の対応を	重大事故等対処設備は,「イ.		
		行うこと、関連する工程の停止等又はこれられる意思に知る人もはここと	(ハ) (1) ⑤地震を要因とする重		
		はこれらを適切に組み合わせること	大事故等に対する施設の耐震設計」		
		により、その機能を確保する。生物	に基づく設計とする。		
		学的事象に対して常設重大事故等対	津波に対して常設重大事故等対処		
		処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を表慮し、これら生物の侵入	設備は、「イ. (ロ)(6)津波に		
		の侵入を考慮し,これら生物の侵入 を防止又は抑制することにより,重	よる損傷の防止」に基づく設計とす		
			る。		
		大事故等に対処するための機能を損なわない記書とする。本共火災に対	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用意力電		
		なわない設計とする。森林火災に対して党の武士を対象が開け、防	電気の供給の停止及び非常用所内電		
		して常設重大事故等対処設備は、防	源設備からの電源の喪失(以下「全		
		火帯の内側に設置することにより, 毛士東 牧笠に 対加する ための 機能な	交流電源喪失」という。)を要因と		
		重大事故等に対処するための機能を	せずに発生する重大事故等に対処する党部重大事故等は対処する。		
		損なわない設計とする。また、森林	る常設重大事故等対処設備は、直撃		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (39 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		火災からの輻射強度の影響を考慮し	雷及び間接雷を考慮した設計を行		
		た場合においても、離隔距離の確保	う。直撃雷に対して、当該設備は当		
		等により、常設重大事故等対処設備	該設備自体が構内接地網と連接した		
		の重大事故等への対処に必要な機能	避雷設備を有する設計とする又は構		
		を損なわない設計とする。ただし、	内接地網と連接した避雷設備を有す		
		内的事象を要因とする重大事故等へ	る建屋等に設置する。間接雷に対し		
		対処する常設重大事故等対処設備の	て、当該設備は雷サージによる影響		
		うち安全上重要な施設以外の安全機	を軽減できる設計とする。		
		能を有する施設と兼用する常設重大	電磁的障害に対して常設重大事故		
		事故等対処設備は、森林火災発生時	等対処設備は、重大事故等時におい		
		に消防車による事前散水による延焼	ても電磁波により機能を損なわない		
		防止を図るとともに代替設備により機能な思われない記載します。	設計とする。		
		機能を損なわない設計とする。塩害に対して屋内の常設重大事故等対処	周辺機器等からの影響について, 地震に対して常設重大事故等対処設		
		設備は、換気設備及び非管理区域の	備は、当該設備周辺の機器等からの		
		設備は、換気設備及び非管理区域の 換気空調設備の給気系への除塩フィ	では、   「は、   」は、   、は、   、は、  、は、   、は、   、は、   、は、   、は、  、は、  、は、   、は、   、は、   、は、   、は、   、は、   、は、   、は、   、は、   、		
		ルタの設置により, 重大事故等への	仮及的影響によって機能を損なわない い設計とする。また, 当該設備周辺		
		対処に必要な機能を損なわない設計	の資機材の落下、転倒による損傷を		
		とする。また、屋外の常設重大事故	考慮して、当該設備周辺の資機材の		
		等対処設備は、屋外施設の塗装等に	落下防止,転倒防止,固縛の措置を		
		よる腐食防止対策又は受電開閉設備	行う。溢水  ・ 想定する  ・ 温水  ・ はいまする  ・ はいまする		
		の絶縁性の維持対策により、重大事	て常設重大事故等対処設備は、機能		
		故等への対処に必要な機能を損なわ	を損なわない高さへの設置、被水防		
		ない設計とする。	護を行う。溢水◆火災に対して常設		
		敷地内における化学物質の漏えい	重大事故等対処設備は,「イ.		
		に対して屋外の常設重大事故等対処	(口) (4) ①b. 重大事故等対処		
		設備は、機能を損なわない高さへの	施設に対する火災及び爆発の防止に		
		設置,被液防護を行うことにより,	関する設計」に基づく設計とする。		
		重大事故等への対処に必要な機能を	ただし, 安全上重要な施設以外の安		
		損なわない設計とする。電磁的障害	全機能を有する施設と兼用する常設		
		に対して常設重大事故等対処設備_	重大事故等対処設備は、溢水、火災		
		は、重大事故等時においても電磁波	に対して、これら事象による損傷を		
		により機能を損なわない設計とす	考慮して、代替設備により必要な機		
		5.	能を確保すること、安全上支障のな		
		周辺機器等からの影響について常	い期間で修理の対応を行うこと又は		
		設重大事故等対処設備は、内部発生	これらを適切に組み合わせることに		
		飛散物に対して当該設備周辺機器の	より、その機能を確保する。また、		
		回転機器の回転羽の損壊による飛散	上記機能が確保できない場合に備		
		物の影響を考慮し、影響を受けない	え,関連する工程の停止等の手順を 整備する。内部発生飛散物に対して		
		位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	常設重大事故等対処設備は、当該設		
		(まれ)なv .bx bl こ A の。	備周辺機器の回転機器の回転羽の損		
			壊により飛散物を発生させる回転機		
			器について回転体の飛散を防止する		
			設計とする。または、設計基準事故		
			に対処するための設備の安全機能と		
			同時にその機能が損なわれるおそれ		
			がないよう、位置的分散を図る。		
		常設重大事故等対処設備は、同時に	常設重大事故等対処設備は,同時		
		発生する可能性のある再処理施設にお	に発生する可能性のある再処理施設		
		ける重大事故等による建屋外の環境条	における重大事故等による建屋外の		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (40 / 60)

(中の影響を受けない設計とする。  道、可線型重大事故等対処設備可線型重大事故等対処設備は、標定される重大事故等対処設備は、標定される重大事故等対処設備は、標定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、温度、放射線及び商車を考慮、その機能が有効に発揮できるよう。その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。間に込める機能の喪失の対処に係る可能型型重大事故等対処認係は、重大事故等対処に係る可能型型重大事故等対処は係る可能型である。機能の喪失の対処に係る可能型型重大事故等対処は係る可能型である。関し込める機能の喪失の対処に係る可能型型である。関し込める機能の要失の対処に係る可能型型である。関し込める機能の要失の対処に係る可能型型である。関し込める機能の要失の対処に係る可能型型である。関した必要における管壁等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に対水を供給する系統への影響に対して常時人水を通水するで、の影響に対して常時人水を通水するで、の影響に対して常時人水を通水するで、の影響に対して常時人水を通水するで、の影響に対して常時人水を通水すが、の影響に対して常時人水を通水するで、の影響に対して常時人、を開発して常時人、を開発して常時人、を使用する設計とする。また、足較器のの意味がある。また、足較器の、の影響に対して常時人、手載を等対処設備は、一時需食性材料を使用する設計とする。また、足較器の、の事が型、対して常時人、可能型重大事故等対処設備は、一時需食性材料を使用する設計とする。また、足較器器、は、可能型重大事故等対処設備の強いで、可能型、対して発射とする。また、足較器器、は、可能型、対して発射とする。また、足較器器、は、可能型、対して発射とする。また、足較器器、は、可能型、対して発射とする。また、対して発射を対して発射とする。対して発射とする。対しな対して、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない、対しない	
道、可報型重大事故等対処設備 可報型重大事故等対処設備 可報型重大事故等対処設備 可報型重大事故等対処設備 可能型重大事故等が発生した場合 における温度、圧力、湿度、放射線 及び荷重を考慮し、その機能が有效 に発揮できるよう。その設置場所 (使用場所)及び保管場所に応じた 耐環境性を有力を設計とする。閉じ 込める機能の喪失の対処に係る可報 型重大事故等対処設備は、重大事故 等時における建度、環境上力を考慮しても機能を損な力な い設計とする。 重大事故等対処設備は、重大事故 等時における建量を研究境温度、環境上力を考慮しても機能を損な力な い設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系 系統への影響に対して常時汽水を通水 する又は尾敷器で使用する可機型重 大事故等対処設備は、両離食性対料 を使用する設計とする。また、尾敷 沿から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。また、尾敷 沿から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可能型重大事故等対起設備は、前腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾敷 沿から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可能型重大事故等対起設備は、前腐食性材料 を使用する競計とする。また、尾敷 沿から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。  地震に対して可能型重大事故等対起設備は、前腐食性材料 を使用する競計とする。 地震に対して可能型重大事故等対起設備は、前腐食性材料 を使用する設計とする。 地震に対して部時で可能型重大事故等対処設備は、前腐食性材料 を使用する設計とする。 地震に対して可能型重大事故等対処設備は、前腐食性材料 を使用する設計とする。  地震に対して可能型重大事故等対処設備の操作	
可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所に応じた耐環境性を有する設計とする。関じ込める機能の喪失の対処に係る可機型重大事故等対处設備は、重大事故等対处設備は、重大事故等対处設備は、重大事故等対处設備は、重大事故等対处設備は、重大事故等対处設備は、重大事故等对处设备。環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾敷沿で使用する可拠型重大事故等対位、前病食性材料を使用する設計とする。電大事故等対处設備は、耐病食性材料を使用する設計とする。また、尾敷治から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。地震に対して可模型重大事故等対型機(は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷治がら直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。地震な対して可模型重大事故等対型機(は、耐腐食性材料を使用する設計とする。地震な対して可模型重大事故等対力設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。地震な対して可模型重大事故等対力設備の操作域、設置場所で可能な設計とする。地震域備は、当該設備の落下防止、核	
可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所に発揮できるよう、その設置場所に使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。関じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等对处设置、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾酸沼で使用する可赖型重大事事故等に汽水を供給する系統の影響に対して常時汽水を通水する又は尾酸沼で使用する可赖型重大事事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾酸沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。可能型重大事故等対型が設備の操作を表した設計とする。可能型重大事故等対心或情域の操作域、設置場所で可能な設計とする。	
定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効な発揮できるよう、その設置場所に使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。閉じ込める機能の喪失の対処に係る可能型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時にだれを供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾散活で使用する可換型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷沼から直接版水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。。 地震に対して可換型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷沼から直接版水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。。 地震に対して可換型重大事故等対処放備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷沼から直接版水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可換型重大事故等対処放備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷沼から直接版水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可換型重大事故等対処放備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 地震に対して可模型重大事故等対処放命。	
における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう。その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に活ける建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接吸水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可帰型重大事故等対処設備の操作を使用する設計とする。 地震に対して可能型重大事故等対処設備の操作	
及び荷重を考慮し、その機能が有効 に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所)及び保管場所に応じた 耐環境性を有する設計とする。閉じ 込める機能の喪失の対処に係る可搬 型重大事故等対処設備は、重大事故 等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾敷沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。また、尾敷沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾敷沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可機型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可機型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可機型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 の可機型重大事故等対処設備は、対路影響な対処設備の操作	
に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所)及び保管場所に応じた 耐環境性を有する設計とする。 閉じ 込める機能の喪失の対処に係る可搬 型重大事故等対処設備は、重大事故 等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系 統への影響に対して常時汽水を通水 する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して常時汽水を通水 する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。と使用する設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。とした設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。とした設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。とした設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備に、設置場所で可能な設計とする。	
(使用場所)及び保管場所に応じた 耐環境性を有する設計とする。閉じ 込める機能の喪失の対処に係る可搬 型重大事故等対処設備は、重大事故 等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水 する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可環型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可環型重大事故等対処設備の落下防止、転置場所で可能な設計とする。 可援型重大事故等対処設備の操作	
耐環境性を有する設計とする。閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作は、耐腐食性材料を使用する設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作が、過去を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。 「一般型重大事故等対処設備の操作」、設置場所で可能な設計とする。	
込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作、設置場所で可能な設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作、設置場所で可能な設計とする。	
型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作を表した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作を表した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作を表した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作を表した設計とする。	
等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。  重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。  地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。 可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。	
境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。  重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作処設備は、当該設備の落下防止、転	
い設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作した設備は、当該設備の落下防止、転置場所で可能な設計とする。	
重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対処設備の操作、設置場所で可能な設計とする。 「中央では、当該設備の落下防止、転	
統への影響に対して常時汽水を通水 する又は尾駮沼で使用する可搬型重 大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対 処設備は、当該設備の落下防止、転 での影響に対して常時汽水を通水 する又は尾駮沼で使用する可搬型重 大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 可搬型重大事故等対処設備の操作 は、設置場所で可能な設計とする。	
する又は尾駮沼で使用する可搬型重 大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対 処設備は、当該設備の落下防止、転 する又は尾駮沼で使用する可搬型重 大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 可搬型重大事故等対処設備の操作 は、設置場所で可能な設計とする。	
大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対 処設備は、当該設備の落下防止、転 大事故等対処設備は、耐腐食性材料 を使用する設計とする。 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 可搬型重大事故等対処設備の操作 は、設置場所で可能な設計とする。	
を使用する設計とする。また、尾駮 沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。	
沼から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対 処設備は、当該設備の落下防止、転 は、設置場所で可能な設計とする。	
防止を考慮した設計とする。 地震に対して可搬型重大事故等対 処設備は、当該設備の落下防止、転 は、設置場所で可能な設計とする。	
地震に対して可搬型重大事故等対 の設備は、当該設備の落下防止、転は、設置場所で可能な設計とする。	
処設備は、当該設備の落下防止、転は、設置場所で可能な設計とする。	
倒防止,固縛の措置を講ずる。ま 風(台風),竜巻,凍結,高温,	
た、設計基準事故において想定した 降水、積雪、火山の影響、生物学的	
条件より厳しい条件を要因とした外事象、森林火災、塩害、航空機落	
的事象の地震に対して、地震を要因下、有毒ガス、敷地内における化学	
とする重大事故等に対処するために物質の漏えい、近隣工場等の火災、	
重大事故等時に機能を期待する可搬爆発に対して可搬型重大事故等対処	
型重大事故等対処設備は、「ロ. 」 設備は、建屋等に保管し、外部から	
(ト) (2) ② e. 地震を要因とす の衝撃による損傷を防止できる設計	
る重大事故等に対する施設の耐震設とする。	
計」に基づく設計とする。また、当風(台風)及び竜巻に対して屋外	
該設備周辺の機器等からの波及的影の可搬型重大事故等対処設備は、風	
響によって機能を損なわない設計と (台風)及び竜巻による風荷重を考	
するとともに、当該設備周辺の資機 慮し、必要により当該設備又は当該	
材の落下、転倒による損傷を考慮し 設備を収納するものに対して転倒防	
て、当該設備周辺の資機材の落下防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
止, 転倒防止, 固縛の措置を行う。 設計とする。 設計とする。 (1) (2) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	
溢水田 <u>溢水</u> ,火災 <u>に対して</u> 可搬型重 積雪及び火山の影響に対して屋外	
大事故等対処設備は、溢水に対しての可搬型重大事故等対処設備は、積	
は想定する <u>溢水</u> 量に対して機能を損  雪に対しては除雪する手順を、火山	
なわない高さへの <u>設置又は保管</u> , 被 の影響(降下火砕物による積載荷 の影響を発表しては降原及び最内。の配	
<u>水防護を行うこと</u> により、火災に対 重)に対しては除灰及び屋内への配 しては、「ロ. (ト) (2) ② f. 備を実施する手順を整備する。	
災に対する防護方針」に基づく火災 の可搬型重大事故等対処設備は、凍 防護を行うことにより、重大事故等 結防止対策、高温防止対策及び防水	

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (41 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<u>設計とする</u> 。溢③a 溢③e	とする。		
		津波に対して可搬型重大事故等対	生物学的事象に対して屋外の可搬		溢③a(P2 ~)
		処設備は,「ロ. (~)耐津波構	型重大事故等対処設備は、鳥類、昆		溢③e(P17 △)
		造」に基づく設計とする。	虫類、小動物及び水生植物の付着又		
		風(台風),竜巻,凍結,高温,	は侵入を考慮し、これら生物の侵入		
		降水、積雪及び火山の影響に対して	を防止又は抑制できる設計とする。		
		屋内の可搬型重大事故等対処設備	森林火災に対して屋外の可搬型重		
		は、外部からの衝撃による損傷を防	大事故等対処設備は、防火帯の内側		
		止できる建屋等内に保管し、重大事	に保管することにより、機能を損な		
		故等に対処するための機能を損なわ	わない設計とする。また、森林火災		
		ない設計とする。屋外の可搬型重大	からの輻射強度の影響を考慮した場		
		事故等対処設備は、風(台風)及び	合においても、離隔距離の確保等に		
		竜巻に対して風(台風)及び竜巻に	より、機能を損なわない設計とす		
		よる風荷重を考慮し、必要により当	5.		
		該設備又は当該設備を収納するもの	塩害に対して屋内の可搬型重大事		
		に対して転倒防止、固縛等の措置を	故等対処設備は、換気設備及び非管		
		講じて保管する設計とする。積雪及びははの影響は対して見るので開刊	理区域の換気空調設備の給気系への		
		び火山の影響に対して屋外の可搬型	除塩フィルタの設置により、重大事		
		重大事故等対処設備は、積雪荷重及な際下水の物によるほかである。	故等への対処に必要な機能を損なわない。これは、また、これの可能		
		び降下火砕物による積載荷重を考慮	ない設計とする。また、屋外の可搬		
		し,損傷防止措置として除雪,除灰 及び屋内への配備を実施することに	型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶		
		より、重大事故等に対処するための	の 監表 寺による 腐良的 正 対		
		機能を損なわないよう維持する。凍			
		機能を損なりないよう維持する。 結,高温及び降水に対して屋外の可	航空機落下については、三沢対地		
		搬型重大事故等対処設備は、凍結防	訓練区域で訓練飛行中の航空機が施		
		止対策、高温防止対策及び防水対策	設に墜落することを想定した防護設		
		により、重大事故等に対処するため	計の有無を踏まえた航空機落下確率		
		の機能を損なわない設計とする。落	評価の結果、MOX燃料加工施設へ		
		雷に対して全交流電源喪失を要因と	の航空機落下は考慮する必要がない		
		せずに発生する重大事故等に対処す	ことから、航空機落下に対して屋外		
		る可搬型重大事故等対処設備は、直	の可搬型重大事故等対処設備は、設		
		撃雷を考慮した設計を行う。直撃雷	計上の考慮は不要とする。		
		に対して、構内接地網と連接した避	有毒ガスについては、MOX燃料		
		雷設備で防護される範囲内に保管す	加工施設周辺の固定施設で発生する		
		る又は構内接地網と連接した避雷設	可能性のある有毒ガスとしては、六		
		備を有する建屋等に保管することに	ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする		
		より, 重大事故等に対処するための	六ふっ化ウランが加水分解して発生		
		機能を損なわない設計とする。生物	するふっ化ウラニル及びふっ化水素		
		学的事象に対して可搬型重大事故等	を考慮するが, 重大事故等対処設備		
		対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動	が有毒ガスにより影響を受けること		
		物の侵入を考慮し、これら生物の侵	はないことから, 有毒ガスに対して		
		入を防止又は抑制することにより,	屋外の可搬型重大事故等対処設備		
		重大事故等に対処するための機能を	は、設計上の考慮は不要とする。		
		損なわない設計とする。森林火災に	敷地内における化学物質の漏えい		
		対して可搬型重大事故等対処設備	については、屋外の可搬型重大事故		
		は、防火帯の内側に保管することに	等対処設備は、機能を損なわない高		
		より, 重大事故等に対処するための	さへの設置、被液防護を行うことに		
		機能を損なわない設計とする。ま	より、機能を損なわない設計とす		
		た,森林火災からの輻射強度の影響	3.		
		を考慮した場合においても、離隔距	近隣工場等の火災、爆発について		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (42 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		離の確保等により、可搬型重大事故	は、石油備蓄基地火災、再処理施設		
		等対処設備の重大事故等への対処に	の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及		
		必要な機能を損なわない設計とす	び低レベル廃棄物処理建屋のプロパ		
		る。塩害に対して屋内の可搬型重大	ンボンベ庫のプロパンボンベの爆発		
		事故等対処設備は、換気設備及び非	を考慮するが、石油備蓄基地火災の		
		管理区域の換気空調設備の給気系へ	影響は小さいこと、再処理施設の還		
		の除塩フィルタの設置により、重大	元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物		
		事故等への対処に必要な機能を損な	処理建屋のプロパンボンベ庫からの		
		わない設計とする。また、屋外の可	離隔距離が確保されていることか		
		搬型重大事故等対処設備は,屋外施	ら、近隣工場等の火災、爆発に対し		
		設の塗装等による腐食防止対策又は	て屋外の可搬型重大事故等対処設備		
		絶縁性の維持対策により、重大事故	は、設計上の考慮は不要とする。		
		等への対処に必要な機能を損なわな	地震に対して可搬型重大事故等対		
		い設計とする。	処設備は、当該設備の落下防止、転		
		敷地内における化学物質の漏えい	倒防止、固縛の措置を講ずる。ま		
		に対して屋外の可搬型重大事故等対	た、設計基準事故において想定した		
		処設備は、機能を損なわない高さへ	条件より厳しい条件を要因とした外		
		の設置、被液防護を行うことによ	的事象の地震に対して、地震を要因		
		り、重大事故等への対処に必要な機	とする重大事故等に対処するために		
		能を損なわない設計とする。電磁的	重大事故等時に機能を期待する可搬		
		障害に対して可搬型重大事故等対処	型重大事故等対処設備は、「イ.		
		設備は、重大事故等時においても電	(ハ) (1) ⑤地震を要因とする重		
		磁波により機能を損なわない設計と	大事故等に対する施設の耐震設計」		
		t3.	に基づく設計とする。		
		周辺機器等からの影響について可	津波に対して可搬型重大事故等対		
		搬型重大事故等対処設備は、内部発	処設備は, 「イ. (ロ) (6) 津波		
		生飛散物に対して当該設備周辺機器	による損傷の防止」に基づく設計と		
		の回転機器の回転羽の損壊による飛	する。		
		散物の影響を考慮し、影響を受けない位置。伊笠士スストルが代え	落雷に対して、全交流電源喪失を		
		い位置へ保管することにより機能を 損なわない設計とする。	要因とせずに発生する重大事故等に		
		可搬型重大事故等対処設備は、同	対処する可搬型重大事故等対処設備 は、直撃雷を考慮した設計を行う。		
		時に発生する可能性のある再処理施	直撃雷に対して、構内接地網と連接		
		設における重大事故等による建屋外	した避雷設備で防護される範囲内に		
		の環境条件の影響を受けない設計と	保管する又は構内接地網と連接した		
		する。	避雷設備を有する建屋等に保管する		
		9 30	ことにより、重大事故等に対処する		
			ための機能を損なわない設計とす		
			とのの人気化を頂なりない、飲可とする		
			電磁的障害に対して可搬型重大事		
			故等対処設備は、重大事故等時にお		
			いても電磁波により、機能を損なわ		
			ない設計とする。		
			周辺機器等からの影響について、		
			地震に対して可搬型重大事故等対処		
			設備は、当該設備周辺の機器等から		
			の波及的影響によって機能を損なわ		
			ない設計とする。また、当該設備周		
			辺の資機材の落下、転倒による損傷		
			を考慮して、当該設備周辺の資機材		
			の落下防止、転倒防止、固縛の措置		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (43 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			を行う。溢水◆想定する溢水量に対		
			して可搬型重大事故等対処設備は,		
			機能を損なわない高さへの設置又は		
			保管、被水防護を行う。溢水◆火災		
			に対して可搬型重大事故等対処設備		
			は, 「イ. (ハ) (1) ⑥可搬型重		
			大事故等対処設備の内部火災に対す		
			る防護方針」に基づく火災防護を行る。中央の水井の特別に対して可能別		
			う。内部発生飛散物に対して可搬型 重大事故等対処設備は,当該設備周		
			辺機器の回転機器の回転羽の損壊に		
			よる飛散物により設計基準事故に対		
			処するための設備の安全機能と同時		
			にその機能が損なわれるおそれがな		
			いよう、位置的分散を図る。		
			可搬型重大事故等対処設備は、同		
			時に発生する可能性のある再処理施		
			設における重大事故等による建屋外		
			の環境条件の影響を受けない設計と		
			する。		
			(c) 重大事故等時における環境条件		
			重大事故等時の温度、圧力の影響		
			として,以下の条件を考慮しても機		
			能を喪失することはなく、必要な機		
			能を有効に発揮することができる設		
			計とする。重大事故等時の環境条件		
			は以下のとおり。重大事故等時にお		
			ける環境温度、環境圧力、湿度及び放射線を添5第29表に示す。		
			i. 閉じ込める機能の喪失に対処する		
			ための設備		
			火災の発生による温度、圧力の上		
			昇を考慮し、以下を使用条件とす		
			<b>5</b> .		
			(i) 温度		
			グローブボックス内:16°C~450°C		
			工程室内 : 16℃~100℃		
			工程室外 : 5℃~45℃		
			(ii) 圧力		
			グローブボックス内:-400Pa~		
			600Pa		
			工程室内 : -160Pa~		
			200Pa		
			工程室外 : -100Pa~大気		
			圧 (d) 自然現象等による条件		
			自然現象及び人為事象(故意によ		
			るものを除く。)に対しては以下に		
			示す条件において、機能を喪失する		
			ことはなく、必要な機能を有効に発		
			揮することができる設計とする。		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (44 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			・地震については、「イ. (ロ)		
			(5) ②重大事故等対処施設の耐		
			震設計」に基づく地震力を考慮す		
			る。また、設計基準事故において		
			想定した条件より厳しい条件を要		
			因とした外的事象の地震に対し		
			て、地震を要因とする重大事故等		
			に対処するために重大事故等時に		
			機能を期待する重大事故等対処設		
			備は, 「イ. (ハ) (1) ⑤地震 を要因とする重大事故等に対する		
			施設の耐震設計」に基づく地震力		
			を考慮する。		
			・津波については、津波による影響		
			を受けない標高約 50mから約 55		
			m及び海岸からの距離約4kmか		
			ら約5kmの位置に設置、保管す		
			ることから,設計上の考慮は不要		
			である。		
			・風(台風)については、最大風速		
			41.7m/s を考慮する。		
			・竜巻については、最大風速 100m		
			/s を考慮する。		
			・凍結及び高温については、最低気		
			温 (-15.7℃) 及び最高気温		
			(34.7°C) を考慮する。		
			・降水については、最大1時間降水		
			量 (67.0mm) を考慮する。 ・積雪については, 最深積雪量		
			(190cm) を考慮する。		
			・落雷については、最大雷撃電流		
			(270kA) を考慮する。		
			・火山の影響については、降下火砕		
			物の積載荷重として層厚 55cm,		
			密度 1.3g/m³を, また, 降下火砕		
			物の侵入による閉塞を考慮する。		
			・生物学的事象については、鳥類、		
			昆虫類、小動物及び水生植物の付		
			着又は侵入を考慮する。		
			・森林火災については、敷地周辺の		
			植生を考慮する。		
			・塩害については、海塩粒子の飛来		
			を考慮するが、再処理事業所の敷		
			地は海岸から約4km離れてお		
			り、また、短期的に影響を及ぼす		
			ものではなく、その影響は小さい		
			と考えられる。 自然現象の組合せについては、風		
			自然現象の組合をについては、風(台風)及び積雪、積雪及び竜		
			巻、積雪及び火山の影響、積雪及		
			び地震、風(台風)及び火山の影響、傾当及び地震、風(台風)及び火山の影		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (45 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			響,風(台風)及び地震を想定		
			し、屋外に設置する常設重大事故		
			等対処設備はその荷重を考慮す		
			5. takaranan Maykar		
			・有毒ガスについては、MOX燃料 加工施設周辺の固定施設で発生す		
			加工施設局辺の固定施設で発生 9 る可能性のある有毒ガスとして		
			は、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏		
			えいする六ふっ化ウランが加水分		
			解して発生するふっ化ウラニル及		
			びふっ化水素を考慮するが、重大		
			事故等対処設備が有毒ガスにより		
			影響を受けることはない。		
			・敷地内における化学物質の漏えい		
			については、再処理事業所内で運		
			搬する硝酸及び液体二酸化窒素の		
			屋外での運搬又は受入れ時の漏え		
			いを考慮する。重大事故等対処設 備が化学物質により影響を受ける		
			にとはないが、屋外の重大事故等		
			対処設備は保管に際して漏えいに		
			対する高さを考慮する。		
			・電磁的障害については、電磁波の		
			影響を考慮する。		
			・近隣工場等の火災、爆発について		
			は、石油備蓄基地火災、再処理施		
			設の還元ガス製造建屋の水素ボン		
			べ及び低レベル廃棄物処理建屋の		
			プロパンボンベ庫のプロパンボン		
			べの爆発を考慮するが、石油備蓄		
			基地火災の影響は小さいこと、再 処理施設の還元ガス製造建屋及び		
			低レベル廃棄物処理建屋のプロパ		
			ンボンベ庫からの離隔距離が確保		
			されていることから、重大事故等		
			対処設備が影響を受けることはな		
			V \o		
			・航空機落下については、三沢対地		
			訓練区域で訓練飛行中の航空機が		
			施設に墜落することを想定した防		
			護設計の有無を踏まえた航空機落		
			下確率評価の結果、MOX燃料加工施設。の航空機構下は表度する		
			工施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、重大事故等		
			が 対処設備が航空機落下により影響		
			を受けることはない。		
		(b) 重大事故等対処設備の設置場所	b. 重大事故等対処設備の設置場所		
		重大事故等対処設備は、想定され	重大事故等対処設備は、想定され		
		る重大事故等が発生した場合におい	る重大事故等が発生した場合におい		
		ても操作及び復旧作業に支障がない	ても操作及び復旧作業に支障がない		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (46 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		ように、線量率の高くなるおそれの	ように、線量率の高くなるおそれの		
		少ない場所の選定、当該設備の設置	少ない場所の選定、当該設備の設置		
		場所への遮蔽の設置等により当該設	場所への遮蔽の設置、放射線防護具		
		備の設置場所で操作可能な設計,放射線の影響な受けない思わる区画芸	類等により当該設備の設置場所で操		
		射線の影響を受けない異なる区画若 しくは離れた場所から遠隔で操作可	作可能な設計,放射線の影響を受け ない異なる区画若しくは離れた場所		
		能な設計、又は遮蔽設備を有する緊	から遠隔で操作可能な設計、又は遮		
		急時対策所及び再処理施設の中央制	蔽設備を有する緊急時対策所及び再		
		御室で操作可能な設計とする。	処理施設の中央制御室で操作可能な		
		M T ( ) ( ) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	設計とする。		
		(c) 可搬型重大事故等対処設備の設	c. 可搬型重大事故等対処設備の設置		
		置場所	場所		
		可搬型重大事故等対処設備は,想	可搬型重大事故等対処設備は,想		
		定される重大事故等が発生した場合	定される重大事故等が発生した場合		
		においても設置及び常設設備との接	においても設置及び常設設備との接		
		続に支障がないように、線量率の高	続に支障がないように、線量率の高		
		くなるおそれの少ない設置場所の選	くなるおそれの少ない設置場所の選		
		定、当該設備の設置場所への遮蔽の	定、当該設備の設置場所への遮蔽の		
		設置等により当該設備の設置場所で 操作可能な設計,遮蔽設備を有する	設置,放射線防護具類等により当該 設備の設置場所で操作可能な設計,		
		緊急時対策所及び再処理施設の中央	遮蔽設備を有する緊急時対策所及び		
		制御室で操作可能な設計により、当	悪		
		該設備の設置及び常設設備との接続	な設計により、当該設備の設置及び		
		が可能な設計とする。	常設設備との接続が可能な設計とす		
			3.		
		d. 操作性及び試験・検査性	④ 操作性及び試験・検査性		
		(a) 操作性の確保	a. 操作性の確保		
		i. 操作の確実性	(a) 操作の確実性		
		重大事故等対処設備は、想定され る重大事故等が発生した場合におい	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合におい		
		ても操作を確実なものとするため、	ても操作を確実なものとするため、		
		重大事故等における条件を考慮し、	重大事故等時における環境条件を考		
		操作する場所において操作が可能な	慮し、操作する場所において操作が		
		設計とする。	可能な設計とする。		
		操作する全ての設備に対し、十分	操作する全ての設備に対し、十分		
		な操作空間を確保するとともに,確	な操作空間を確保するとともに,確		
		実な操作ができるよう、必要に応じ	実な操作ができるよう,必要に応じ		
		て操作足場を設置する。また、防護	て操作足場を設置する。また、防護		
		具、可搬型照明は重大事故等時に迅	具、可搬型照明は重大事故等時に迅		
		速に使用できる場所に配備する。	速に使用できる場所に配備する。		
		現場操作において工具を必要とする。	現場操作において工具を必要とする。		
		る場合は,一般的に用いられる工具 又は専用の工具を用いて,確実に作	る場合は,一般的に用いられる工具 又は専用の工具を用いて,確実に作		
		業ができる設計とする。工具は、作	業ができる設計とする。工具は、作		
		業場所の近傍又はアクセスルートの	業場所の近傍又はアクセスルートの		
		近傍に保管できる設計とする。可搬	近傍に保管できる設計とする。可搬		
		型重大事故等対処設備は運搬・設置	型重大事故等対処設備は運搬・設置		
		が確実に行えるよう、人力又は車両	が確実に行えるよう、人力又は車両		
		等による運搬、移動ができるととも	等による運搬、移動ができるととも		
		に、必要により設置場所にてアウト	に、必要により設置場所にてアウト		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (47 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		リガの張出し又は輪留めによる固定	リガの張出し又は輪留めによる固定		
		等が可能な設計とする。	等が可能な設計とする。		
		現場の操作スイッチは、非常時対	現場の操作スイッチは非常時対策		
		策組織要員の操作性を考慮した設計	組織要員の操作性を考慮した設計と		
		とする。また、電源操作が必要な設備は、対象によったな意思した。	する。また、電源操作が必要な設備		
		備は、感電防止のため露出した充電 部への近接防止を考慮した設計とす	は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とす		
		る。	、 の		
		現場において人力で操作を行う弁	現場において人力で操作を行う弁		
		等は、手動操作が可能な設計とす	等は、手動操作が可能な設計とす		
		<b>る。</b>	<b>る。</b>		
		現場での接続操作は、ボルト・ネ	現場での接続操作は、ボルト・ネ		
		ジ接続、フランジ接続又はより簡便	ジ接続, フランジ接続又はより簡便		
		な接続方式等、接続方式を統一する	な接続方式等、接続方式を統一する		
		ことにより、速やかに、容易かつ確	ことにより、速やかに、容易かつ確		
		実に接続が可能な設計とする。	実に接続が可能な設計とする。		
		現場操作における誤操作防止のた	現場操作における誤操作防止のた		
		めに重大事故等対処設備には識別表	めに重大事故等対処設備には識別表		
		示を設置する設計とする。 また、重大事故等に対処するため	示を設置する設計とする。また、重大事故等に対処するため		
		に迅速な操作を必要とする機器は,	に迅速な操作を必要とする機器は、		
		必要な時間内に操作できるように中	必要な時間内に操作できるように中		
		央監視室での操作が可能な設計とす	央監視室での操作が可能な設計とす		
		る。制御盤の操作器具は非常時対策	る。制御盤の操作器具は非常時対策		
		組織要員の操作性を考慮した設計と	組織要員の操作性を考慮した設計と		
		する。	する。		
		想定される重大事故等において操	想定される重大事故等において操		
		作する重大事故等対処設備のうち動	作する重大事故等対処設備のうち動		
		的機器は、その作動状態の確認が可	的機器は、その作動状態の確認が可		
		能な設計とする。 ii. 系統の切替性	能な設計とする。 (b) 系統の切替性		
		重大事故等対処設備のうち本来の	重大事故等対処設備のうち本来の		
		用途(安全機能を有する施設として	用途(安全機能を有する施設として		
		の用途等)以外の用途として重大事	の用途等)以外の用途として重大事		
		故等に対処するために使用する設備	故等に対処するために使用する設備		
		は、通常時に使用する系統から速や	は、通常時に使用する系統から速や		
		かに切替操作が可能なように、系統	かに切替操作が可能なように,系統		
		に必要な弁等を設ける設計とする。	に必要な弁等を設ける設計とする。		
		<ul><li>… 可搬型重大事故等対処設備の常設</li></ul>	(c) 可搬型重大事故等対処設備の常		
		設備との接続性	設設備との接続性		
		可搬型重大事故等対処設備を常設	可搬型重大事故等対処設備を常設		
		設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数	設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数		
		あがつ唯美に接続でき、から、優数 の系統が相互に使用することができ	の系統が相互に使用することができ		
		るよう、ケーブルはボルト・ネジ接	るよう、ケーブルはボルト・ネジ接		
		続又はより簡便な接続方式を用いる	続又はより簡便な接続方式を用いる		
		設計とし、ダクト・ホースは口径並	設計とし、ダクト・ホースは口径並		
		びに内部流体の圧力及び温度等の特	びに内部流体の圧力及び温度等の特		
		性に応じたフランジ接続又はより簡	性に応じたフランジ接続又はより簡		
		便な接続方式を用いる設計とする。	便な接続方式を用いる設計とする。		
		また、同一ポンプを接続するホース	また、同一ポンプを接続するホース		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (48 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		は、流量に応じて口径を統一するこ	は、流量に応じて口径を統一するこ		
		と等により、複数の系統での接続方	と等により、複数の系統での接続方		
		式を考慮した設計とする。	式を考慮した設計とする。		
		iv. 再処理事業所内の屋外道路及び屋	(d) 再処理事業所内の屋外道路及び		
		内通路の確保相索される重大事故等が発生した	屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した		
		想定される重大事故等が発生した 場合において、可搬型重大事故等対	場合において、可搬型重大事故等対		
		処設備の保管場所から設置場所への	処設備の保管場所から設置場所への		
		運搬及び接続場所への敷設、又は他	運搬及び接続場所への敷設、又は他		
		の設備の被害状況を把握するため、	の設備の被害状況を把握するため、		
		再処理事業所内の屋外道路及び屋内	再処理事業所内の屋外道路及び屋内		
		通路をアクセスルートとして以下の	通路をアクセスルートとして以下の		
		設計により確保する。	設計により確保する。		
		アクセスルートは、環境条件とし	アクセスルートは、環境条件とし		
		て考慮した事象を含め、自然現象、	て考慮した事象を含め、自然現象、		
		人為事象、溢水、火災を考慮して	人為事象、溢水、火災を考慮して		
		も、運搬、移動に支障をきたすこと	も、運搬、移動に支障をきたすこと		
		のないよう、迂回路も考慮して複数	のないよう、迂回路も考慮して複数		
		のアクセスルートを確保する。	確保する。		
		アクセスルートに対する自然現象 については、重大事故等時における	アクセスルートに対する自然現象 については、地震、津波(敷地に遡		
		敷地及びその周辺での発生の可能	上する津波を含む。)に加え、敷地		
		性、アクセスルートへの影響度、事	及びその周辺での発生実績の有無に		
		象進展速度や事象進展に対する時間	関わらず、国内外の基準や文献等に		
		余裕の観点から、アクセスルートに	基づき収集した洪水、風(台風)、		
		影響を与えるおそれがある事象とし	竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落		
		て,地震,津波(敷地に遡上する津	雷,地滑り,火山の影響,生物学的		
		波を含む。)、洪水、風(台風)、	事象、森林火災、塩害等の事象を考		
		竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火	慮する。その上で、これらの事象の		
		山の影響、生物学的事象及び森林火	うち, 重大事故等時における敷地及		
		災を選定する。	びその周辺での発生の可能性、アク		
			セスルートへの影響度、事象進展速		
			度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与		
			えるおそれがある事象として、地		
			震、津波(敷地に遡上する津波を含		
			む。)、洪水、風(台風)、竜巻、		
			凍結、降水、積雪、落雷、火山の影		
			響、生物学的事象及び森林火災を選		
			定する。		
		アクセスルートに対する人為事象	アクセスルートに対する人為事象		
		については、重大事故等時における	については、国内外の文献等から抽		
		敷地及びその周辺での発生の可能	出し、さらに事業許可基準規則の解		
		性、アクセスルートへの影響度、事	釈第9条に示される飛来物(航空機		
		象進展速度や事象進展に対する時間	落下),有毒ガス,敷地内における		
		余裕の観点から、アクセスルートに 影響を与えるおそれのある事象とし	化学物質の漏えい,電磁的障害,近 隣工場等の火災,爆発,ダムの崩		
		影響を与えるねぞれのめる事家として選定する航空機落下、敷地内にお			
		ける化学物質の漏えい、電磁的障	張、		
		害、近隣工場等の火災、爆発、ダム	が		
		の崩壊、船舶の衝突及び故意による	のうち、重大事故等時における敷地		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (49 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		大型航空機の衝突その他のテロリズ	及びその周辺での発生の可能性、ア		
		ムに対して、迂回路も考慮した複数	クセスルートへの影響度, 事象進展		
		のアクセスルートを確保する設計と	速度や事象進展に対する時間余裕の		
		する。	観点から、アクセスルートに影響を		
			与えるおそれのある事象として選定		
			する航空機落下、敷地内における化		
			学物質の漏えい、電磁的障害、近隣		
			工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、		
			船舶の衝突及び故意による大型航空		
			機の衝突その他のテロリズムに対して、汗回吹・老虎した複数のアクセ		
			て、迂回路も考慮した複数のアクセ		
			スルートを確保する設計とする。		
			なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶		
			の衝突については立地的要因により 設計上考慮する必要はない。落雷及		
			び電磁的障害に対しては、道路面が		
			直接影響を受けることはないことか		
			らアクセスルートへの影響はない。		
			生物学的事象に対しては、容易に排		
			除可能なため、アクセスルートへの		
			影響はない。		
		屋外のアクセスルートは、「ロ.	屋外のアクセスルートは、「イ.		
		(ホ) (2) 重大事故等対処施設の	(口) (5) ②重大事故等対処施設		
		耐震設計」にて考慮する地震の影響	の耐震設計」にて考慮する地震の影		
		(周辺構造物等の損壊,周辺斜面の	響(周辺構造物等の損壊,周辺斜面		
		崩壊及び道路面のすべり)、その他	の崩壊及び道路面のすべり)、その		
		自然現象による影響(風(台風)及	他自然現象による影響(風(台風)		
		び竜巻による飛来物、積雪並びに火	及び竜巻による飛来物, 積雪並びに		
		山の影響)及び人為事象による影響	火山の影響) 及び人為事象による影		
		(航空機落下,爆発)を想定し,複	響(航空機落下,爆発)を想定し,		
		数のアクセスルートの中から状況を	複数のアクセスルートの中から状況		
		確認し、早急に復旧可能なアクセス	を確認し、早急に復旧可能なアクセ		
		ルートを確保するため、障害物を除	スルートを確保するため、障害物を		
		去可能なホイールローダを3台使用	除去可能なホイールローダを3台使		
		する。ホイールローダは、必要数と	用する。ホイールローダは、必要数		
		して3台に加え、予備として故障時	として3台に加え、予備として故障		
		及び点検保守による待機除外時のバ	時及び点検保守による待機除外時の		
		ックアップを4台、合計7台を保有	バックアップを4台、合計7台を保		
		数とし、分散して保管する設計とす	有数とし、分散して保管する設計と		
		3.	する。		
		屋外のアクセスルートは、地震に	屋外のアクセスルートは、地震に		
		よる屋外タンクからの溢水及び降水	よる屋外タンクからの溢水及び降水		
		に対しては、道路上への自然流下も	に対しては、道路上への自然流下も		
		考慮した上で、通行への影響を受け	考慮した上で、通行への影響を受けない答話に確保する記載します。		
		ない箇所に確保する設計とする。	ない箇所に確保する設計とする。		
		敷地外水源の取水場所及び取水場	敷地外水源の取水場所及び取水場		
		所への屋外のアクセスルートに遡上	所への屋外のアクセスルートに遡上		
		するおそれのある津波に対しては,	するおそれのある津波に対しては,		
		津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波繁報の発令を確認時	津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時		
		る。なお、津波警報の発令を確認時によれて対応中の提			
		にこれらの場所において対応中の場	にこれらの場所において対応中の場		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (50 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		合に備え,非常時対策組織要員及び	合に備え,非常時対策組織要員及び		
		可搬型重大事故等対処設備を一時的	可搬型重大事故等対処設備を一時的		
		に退避する手順を整備する。	に退避する手順を整備する。		
		屋外のアクセスルートは、「ロ.	屋外のアクセスルートは、「イ.		
		(ホ) (2) 重大事故等対処施設の	(口) (5) ②重大事故等対処施設		
		耐震設計」にて考慮する地震の影響	の耐震設計」にて考慮する地震の影響による関連の表現に		
		による周辺斜面の崩壊及び道路面の	響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべれる場場を対する		
		すべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロ	のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイール		
		ーダにより崩壊箇所を復旧する又は	ローダにより崩壊箇所を復旧するか		
		迂回路を確保する。また、不等沈下	又は迂回路を確保する。また、不等		
		等に伴う段差の発生が想定される箇	沈下等に伴う段差の発生が想定され		
		所においては、段差緩和対策を行う	る箇所においては、段差緩和対策を		
		設計とし、ホイールローダにより復	行う設計とし、ホイールローダによ		
		旧する。	り復旧する。		
		屋外のアクセスルートは、考慮す	屋外のアクセスルートは、考慮す		
		べき自然現象のうち凍結及び積雪に	べき自然現象のうち凍結及び積雪に		
		対して、道路については融雪剤を配	対して、道路については融雪剤を配		
		備し、車両についてはタイヤチェー	備し、車両についてはタイヤチェー		
		ン等を装着することにより通行性を	ン等を装着することにより通行性を		
		確保できる設計とする。敷地内にお	確保できる設計とする。敷地内にお		
		ける化学物質の漏えいに対しては,	ける化学物質の漏えいに対しては,		
		必要に応じて薬品防護具の着用によ	必要に応じて薬品防護具の着用によ		
		り通行する。	り通行する。なお、融雪剤の配備等		
			については、「添付書類七 ハ.		
			(イ) (1)②アクセスルートの確		
		屋外のアクセスルートは、考慮す	保」に示す。 屋外のアクセスルートは、考慮す		
		を介の プラセスルートは、	でき自然現象及び人為事象のうち森		
		林火災及び近隣工場等の火災に対し	林火災及び近隣工場等の火災に対し		
		ては、消防車による初期消火活動を	ては、消防車による初期消火活動を		
		行う手順を整備する。	行う手順を整備する。		
		11 ) 1/MCTEVIII / OO	大規模な自然災害又は故意による		
			大型航空機の衝突その他テロリズム		
			による大規模損壊時の消火活動等に		
			ついては、「添付書類七 ハ.		
			(ロ) 大規模な自然災害又は故意に		
			よる大型航空機の衝突その他のテロ		
			リズムへの対応における事項」に示		
			す。		
			屋外のアクセスルートの地震発生		
			時における、火災の発生防止対策		
			(可燃物を収納した容器の固縛によ		
			る転倒防止)及び火災の拡大防止対		
			策(大量の可燃物を内包する変圧器		
			の防油堤の設置)については、「火災は満計画」とついて		
		日内のマカムコル 1 は 「-	災防護計画」に定める。		
		屋内のアクセスルートは,「ロ.	屋内のアクセスルートは、「イ.		
		(ホ) (2) 重大事故等対処施設の	(ロ) (5) ②重大事故等対処施設の計算設計、の批響な考慮した建長		
		耐震設計」の地震を考慮した建屋等 に複数確保する設計とする。	の耐震設計」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。		
		に後数性体りの取引とりる。	守に後数惟木りつ取司とりつ。		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (51 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			屋内のアクセスルートは、津波に		
			対して立地的要因によりアクセスル		
			ートへの影響はない。		
		屋内のアクセスルートは、自然現	屋内のアクセスルートは、風(台		
		象及び人為事象として選定する風	風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積		
		(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降	雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事		
		水、積雪、落雷、火山の影響、生物	象,森林火災,塩害,航空機落下,		
		学的事象,森林火災,塩害,航空機	敷地内における化学物質の漏えい、		
		落下、敷地内における化学物質の漏	近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス		
		えい,近隣工場等の火災,爆発,有 毒ガス及び電磁的障害に対して,外	及び電磁的障害に対して、外部から の衝撃による損傷の防止が図られた		
		部からの衝撃による損傷の防止が図	建屋等内に確保する設計とする。		
		られた建屋等内に確保する設計とす	<b>定座守門に惟休りる取引とりる。</b>		
		る。			
		屋内のアクセスルートにおいて	屋内のアクセスルートにおいて		
		は、機器からの溢水に対してアクセ	は、機器からの溢水に対してアクセ		
		スルートでの非常時対策組織要員の	スルートでの非常時対策組織要員の		
		安全を考慮した防護具を着用する。	安全を考慮した防護具を着用する。		
		また, 地震時に通行が阻害されない	また、地震時に通行が阻害されない		
		ように、アクセスルート上の資機材	ように、アクセスルート上の資機材		
		の落下防止、転倒防止及び固縛の措	の落下防止、転倒防止及び固縛の措		
		置並びに火災の発生防止対策を実施	置並びに火災の発生防止対策を実施		
		する。	する。万一通行が阻害される場合は		
			迂回する又は乗り越える。		
		屋外及び屋内のアクセスルートに	屋外及び屋内のアクセスルートに		
		おいては、被ばくを考慮した放射線 防護具の配備を行い、移動時及び作	おいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作		
		業時の状況に応じて着用する。ま	業時の状況に応じて着用する。ま		
		た、夜間及び停電時の確実な運搬や	た、夜間及び停電時の確実な運搬や		
		移動のため可搬型照明を配備する。	移動のため可搬型照明を配備する。		
		(b) 試験·検査性	b. 試験·検査性		
		重大事故等対処設備は、通常時に	重大事故等対処設備は、通常時に		
		おいて、重大事故等に対処するため	おいて、重大事故等に対処するため		
		に必要な機能を確認するための試験	に必要な機能を確認するための試験		
		又は検査並びに当該機能を健全に維	又は検査並びに当該機能を健全に維		
		持するための保守及び修理が実施で	持するための保守及び修理が実施で		
		きるよう、機能・性能の確認、漏え	きるよう、機能・性能の確認、漏え		
		いの有無の確認、分解点検等ができ	いの有無の確認、分解点検等ができ		
		る構造とする。	る構造とする。		
		試験又は検査は、使用前事業者検	試験又は検査は、使用前事業者検		
		査,定期事業者検査,自主検査等が 実施可能な設計とする。また,保守	査, 定期事業者検査, 自主検査等が 実施可能な設計とする。また, 保守		
		<b>及び修理は、維持活動としての点検</b>	及び修理は,維持活動としての点検		
		(日常の運転管理の活用を含	(日常の運転管理の活用を含		
		む。)、取替え、保修等が実施可能	む。)、取替え、保修等が実施可能		
		な設計とする。	な設計とする。		
		多重性を備えた系統及び機器にあ	多重性を備えた系統及び機器にあ		
		っては、各々が独立して試験又は検	っては、各々が独立して試験又は検		
		査並びに保守及び修理ができる設計	査並びに保守及び修理ができる設計		
		とする。	とする。		
		構造・強度の確認又は内部構成部	構造・強度の確認又は内部構成部		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (52 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	BY THE TENENT OF THE	品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とする。	品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とする。 可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生したようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配けた上で点検保守を行うものと		VIII 3
		e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (a) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針溢水団基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を	する。  (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計  a. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針溢水  本  基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を		
		行う。溢③c i. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。溢水□ ii. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等に対処する重大事故等が処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。溢③c	行う。 (a) 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 (b) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等は対して、重大事故等に対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、重大事故等に対処式を対して、対しているがないように設計するおそれがないように設計す		溢③c (P9, 21, 23 ~)
		ルルないよりに放計する。Amaily	れるおそれかないように設計する。 溢水◆ b. 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定方 法は,以下のとおり適用する。 (a) 動的地震力 地震を要因とする重大事故等に対する施設は,「イ. (ロ) (5)① d. (b) 動的地震力」に示す基準 地震動を1.2倍とした地震力を適用する。		溢③c (P9, 21, 23 ~)

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (53 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			c. 荷重の組合せと許容限界		
			荷重の組合せと許容限界は、以下		
			によるものとする。 (a) 耐震設計上考慮する状態		
			地震以外に設計上考慮する状態を		
			以下に示す。		
			i. 建物·構築物		
			(i) 通常時の状態		
			「イ. (ロ) (5) ①e. (a) i. (i) 通常時の状態」を適用す		
			5.		
			(ii) 重大事故等時の状態		
			MOX燃料加工施設が,重大事故		
			に至るおそれがある事故又は重大事 故の状態で、重大事故等対処施設の		
			機能を必要とする状態。		
			(iii) 設計用自然条件		
			「イ. (ロ) (5) ①e. (a)		
			i. (ii) 設計用自然条件」を適用す		
			る。 ii. 機器・配管系		
			(i) 通常時の状態		
			「イ. (ロ) (5) ①e. (a)		
			ii. (i) 通常時の状態」を適用す		
			る。 (ii) 設計基準事故時の状態		
			(II) 設計基準事 以 時 り 仏 態 「イ. (ロ) (5) ① e. (a)		
			ii. (ii) 設計基準事故時の状態」		
			を適用する。		
			(iii) 重大事故等時の状態		
			MOX燃料加工施設が,重大事故 に至るおそれがある事故又は重大事		
			故の状態で、重大事故等対処施設の		
			機能を必要とする状態。		
			(b) 荷重の種類		
			i. 建物・構築物(i) MOX燃料加工施設のおかれ		
			ている状態にかかわらず通常時		
			に作用している固定荷重、積載		
			荷重, 土圧及び水圧		
			(ii) 重大事故等時の状態で施設に		
			作用する荷重 (iii) 積雪荷重及び風荷重		
			通常時及び重大事故等時の状態で		
			施設に作用する荷重には、機器・配		
			管系から作用する荷重が含まれるも		
			のとし、地震力には、地震時土圧、地震時土圧、		
			地震時水圧及び機器・配管系からの 反力が含まれるものとする。		
			ii. 機器・配管系		
			(i) 通常時に作用している荷重		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (54 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			(ii) 設計基準事故時の状態で施設		
			に作用する荷重		
			(iii) 重大事故等時の状態で施設に 作用する荷重		
			各状態において施設に作用する荷		
			重には、通常時に作用している荷		
			重、すなわち自重等の固定荷重が含		
			まれるものとする。		
			また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準ずる。		
			(c) 荷重の組合せ		
			地震力と他の荷重との組合せは、		
			以下によるものとする。		
			i. 建物·構築物		
			(i) 重大事故の起因となる異常事		
			象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設		
			備が設置される重大事故等対処		
			施設の建物・構築物について		
			は,通常時に作用している荷重		
			(固定荷重,積載荷重,土圧及		
			び水圧),積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震		
			力を組み合わせる。		
			(ii) 地震を要因として発生する重		
			大事故等に対処する重大事故等		
			対処設備が設置される重大事故		
			等対処施設の建物・構築物につ		
			いては,通常時に作用している 荷重(固定荷重,積載荷重,土		
			圧及び水圧),積雪荷重及び風		
			荷重と基準地震動を 1.2 倍した		
			地震力とを組み合わせる。		
			(iii) 地震を要因として発生する重 大事故等に対処する重大事故等		
			大事		
			等対処施設の建物・構築物につ		
			いて、通常時に作用している荷		
			重(固定荷重,積載荷重,土圧		
			及び水圧)、積雪荷重、風荷重		
			及び重大事故等時の状態で施設 に作用する荷重は、その事故事		
			象の発生確率、継続時間及び地		
			震動の年超過確率の関係を踏ま		
			え,適切な地震力(基準地震動		
			又は弾性設計用地震動による地震力といれている。		
			震力)と組み合わせる。この組 合せについては、事故事象の発		
			生確率、継続時間及び地震動の		
			年超過確率の積等を考慮し、工		
			学的、総合的に勘案の上設定す		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (55 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			る。なお、継続時間については		
			対策の成立性も考慮した上で設		
			定する。 なお,通常時に作用している		
			荷重のうち、土圧及び水圧につ		
			いて、基準地震動による地震		
			力、弾性設計用地震動による地		
			震力と組み合わせる場合は、当		
			該地震時の土圧及び水圧とす		
			ii.機器・配管系		
			(i) 重大事故の起因となる異常事		
			象の選定において基準地震動を		
			1.2倍した地震力を考慮する設		
			備に係る機器・配管系について		
			は、通常時に作用している荷重		
			と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。		
			(ii) 地震を要因として発生する重		
			大事故等に対処する重大事故等		
			対処設備に係る機器・配管系に		
			ついては、通常時に作用してい		
			る荷重と基準地震動を 1.2 倍し		
			た地震力とを組み合わせる。		
			(iii) 地震を要因として発生する重 大事故等に対処する重大事故等		
			対処設備に係る機器・配管系に		
			ついて、通常時に作用している		
			荷重,設計基準事故時の状態及		
			び重大事故等時の状態で施設に		
			作用する荷重は、その事故事象		
			の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏ま		
			え、適切な地震力(基準地震動		
			又は弾性設計用地震動による地		
			震力)と組み合わせる。この組		
			合せについては、事故事象の発		
			生確率、継続時間及び地震動の		
			年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定す		
			子的、総合的に倒条の上設定りる。なお、継続時間については		
			対策の成立性も考慮した上で設		
			定する。		
			なお、屋外に設置される施設		
			については、建物・構築物と同		
			様に積雪荷重及び風荷重を組み		
			合わせる。 iii. 荷重の組合せ上の留意事項		
			(i) ある荷重の組合せ状態での評		
			価が、その他の荷重の組合せ状		
			態と比較して明らかに厳しいこ		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (56 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			とが判明している場合には、そ		
			の他の荷重の組合せ状態での評		
			価は行わないことがある。		
			(ii) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支		
			持機能を確認する場合において		
			は、支持される施設の設備分類		
			に応じた地震力と通常時に作用		
			している荷重及びその他必要な		
			荷重とを組み合わせる。		
			(iii) 積雪荷重については、屋外に		
			設置されている施設のうち、積		
			雪による受圧面積が小さい施設		
			や、通常時に作用している荷重		
			に対して積雪荷重の割合が無視		
			できる施設を除き、地震力との		
			組み合わせを考慮する。 (iv) 風荷重については、屋外の直		
			接風を受ける場所に設置されて		
			いる施設のうち、風荷重の影響		
			が地震荷重と比べて相対的に無		
			視できないような構造、形状及		
			び仕様の施設においては、地震		
			力との組み合わせを考慮する。		
			(v) 重大事故等の状態で施設に作		
			用する荷重は、「イ.(ハ)		
			(1) ③ a. (c) 重大事故等		
			時における環境条件」に示す条		
			件を考慮する。 (d) 許容限界		
			地震力と他の荷重とを組み合わせ		
			た状態に対する許容限界は、以下の		
			とおりとする。		
			i. 重大事故の起因となる異常事象の		
			選定において基準地震動を1.2倍し		
			た地震力を考慮する設備		
			露出したMOX粉末を取り扱い、		
			さらに火災源を有するグローブボッ		
			クスはパネルにき裂や破損が生じな		
			いこと及び転倒しないこと。当該グ		
			ローブボックスの内装機器の落下・ 転倒防止機能の確保に当たっては,		
			放射性物質(固体)の閉じ込めバウ		
			ンダリを構成する容器等を保持する		
			設備の破損により、容器等が落下又		
			は転倒しないこと。		
			上記の各機能について、基準地震		
			動の 1.2 倍の地震力に対し, 「イ.		
			(D) (5) ①e. (d) i.		
			(i)(i)-1基準地震動による地		
			震力との組合せに対する許容限界」		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (57 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			にて確認した上で、それ以外を適用		
			する場合は各機能が維持できること		
			を個別に示す。		
			地震に対して各設備が保持する安		
			全機能を添5第30表に示す。		
			ii. 地震を要因として発生する重大事 故等に対処する重大事故等対処設備		
			地震を要因として発生する重大事		
			故等の対処に必要な常設重大事故等		
			対処設備は、基準地震動の1.2倍の		
			地震力に対し、「イ. (ロ) (5)		
			① d. (d) i. (i)(i)-1基準		
			地震動による地震力との組合せに対		
			する許容限界」にて確認した上で、		
			それ以外を適用する場合は、設備の き裂や破損等に対する放出経路の維		
			持等、重大事故等の対処に必要な機		
			能が維持できることを個別に示す。		
			対象設備は、添5第28表に示す重		
			大事故等の要因事象のうち、外的事象		
			に係る常設重大事故等対処設備に示		
			す。		
			iii. i.及びii.に示す設備を設置す		
			る建物・構築物		
			i. 及びii. に示す設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を		
			1.2 倍した地震力に対する建物・構		
			築物全体としての変形能力につい		
			て、「イ. (ロ) (5) ①d. (d)		
			i. (i)(i)-1基準地震動によ		
			る地震力との組合せに対する許容限		
			界」の許容限界を適用する。		
			d. 可搬型重大事故等対処設備		
			可搬型重大事故等対処設備は、各		
			保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して,転倒しない		
			よう固縛等の措置を講ずるととも		
			に、動的機器については加振試験等		
			により重大事故等の対処に必要な機		
			能が損なわれないことを確認する。		
			また、ホース等の静的機器は、複数		
			の保管場所に分散して保管すること		
			により, 地震により重大事故等の対		
			処に必要な機能が損なわれないこと		
			を確認する。		
			対象設備は、添5第28表に示す 重大事故等の要因事象のうち、外的		
			事象に係る可搬型重大事故等対処設 事象に係る可搬型重大事故等対処設		
			事家に保る 円版空里八事 収 寺		
		f. 可搬型重大事故等対処設備の内部			
		火災に対する防護方針	災に対する防護方針		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (58 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			可搬型重大事故等対処設備は,事業		
			許可基準規則の第27条第3項第六号		
			にて、共通要因によって設計基準事故		
			に対処するための設備の安全機能又は		
			常設重大事故等対処設備の重大事故等		
			に対処するために必要な機能と同時に		
			その重大事故等に対処するために必要		
			な機能が損なわれることがないことを		
			求められている。		
			MOX燃料加工施設の可搬型重大事		
			故等対処設備の内部火災に対する防護		
			方針を以下に示す。		
		(a) 可搬型重大事故等対処設備の火	a. 可搬型重大事故等対処設備の火災		
		災発生防止	発生防止		
		可搬型重大事故等対処設備を保管	可搬型重大事故等対処設備を保管		
		する建屋内,建屋近傍,外部保管工	する建屋内、建屋近傍、外部保管工		
		リアは, 発火性物質又は引火性物質	リアは, 発火性物質又は引火性物質		
		を内包する設備に対する火災発生防	を内包する設備に対する火災発生防		
		止を講ずるとともに、発火源に対す	止を講ずるとともに、発火源に対す		
		る対策,水素に対する換気及び漏え	る対策,水素に対する換気及び漏え		
		い検出対策及び接地対策、並びに電	い検出対策及び接地対策、並びに電		
		気系統の過電流による過熱及び焼損	気系統の過電流による過熱及び焼損		
		の防止対策を講ずる設計とする。	の防止対策を講ずる設計とする。		
		(b) 不燃性又は難燃性材料の使用	b. 不燃性又は難燃性材料の使用		
		可搬型重大事故等対処設備は、可	可搬型重大事故等対処設備は、可		
		能な限り不燃性材料又は難燃性材料	能な限り不燃性材料又は難燃性材料		
		を使用する設計とし、不燃性材料又	を使用する設計とし、不燃性材料又		
		は難燃性材料の使用が技術上困難な	は難燃性材料の使用が技術上困難な		
		場合は、代替材料を使用する設計と	場合は、代替材料を使用する設計と		
		する。また、代替材料の使用が技術	する。また、代替材料の使用が技術		
		上困難な場合は、当該可搬型重大事	上困難な場合は、当該可搬型重大事		
		故等対処設備における火災に起因し	故等対処設備における火災に起因し		
		て、他の可搬型重大事故等対処設備	て、他の可搬型重大事故等対処設備		
		の火災が発生することを防止するた	の火災が発生することを防止するた		
		めの措置を講ずる設計とする。	めの措置を講ずる設計とする。		
		(c) 落雷, 地震等の自然現象による	c. 落雷, 地震等の自然現象による火		
		火災の発生防止	災の発生防止		
		敷地及びその周辺での発生の可能	敷地及びその周辺での発生の可能		
		性、可搬型重大事故等対処設備への	性、可搬型重大事故等対処設備への		
		影響度、事象進展速度や事象進展に	影響度、事象進展速度や事象進展に		
		対する時間余裕の観点から、重大事	対する時間余裕の観点から、重大事		
		故等時に可搬型重大事故等対処設備	故等時に可搬型重大事故等対処設備		
		に影響を与えるおそれがある事象と	に影響を与えるおそれがある事象と		
		して、地震、津波、風(台風)、竜	して、地震、津波、風(台風)、竜		
		卷,凍結,高温,降水,積雪,落	卷,凍結,高温,降水,積雪,落		
		雷、火山の影響、生物学的事象、森	雷,火山の影響,生物学的事象,森		
		林火災及び塩害を選定する。	林火災及び塩害を選定する。		
		風(台風),竜巻及び森林火災	風(台風),竜巻及び森林火災		
		は、それぞれの事象に対して重大事	は、それぞれの事象に対して重大事		
		故等に対処するために必要な機能を	故等に対処するために必要な機能を		
		損なうことのないように、自然現象	損なうことのないように、自然現象		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (59 / 60)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		から防護する設計とすることで、火	から防護する設計とすることで、火		
		災の発生を防止する。	災の発生を防止する。		
		生物学的事象のうちネズミ等の小	生物学的事象のうちネズミ等の小		
		動物の影響に対しては,侵入防止対策によって影響を受けない設計とす	動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とす		
		来によって <u>影響を支けない</u> 最前とり	水により(影音を支げない)の前とり		
		津波,凍結,高温,降水,積雪,	津波,凍結,高温,降水,積雪,		
		生物学的事象及び塩害は、発火源と	生物学的事象及び塩害は、発火源と		
		なり得る自然現象ではなく、火山の	なり得る自然現象ではなく、火山の		
		影響についても、火山からMOX燃	影響についても、火山からMOX燃		
		料加工施設に到達するまでに降下火	料加工施設に到達するまでに降下火		
		砕物が冷却されることを考慮する	砕物が冷却されることを考慮する		
		と,発火源となり得る自然現象では	と,発火源となり得る自然現象では		
		ない。	ない。		
		したがって、MOX燃料加工施設	したがって、MOX燃料加工施設		
		で火災を発生させるおそれのある自	で火災を発生させるおそれのある自		
		然現象として、落雷、地震、竜巻	然現象として、落雷、地震、竜巻		
		(風(台風)を含む)及び森林火災	(風(台風)を含む)及び森林火災		
		によって火災が発生しないように、	によって火災が発生しないように、		
		火災防護対策を講ずる設計とする。	火災防護対策を講ずる設計とする。		
		(d) 早期の火災感知及び消火	d. 早期の火災感知及び消火		
		火災の感知及び消火については、	火災の感知及び消火については、		
		可搬型重大事故等対処設備に対する 火災の影響を限定し、早期の火災感	可搬型重大事故等対処設備に対する		
		知及び消火を行うための火災感知設 対及び消火を行うための火災感知設	火災の影響を限定し、早期の火災感 知及び消火を行うための火災感知設		
		備及び消火設備を設置する設計とす	備及び消火設備を設置する設計とす		
		一	個次UH八段個で設置する設計とする		
		可搬型重大事故等対処設備に影響	可搬型重大事故等対処設備に影響		
		を及ぼすおそれのある火災を早期に	を及ぼすおそれのある火災を早期に		
		感知するとともに、火災の発生場所	感知するとともに、火災の発生場所		
		を特定するために、固有の信号を発	を特定するために、固有の信号を発		
		する異なる種類の火災感知器又は同	する異なる種類の火災感知器又は同		
		等の機能を有する機器を組み合わせ	等の機能を有する機器を組み合わせ		
		て設置する設計とする。	て設置する設計とする。		
		消火設備のうち消火栓、消火器等	消火設備のうち消火栓、消火器等		
		は、火災の二次的影響が重大事故等	は、火災の二次的影響が重大事故等		
		対処設備に及ばないよう適切に配置	対処設備に及ばないよう適切に配置		
		する設計とする。	する設計とする。		
		消火設備は、可燃性物質の性状を	消火設備は,可燃性物質の性状を		
		踏まえ, 想定される火災の性質に応	踏まえ、想定される火災の性質に応		
		じた容量の消火剤を備える設計とす	じた容量の消火剤を備える設計とす		
		5.	5.		
		火災時の消火活動のため、大型化	火災時の消火活動のため、大型化		
		学高所放水車、消防ポンプ付水槽車	学高所放水車、消防ポンプ付水槽車		
		及び化学粉末消防車を配備する設計	及び化学粉末消防車を配備する設計		
		とする。 重大事故等への対処を行う屋内の	とする。 重大事故等への対処を行う屋内の		
		里人事   敬寺への   対処を行う   屋内の   アクセスルートには、 重大事故等が	アクセスルートには、重大事故等が		
		発生した場合のアクセスルート上の	発生した場合のアクセスルート上の		
		火災に対して初期消火活動ができる	火災に対して初期消火活動ができる		
		よう消火器を配備し、初期消火活動	よう消火器を配備し、初期消火活動		

### 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十二条 (加工施設内における溢水による損傷の防止) (60 / 60)

第十二条	: (加工施設内における溢水による推	員傷の防止)									
1. 技術	f基準の条文,解釈への適合に関する	5考え方									
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項 号	解釈	添付書類						
溢①	安全機能を損なうおそれがない 設計	技術基準の要求事項を受けている内容	_	b							
溢②	臨界防止, 閉じ込め等の安全機能 を損なわない設計	技術基準の要求を達成するために必要 となる安全機能としての設計方針を記 載	となる安全機能としての設計方針を記 1項 -								
溢③	重大事故等対処設備の溢水評価 に対する設計方針	第 30 条の技術基準の要求事項を受けて いる内容	_	_	b						
溢④	防護すべき設備に関する記載	防護対象設備の選定方針,要求される機 能を記載	1項	ı	b						
溢⑤	溢水源、溢水量に関する記載	溢水源及び溢水量の考え方を記載	1項	-	b						
溢⑥	溢水防護区画, 溢水経路に関する 記載	防護対象設備が配置される区画及び溢 水経路の設定方針を記載	1項	_	b						
溢⑦	溢水評価に関する記載	溢水評価方針,評価結果及び必要となる 防護措置等に関する記載	1項	-	a∼e						
溢⑧	溢水評価で期待する設備	溢水防護設備の設計に関する記載	1項	_	a∼e						
溢⑨	運用	溢水防護に係る運用管理の記載	1項		b						
2. 事業	を変更許可申請書の本文のうち,基本	x設計方針に記載しないことの考え方									
No.	項目	考え方			添付書類						
溢山	他条文の設計	第三十条の設計であるため記載しない。									
3. 事業	変更許可申請書の添六のうち、基本	x設計方針に記載しないことの考え方									
No.	項目	考え方			添付書類						
溢◇	重複した記載	事業変更許可本文又は添五のその他項目 じ記載であることから記載しない。	と趣旨	が同	_						
溢②	評価方法(結果)を具体的に補足説明する記載である 評価方法(結果)を補足する記載 ため、基本設計方針ではなく「溢水防護に関する説明 書」にて明確化する。										
溢②	評価方法(結果)を具体的に補足説明する記載である 評価方法(結果)を補足する記載 ため、基本設計方針ではなく「溢水防護に関する説明 書」にて明確化する。										
溢令	他条文の設計	第三十条の設計であるため記載しない			_						

#### 設工認申請書 各条文の設計の考え方

4. 添付	書類等
No.	書類名
a	仕様表(設計条件及び仕様)
b	V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
С	Ⅲ 耐震性に関する説明書
d	IV 強度に関する説明書
	V-2-3 系統図
е	V-2-4 配置図
	V-2-5 構造図

## 別紙 2

# 基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

項目 番号 基本設計方針	要求種別		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	第1	回申請 添付書類	添付書類における記載	説明対象	申訓	対象設備  夏変更②)	申請対象設備	第2回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
別添 I 施設共通の基本設計方針及び工事の方法 1-1 基本設計方針 第1章 共通項目 6. 加工施設内における溢水による損傷の防止 6.1 溢水防寒に関する基本設計方針	冒頭宣言	基本方針		基本方針	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防 の基本方針 1. 板要 2. 溢水等による損傷防止の基本方針	は 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 滋水等による損傷防止の基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する 基本方針	0	(2項変更(1))	_		第1月目的(本の人の企業) 第1回申請では基本方針に係る項目の水が対象であり、仕様表で 展開、総付銀門書で示す。大学 展開、総付銀円をです。 電報を設行し、詳細設計に係る事項は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。	○ <b>※</b> 基			(1項新規①) 基本方針		V-1-1-7-1 溢水等にる損傷の防止の基本方針	
		基本方針		基本方針			0	-	_	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針	第1回申請では基本方針に係る項目の本が対象であり、仕様をへの 限期、部行制の書で示す。全部 電影を活作し、日本のでは、 電影を活作し、詳細設計に係る事項がないため、 は、対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。		5本方針		基本方針	-		
		基本方針		基本方針			0	-	_	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への 民間、部付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、部分 審解を部付し、詳細設計に係る事項は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。				基本方針	_		
		基本方針		基本方針			0	-	_	V-1-1-7-1 溢水等によ る損傷の防止の基本方針	第1回申請では基本方針に係る項 目のみが対象であり、仕様表への 展開、添付設明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添付 事優を添付し、詳細設計に係る事項は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。		-本方針		基本方針	_		
途水影響に対し防護すべき設備以下「防護すべき設備」という。)と して溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。 5	日頭合み	基本方針		基本方針			0	-	_	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開、部付説明書で示すべき詳細を設計に保る事項がないため、 変数に保る事項がないため、 変数に流付し、詳細設計に保る事項は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。	〇※ 基	本方針		基本方針	_		
溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件の変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基	基本設計方針	基本方針			_	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
6.2 時間すべき設備の選定 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある 施設を全ての安全機能を有する機装物、系統及び機器とし、その上で 事業計事基準規則及びその解釈といて、「原子力発電所の内部域法影響 評価ガイド(平成25年6月19日原財技祭第13661913号原子力規制委員会 決定)」(以下「内部溢氷ガイド」という。)で安全機能の重要成、溢水 から助護すべき安全機能等が定められていることを踏まえ、全ての安 全機を有する機築物、系統及で機器の中から全全評価上機を期待 7 するものとして、MO燃料加工施設内部で想定される温水に対して、臨 界防止、関ビ込め等の安全機能を維持するために必要な設備を防護す べき設備のうち溢水防護対象設備として、安全評価上機能を期待する 安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。	冒頭宣言定義	基本方針		基本方針 対象運定	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防 の基本方針 2.1 防護サベき設備の選定 V-1-1-7-2 防護サベき設備の選定 1. 板要 2. 防護サベき設備の設定 2.1 防護サベき設備の設定 2.2 1 防護サベき設備の設定 2.3 防護サベき設備のうち評価対象の選定に いて	・「防護すべき設備の選定」に関する基本方針  [1. 概要] ・本資料の説明概要 [2. 防護すべき設備の選定] ・ お選すべき設備の選定方針 ・ お選すべき設備の選定方針 ・ お選すべき設備の選定方針 ・ お選すべき設備の選定方針 ・ お認備の抽出の多え方及び抽出された部倫理 ・ する設備の抽出の多え方及び抽出された部倫理 ・ 中で流水評価が必要なんのの選定の多え方  [2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定	0	-	_	V-1-1-7-2 防護すべき 設備の選定	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開。総付期書で示すたる原開、総付銀行、保る事項がないため、総付を報告を担当して、詳細設計に係る事項は対象となる設備を申請する際に示す旨を記載する。		<b>示</b> 本方針		基本方針	-	2.1 防護すべき設備の選定     V-1-1-7-2 防護す 設備の選定     1.	
具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの 及び配計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障 苦を防止するため、放射性物質又は放射線が知過熱抑加下施勢へ、放出 されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、こ れらの設備には、設計基準事故の拡大防止及び影響緩和のために必要 な設備が含まれる。		基本方針		基本方針 対象選定		・ 溢水評価が必要な設備の選定結果	0	-	_	V-1-1-7-2 防護すべき 設備の選定	第1回申請では基本方針に係る項目のかが対象であり、仕様表への 限期。総行制の関係で示す。大様表への 限期。総行制のでは一体のでは、 電子を発行し、詳細設計に係る事項がないため、 に、 では対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。		5本方針		基本方針	-		方 [2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定について] ・ 強水評価が必要な設備の選定結果 果基本方針について申請対象設備 に対する詳細設計と合せて当該申請で示す。
	冒頭宣言定義	基本方針		基本方針 対象遷定			0	-	_	V-1-1-7-2 防護すべき 設備の選定	第1回申請では基本方針に係る項 目のみが対象であり、仕様表への 展開、部付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、部付 審板を部付し、詳細設計に係る事項は対象となる設備を申請する商 に示す旨を記載する。			_	基本方針	_		
	冒頭宣言	基本方針		基本方針			0	-	_	V-1-1-7-2 防護すべき 設備の選定	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添付 設計に係る事項がないため、添付 項は対象となる設備を申請する商 に示す旨を記載する。			-	-	-	-	-
また、内的事象を要因とする重大事故等公対処する常設重大事故等対 処設備のうち安全上重要が施設以外の安全機能を有する施設と兼用す る常設重大事故等対処設備は、溢水による損傷を考慮して、代替設備 により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の 応を行うこと又はこれらを適助に組み合わせることにより、その機能 を損なわない設計とする。なお、機能が確保できない場合には、関連 する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基本方針			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-

張日 番号 別称 I 施設共通の基本設計方針 第1 年 東通項目 6. 加工施設内における途水による損傷の防止 6.1 溢水防護に関する施設が、脱燃料加工施設内における1 場合においても、その安全性を損なうおそれがある場合 護措置その他の領切な措置を講することにより、溢水に 能を損なわない設計とする。 そのために、溢水防護に係る設計時にMOX燃料加工施設 が想定される溢水の影響の評価(以下「溢水評価」とい 安全評価上機能を携持する設計とする。 2 2 これらの機能を維持する設計とする。 まれる安全機能を損なわない設計とする。 3	合化おいて、防 に対して安全機 設内において発生 いう。)を行い、 構築物、系統及 冒頭宣言 水防護対象設備」 影響を受けて、要	取列対象 第2回申請と同一 第2回申請と同一	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	<b>添付書類</b>	添付書類における記載	説明対象 申請対象 (2項変更 第2回申請と同一	設備 中請外象設備 ③) (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
第1章 共通項目 6. 加工総設内における能水による損傷の防止 6.1 溢水防護に関する基本設計分割 1 安全機能を有する施設外、奶燃料加工施設内における計場合においても、その安全性を損なうおそれがある場合護精確での他の適切な精整を選ずることにより、溢水に能を損なわない設計とする。 そのために、溢水防護に係る設計時にMOX燃料加工施設が必要される溢水の影響の評価(以下「溢水評価」とい安全基価直接能を期待する安全上重要な機能を有する構び機能の機能を維持する設計とする。 2  これらの機能を維持する設計とする。  これらの機能を維持する設計とする。  これらの機能を維持する設計とする。  これらの機能を維持する設計とする。	合化おいて、防 に対して安全機 設内において発生 いう。)を行い、 構築物、系統及 冒頭宣言 水防護対象設備」 影響を受けて、要	第2回申請と同一						第2回申請と同一				
が想定される溢水の影響の評価(以下「溢水評価」とい 安全評価上機能を期待する安と主要な機能を有する構 び機器の機能を維持する設計とする。 2 2 これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水 という。)が、発生を想定する設水、被水及び蒸気の影 求される安全機能を損なわない設計とする。	いう。)を行い、 構築物、系統及 冒頭宣言 水防護対象設備」 影響を受けて、要 冒頭宣言											
という。)が、発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響 求される安全機能を損なわない設計とする。	影響を受けて、要冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一				
								第2回申請と同一				
重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影計基準事故に対処するための設備の安全機能に対しは同様の 重大事故等対処理。日時にその機能が損なわれるおそう。可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位り設計基準事故に対処するための設備と位り設置又は保管する者しくは溢水に対して健全性を確保 4	様の機能を有する 3それがないよ こ位置的分散を図	第2回申請と同一						第2回申請と同一				
溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備 して溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定す 5	備」という。)と だする。 冒頭宣言 定義	第3回申請と同一						第3回申請と同一				
溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないこ ために、評価条件の変更の都度、溢水評価を実施するこ 定に定めて、管理する。	いことを確認する こととし保安規 運用要求	-	-	-	-	-	-	○ 施設共通 基本設計力	<b>施設共通 基本設計方針</b>	2.	-1-1-7-1 溢水等によ 損傷の防止の基本方針 溢水等による損傷防止の基本 針	【2. 溢水等による損傷防止の基 木方針】 ・技術基準を満足するための溢水 防護に関する基本方針
6.2 防護すべき設備の選定 溢水によってその安全機能と指すな相楽物、系統及び機器と 事業許可基準規則及びその解放びびに「原子力を電所の 評価ガイド(平成25年6月19日原規技発育13061913年房子 決定)」(以下「内部温水ガイド」という。)で全全機能から助議すべき安全機能等が定められていることを除ま 全機能を有する情樂物、系数反状機器の中からを全評値 するものとして、MOX燃料加工施設や網で想定される途 界防止、閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な べき設備のうち溢水防薬が余設備として、安全評価上機 安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出	最とし、その上で 所の内部溢水影響 所子力規制委員会 能の重要度、溢女 音をは、全ての期待 値上機能と対して、 資本政権を防護する とな政権を防護する 機能を期待する	第2回申請と同一						第2回申請と同一				
具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそ 及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれが 害を防止するため、放射性物質又は放射線が200%料加 されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれ れらの設備には、設計基準事故の拡大防止及び影響緩和 な設備が含まれる。	加工施設外へ放出	第2回申請と同一						第2回申請と同一				
また、重大事故等対処設備も防護すべき設備として遵定	程定する。 冒頭宣言 定義	第2回申請と同一						第2回申請と同一				
上記に含まれない安全機能を有する施設は、溢水による て、代替設備により必要支機能を確保すること、安全上 間での修理の対応を行うこととはそれらを調明に総み合 より、その安全機能を損なわない設計とする。	上上支障のない期	-	-	-	-	-	-	○※ 施設共通 基本設計力	7針 施設共通 基本設計方針		1 防護すべき設備の選定	【2.1 妨護サベき設備の選定】 ・「防護サベき設備の選定」に関 する基本方針 ※基本方針について申請対象設備 に対する詳細設計と合せて当該申 請で示す。
また、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設 対設備のうち安全上重要が施設以外の安全機能を看する る常設重大事故等対処を備は、進かによる損傷を考慮し により必要な機能を確保すること、安全上支障のない現 応を行うこととはこれるを適切に組み合わせることによ を損なわない設計とする。なお、機能が確保できない場 する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する	トる施設と兼用す 直して、代替設備 ・期間で修理の対 こより、その機能	-	-	-	-	-	-	<ul><li>施設共通 基本設計力</li></ul>	7針 施設共通 基本設計方針	_		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

別紙 2

Section   Company   Comp	項目	***		) ) == ##						第1[	1申請	T				印譜		-
### Company of the Co	番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
Company   Comp	12	溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を主と (1) 温水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生する 塩水(以下「想定破損による溢れ」という。) (2) MOX燃料加工施設内で生する異常状態(火災を含む。)の拡大防止 のために設督される系統からの放木による値水(以下「消水等の放水 による値水」という。) (3) 地震に区切する機器の破損等により生する溢水(以下「地震起因 による値水」という。) また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自 燃現象、誤機作等により生する溢水(以下「その他の溢水」という。) の影響も評価する。		基本方針	基本方針	2.2 湓水評価条件の設定     V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定     機要     2. 湓水源及び溢水量の設定     2. 1 想定機性による流水     2.2 消火水等の放水による溢水     2.3 地震採因による溢水     3.4 流水間接区画方の設定     3.1 溢水防護区画の設定     3.1 溢水防護区画の設定     3.2 流水防護区画の設定     3.2 流水防護区画の設定     3.2 流水防護区画の設定     3.2 流水防護区画の設定	[1. 概要] ・本資料の説明概要 [2. 龍水源及び溢水量の設定] ・想定する溢水事及 ・規定する溢水事及 ・提定する温水事及 ・ (2.1 想定する温水事及 ・ (3.1 想定する機器の考え方 ・ 高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において、想定する破損形状と溢水量の考え方 ・ 超定する破損形状と温水量 [2.2 清水水等の放水による溢水] ・ (治水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として想定する消水及・(衛等) ・ (本水源として過度する) ・ (本水源として過度する)		-	_	V-1-1-7-3 溢水評価条 件の設定	目のみが対象であり、仕様表への 展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添事 事類を添付し、詳細設計に係る事 項は対象となる設備を申請する際		-	-	-	-	_
Part	13	6.4.1 想定破損による溢水 想定破損による溢水は、内部溢水ガイドを参考に、一系統における単 一の機器の破損を想定し、溢水源となりえる機器は流体を内包する配	冒頭宣言	基本方針 液水源となりえる機器	基本方針評価条件		・地策起因の溢水廠として想定する機器の考え 方 ・造床盤の海定方法 ・地策起因の温水意 【2.4 その他の値水】 ・その他の値水として、想定する事象の考え方 ・地策以外の自然現象に関する途水評価 ・20 ではまる。 ・地球以外の自然現象に関する途水経路の設定 ・20 では水経路の設定の考え方 「3.1 溢水防護区画及び追水経路の設定の考え方 「3.2 溢水防護区画の変定の考え方 「3.2 溢水防護区画の変定の考え方 「3.2 溢水防護区画の設定の必然を経路の設定の ・溢水防護区画的設定の必然を経路の設定の ・造水防護区画的設定の必然を経路の設定の を入方 【3.3 溢水防護区画的過水経路の設定の を入方 【3.3 溢水防護区画的過水経路の設定の を入方 【3.3 溢水防護区画的過水経路の設定の を入方 【3.4 溢水防護区面の設定の必然水経路 ・溢水防護区面の設定の必然水経路 ・溢水防護区面の設定の必然水経路 ・溢水防護区面の過水経路の設定の を入方		_	-	V-1-1-7-3 溢水評価条 件の設定	目のみが対象であり、仕様表への 展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添事 事類を添付し、詳細設計に係る事 項は対象となる設備を申請する際		-	_	-	-	_
Part	14	また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギに応じて、高 エネルギ配管マけ低エネルギ配管に分類する	定義	基本方針	基本方針			_	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_
### ### #### #########################	15	高エネルギ配管は、原則「完全全間破断」、低エネルギ配管は、原則	定義	基本方針	基本方針	_		_	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-
1	16	ただし、高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き広力罪 個の結果により、発生広力が幹な方のの4 係を起え0.8 役以下であれば「賃通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4 倍以下で あれば破損は混定しない。 また、低エネルギ配管については、発生応力が許容応力の0.4 倍以下 であれば破損は想定しない。		基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
### 1997年	17	発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は,評価 結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚 管理を実施することとし保安規定に定めて,管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
ことし、根本製造による場合。	18	消火水等の放水による溢水は、評価対象となる防護すべき設備が設置 されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において、水を使 用する消火設備である消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源と	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる機器	基本方針評価条件			0	-	-	V-1-1-7-3 溢水評価条	目のみが対象であり、仕様表への 展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添事 書類を添付し、詳細設計に係る 項は対象となる設備を申請する際		-	_	-	_	_
#報告記により締め、 開始シティ機力に表現を持ち続いより構造。 1997 年 最新に上の機能により締め、 1982 年 日本の対象を含め、 1982 年 日本	19	こととし保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針			_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_
耐療性が確保されるものについては、液積形状を完全を回域断とした泡水盤とした。		地震起因による溢水は、耐震8クラス機器は基準地震動による地震力に よって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地 震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B, Cクラス	冒頭宣言	基本方針 溢水源となりえる機器				0	-	-	V-1-1-7 加工施設内における溢 水による損傷の防止に関する説明 書	目のみが対象であり、仕様表への 展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添事 事類を添付し、詳細設計に係る事項 項は対象となる設備を申請する際	_	-	-	-	-	_
とし、	21	ただし、耐寒B, Cクラスであっても基準地震動による地震力に対して 耐震性が確保されるものについては、溢水源として想定しない。	評価要求	溢水源となりえる機器	評価条件			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
「基準地震動」を「基準地震動」を 6 基準地震動」を 7 基準地震動」を 7 基準地震動 6 基準地震動 7 基準地震力 8 基本地震力 8 基本地 8 基本 8 基本		とし、溢水源となる容器については、全保有水量を考慮した溢水量と する。 なお、地震による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考 慮し、地震動の検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離に		溢水源となりえる機器	評価条件			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	23	「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。ただし、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、耐震性が確保されない耐震	評価要求	溢水源となりえる機器	評価条件			_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-

*# D					第3回	申請				第4回	申請		
項目 番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象 申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	6.3 考慮すべき溢水事象 溢水料値では、溢水療として発生要因別に分類した以下の溢水を主と して想定する。 (1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生する 溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2) Mの燃料加工施設内で生する異常状態(火災を含む。)の拡大防止 のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消水水等の放水 による温水」という。) (3) 地震に起因する機器の破損等により生ずる溢水(以下「地震起因 による温水」という。) また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自 然現象、脳機体等により生ずる溢水(以下「その他の溢水」という。) の影響も評価する。	冒頭宣言定義	-	-	-	-	-	-	〇※ 基本方針	基本方針	-	V-1-1-7-2 溢水等による損傷の防止の基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	[2.2 歳水評価条件の設定] ・「後水評価条件の設定」に関する基本方針 ※基本方針について申請対象設備 に対する詳細設計と合せて当該申 請で示す。
	6.4 溢水額及び溢水量の設定 6.4.1 想定確排による端水 想定確排による端水 地産廃棋に、各溢水は、内部溢水ガイドを参考に、一系統における単 一の機器の破損を超定し、減水減となりえる機器は減体を内包する配 管とし、配管の破損箇所を確水源として想定する。	冒頭宣言評価要求	-	_	-	_	_	_	〇※ 基本方針	基本方針 溢水源となりえる機器	-	V-1-1-7-1     流水等による損傷の防止の基本方針       2.2     溢水評価条件の設定       V-1-1-7-3     造水評価条件の設定       1.     概要       2.     溢水源及び溢水量の設定       2.1     想定被損による溢水	[2.2 溢水評価条件の設定] ・「溢水評価条件の設定] ・「溢水評価条件の設定] に関する基本方針 (2. 溢水源及び溢水量の設定] [2.1 想定破損による溢水] ・高エネルギ配管及び低エネルギル・高エネルギ配管及び低エネル・ストル・電管の機において、想定する破損形状と溢水量の表え方。 ・想定する破損形状と溢水量の表え方。 ・想定する破損形状と溢水量の表え方。 ・想定する破損形状と溢水量。 ・想定する破損形状と溢水量。 ・ 想定する破損形状と溢水量。 ・ 想定する破損形状と溢水量。 ・ 想定する破損形状と溢水量。 ・ 想定する破損形状と溢水量。 ・ 想定する破損形状と溢水量。 ・ 想定する酸損形状と溢水量。 ・ 想象基本方針に多いて申請対象設備に対する詳細設計と合せて当該申請で示す。
	また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギに応じて、高											V-1-1-7-5 ※水学/>ト	[9.9 於東部區条件の報告]
	ニイルイ配官又は弘ニイルイ配官に万規りる。 高エネルギ配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギ配管は、原則		_	_	_	_		_	基本方針	基本方針		V-1-1-7-5 溢水等によ る損傷の防止の基本方針	12.2 温水計画架件の設定」 ・「溢水評価条件の設定」に関す る基本方針
15	「配管内径の1/2の長さと配管内厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定した溢水量とする。 ただし、高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き広力評	定義	-		_	_		_	○ 基本方針	基本方針	_	2.2 溢水評価条件の設定	
16	たたし、向い不かや配置は、パンにはターマ、fをと見て、部を除さらかだめ の結果により、発生成力が客体力の0.4 管を超え0.8 管以下であ れば「質過クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4 管以下で あれば破損は想定しない。 また、低エネルギ配管については、発生応力が許容応力の0.4 管以下 であれば破損は想定しない。	定義	_	-	-	_	-	-	〇 基本方針	基本方針	_		
17	発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は、評価 結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚 管理を実施することとし保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	_	-	-	-	-	○ 施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	_		
	6.4.2 清火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は、評価対象となる防護すべき設備が設置 されている達屋(以下「溢水防護建産」という。)内において、水を使 用する清水設備である消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源と して想定する。	冒頭宣言言評価要求	-	-	_	_	-	_	〇※ 基本方針	基本方針 溢水源となりえる機器	-	る損傷の防止の基本方針 2.2 湓木評価条件の設定 V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定 2.2 消火水等の放水による溢水	[2.2 溢水評価条件の設定] ・「溢水評価条件の設定」に関す る基本方針 [2.2 消火水等の放水による溢 水] ・溢水源として想定する消火設備 ・放水時間及び溢水量の設定方法 ※基本方針について申請対象設備 は対する詳細設計と合せて当該申 請で示す。
	なお、溢水防護建屋内には、自動作動するスプリンクラを設置しない こととし保安規定に定めて、管理する。											V-1-1-7-1 溢水等によ る損傷の防止の基本方針	【2.2 溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針
19		運用要求	_	_	_	_	_	_	○ 施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	_	2.2 溢水評価条件の設定	○毎年万章
	6.4.3 地震起因による溢水 地質起因による溢水は、耐燃シクラス機器は基準地質動による地震力に よって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地 競動による地震力に対する耐能性が確認されていない耐震B、Cクラス に属する系統を溢水原として想定する。	冒頭宣言評価要求	-	-	-	_	-	-	〇※ 基本方針	基本方針 溢水源となりえる機器	_	V-1-1-7-1 溢水等によ る損傷の防止の基本方針 2.2 溢水評価条件の設定 V-1-1-7-3 磁水評価条件の設定 2.3 地漿起因による溢水	2.2 溢水評価条件の設定] ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3 地震起因による溢水】・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方・ 速水量の要定方法・ 地震起因の溢水量 ※基本力針について申請対象設備に対する詳細設計と合せて当該申請で示す。
	ただし,耐熊B, Cクラスであっても基準地震動による地震力に対して											V-1-1-7-3	【2.3 地震起因による溢水】
21	耐機性が確保されるものについては、溢水源として想定しない。	評価要求	_	-	-	_	-	-	0 -	溢水源となりえる機器	_	溢水評価条件の設定 2.3 地震起因による溢水	・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・地震起因の溢水量
22	溢水原となる配管については、使損形状を完全全周破断とした協分量 とし、造水原となる容器については、全保有大量を考慮した協分量と する。 なお、地乗による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考 慮し、地乗動の検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離に よる漏えい停止は期待しない。	評価要求	-	-	-	-	-	-	0 -	溢水源となりえる機器	_		
23	また、地震に起因する重大事故時の溢水量の算出については、上記の 「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。ただ し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、耐震性が確保されない耐震 Sグラス機器は溢水源として想定する。	評価要求	_	-	_	_	-	-	0 –	溢水源となりえる機器	_		

基本設計方針を踏まえた派付書類の記載及び申請回次の展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

項目 基本設計方針 要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明內容		中部分布砂//	第1回甲				中継分布部//	中等34年30億	2回申請		
留 写	上ない間	及用于人	10×17 = 70x 1197/Q	DWITH BASK BALVIET	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6.4.4 その他の強木 その他の強木については、地震以外の自然現象やその液及的影響に伴う強水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の編えい事象を 担定する。 現在からには、地下水の流入、降水のような別の燃料加工施設への直接的 な影響と、飛来物等による屋外や2つ、等の破損のような開始的な影響、機器トレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及切誤作動を想定す る。	基本方針 溢水源となりえる機器	基本方針評価条件			0	-	_	「-1-1-7-1 溢水等によ 損傷の防止の基本方針 「-1-1-7-3 溢水評価条 この設定	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開、能付援の書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、能付事 報告部分は、計細設計に係る事項がないため、能付事 項は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。	_	-	-	-	-	-
6.4.5 溢水量の算出 溢水量の算出に当たっては、溢水が生ずるとした機器について、防護 すべき設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 冒頭宣言 評価要求	基本方針 溢水源となりえる機器	基本方針評価条件			0	_	_ v	(-1-1-7-1 溢水等によ 損傷の防止の基本方針 (-1-1-7-3 溢水評価条 の設定	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への 関係。孫付政事で示すべき、企業の 配對に係る事項がないため、孫付事 原を添付し、評細設計に係る事項がないため、孫付事 項は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。	_	_	_	-	_	_
また、溢水盤の算出において、隔離操作による漏えい停止を期待する 場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損筋 所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量 を合算して質出する。	溢水源となりえる機器	評価条件			-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_
なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作する手順を定めることとし保安規定に定めて、管理する。 27 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.5 溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水影響を評価するために、溢水防護区画を構成する壁、屏、堰、床 投発等の設置状況を誘すえ、温水防護区画及び溢水経路を設定する。 溢水防護区画は、以下のとおり設定する。 (2) 中央監視室、制御第1號。制御第4號 (3) 運転員が、過水が発生した区画を特定する又は必要により隔離等 の機作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」と いう。)	基本方針 溢水評価対象の安重設備およ 評価対象の重大事故等対処設	び溢水 基本方針 評価条件			0	_	- v	'-1-1-7-1 溢水等によ 損傷の防止の基本方針	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開、添付説明書で示すべき詳細設計に係る事項がないため、設計は係る事項は対象をなる影像を申請する際に示す旨を記載する。	_	-	-	-	-	_

項目	th Land July	me buetoni			第3回	申請	T	T		第4回申	2·斯 月門	
番号	基本設計方針 6.4.4 その他の溢水	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象 申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表 添付書類 V-1-1-7-1 浴水等に	添付書類における記載 【2.2 浴水評価条件の設定】
24	その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水抗撲医両向にて発生効恵でよれるその他の濁えい事象を 想定する。 具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的 な影響と、飛来物等による風外タンク等の破損のような間接的な影響 、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過級及び誤作動を想定す る。	冒頭宣言評価要求	_	-	_	-	-	-	〇※ 基本方針	基本方針 溢水源となりえる機器	V-1-1-7-1     溢水等にJ       ろ損傷の防止の基本方針     2.2       2.2     溢水評価条件の設定       V-1-1-7-3     溢水評価条件の設定       -     2.4     その他の溢水	・「選本評価条件の設定」に関する基本方針  【2.4 その他の溢水】・その他の溢水として、想定する事象の考え方・地震以外の自然現象に関する溢地度以外の自然現象に関する溢水当下水に対する評価の考え方、基本方針について申請対象設備に対する評細設計と合せて当該申請で示す。
25		冒頭宣奏求		-	_	_	_	_	〇※ 基本方針	基本方針 溢水源となりえる機器	V-1-1-7-1 総水等による損傷の防止の基本方針  2.2 溢水評価条件の設定 V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定 1. 概要 2. 溢水源及び治水量の設定 2.1 想定破損による溢水 2.2 消火水等の飲水による溢水 2.3 地質起因による溢水	る基本方針  【2. 溢水源及び溢水量の設定】 【2.1 想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルを配管及び低エネルギ 配管なび破損において、想定する破損 損形状と溢水量の考え方
26	また、溢水量の算出において、隔離操作による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所からの流出量と隔離板の盗水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して算出する。	評価要求	_	-	_	_	_	_	0 -	溢水源となりえる機器	V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定 1. 概要 2. 溢水源及び溢水量の設定 2.1 想定破損による溢水	[2. 溢水原及び溢水量の設定] [2.1 想定破損による溢水] ・磁性を起きる機器の多え方・ ・高エネルギ配管及び低エネルギ 観音の変損において、想定する破損形状と溢水量の考え方・ ・想定する破損形状と溢水量の考え方・ ・想定する破損形状と溢水量
27	なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作する手順 を定めることとし保安規定に定めて、管理する。	運用要求	_	-	-	_	_	_	○ 施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	V-1-1-7-1     溢水等による損傷の防止の基本方針       2.2     溢水評価条件の設定       V-1-1-7-3     溢水評価条件の設定       2.1     想定被損による溢水	2.2 溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 「2.1 想定破損による造水】・高工ネルギ程管表で低速のネえ方・高工ネルギ程管及び近エネルギ程管の変担ないて、想定する破損形状と造水量の考え方・想定する破損形状と造水量の表力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力を使力
28		冒頭宣言字	_	-		_	_	_	○※ 基本方針	基本方針 放射線監視設備 環境管理の単一設備 成料分析関係設備 環境管モニタリン/部 原域等モニタリン/の所限保護 環境でニタリン/の所限保護 環境モニタリン/の所内電源設備 所内電源設別用燃料補給設備 拡散抑制設料 が表急時対策所 通信連絡設備 体標・等	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針  2.2 溢水評価条件の設定  V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定  3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定  3.1 溢水防護区画内設定  3.2 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路  3.3 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路	る基本方針  (3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定) ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 (3.1 溢水防護区画の設定) ・溢水関区画の設定の考え方 (3.2 溢水防護区画内湖えいでの溢水経路)

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

項目	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備	第1回 仕様表	回申請 添付書類	添付書類における記載 説	明対象 申請対象設備 (21万亦再の)	申請対象設備	回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
他の区画想定する	区画は、壁、屏、堰、床段差等又はそれらの組合せによって と分離される区画として設定し、溢水的課区両内外で発生を 登水に対して、当該医画内の水位が最も高くなるように、よ 結果を与える経路を設定する。						80.73A1 W	(2項変更①)	LLWA	No.17 in 204	5011 at 3610-4017 States	列对象 (2項変更②)	(1項新規①)	11.194.30	99-17 El 794	9017 all 90 (1-4077 of the MA
29		評価要求	溢水評価対象の安重設備および溢水 評価対象の重大事故等対処設備	評価条件			_	_	_	-	-		-	_	-	-
なお、火 部からの る場合は る。	災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該貫通 南水水の流入を考慮する。清火活動により区画の扉を開放す 開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とす															
30		評価要求	溢水評価対象の安重設備および溢水 評価対象の重大事故等対処設備	水 評価条件			_	_	_	_	-		_	_	_	_
価及び防 6.6.1 発生を想 水水位と (以下「#	すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評 確認計力針 投水の影響に対する評価及び防護設計力針 定する進水量、溢水研選医両及び溢水経路から算出される溢 妨難・不き設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ 能煙失高さ」という。)を比較し評価する。 変機は、没水により要求される機能を損なうおそれがない 5。				V-1-1-7-1     溢水等による損傷の防止の基本方針       2.3     溢水評価及び防護設計方針       V-1-1-7-4     溢水影響に関する評価       1.     板要       2.     溢水評価	<ul> <li>「溢水影響に関する評価」に関する基本方針</li> <li>[1. 概要]</li> <li>・本資料の説明概要</li> <li>「溢水評価」</li> <li>・溢水評価の考え方</li> </ul>					第1回申請では基本方針に係る項	基本方針 【機能要求②】 貯藏容器一時保管設備 原料MOX粉末任一時保管設備	基本方針		2.3 溢水評価及び防護設計方針 V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価	は 【2.3 溢水評価及び防護設計方 針】 ・「治水影響に関する評価」に関 ・する基本方針 【2. 溢水評価】
31		評価要求	基本方針 溢水評価対象の安重設備および溢水 評価対象の重大事故等対処設備	基本方針 設計方針(没水影響評 価)	入防止 3.1 屋外タンク等からの流入防止	[2.1 没水影響に対する評価] ・没水影響所成方法、判定基準及び評価結果 [2.2 被水影響に対する評価] ・液水影響所向方法、判定基準及び評価結果 [2.3 蒸気影響評価方法、判定基準及び評価結果 [3. 防護する評価] ・蒸気影響評価方法、判定基準及び評価結果 (3. 防護する診臓を内包する建量外からの流入防止] ・建屋外で発生する溢水影響の評価について [3.1 屋外タンク等からの流入防止に関する影響評 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評	0	_	_	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針 V-1-1-7-4 溢水影響に	目のみが対象であり、仕様表への 展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、添付	粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップリ貯蔵設備 製品集合体貯蔵設備 燃料棒化財産設備 工程電子が成金 工の一環設備 支票標設備 火災防護設備	【機能要求②】 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放力制制設備 代替グローブボックス排気設備	取付箇所 (区画 番号,配慮が必 要な高さ)	1. 板要 2. 溢水評価 2.1 没水影響に対する評価	・ 強水評価の考え方 【2.1 没水影響に対する評価】 ・ 没水影響評 価方法、判定基準及び評価結果 ※基本方針について申請対象設備 に対する詳細設計と合せて当該申 請で示す。
での人の	水の能入状態。 溢水器からの距離。 溢水が滞留している区面 アクセスによる一時的な水位変動を考慮し、 機能喪失高さは 溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計とする。					価方法、判定基準及び評価結果 [3.2 地下水からの影響評価方法、判定基準及び評価結果 に						【機能要求②】 貯蔵容器一時保管設備			V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 1. 優重 2. 溢水評価 2.1 没水影響に対する評価	【2. 治水評価】 ・治水評価の考え方 [2. 治水影響に対する評価] ・没水影響に対する評価 ・没水影響評 基準及び評価結果 ※基本方針について申請対象設備
32		機能要求②	溢水評価対象の安重設備および溢水評価対象の重大事故等対処設備 評価対象の重大事故等対処設備	校 設計方針(没水影響評価	基本方針	の基本方針 [3. 構造態度設計] ・要求機能を維持できる構造態度の設計方針の 設定 [4. 荷重及び帝重の組合せ並びに許容限界] 「企液水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷 重の組み合わせ並びに許容限界 [5. 強度評価方法] ・ 地度評価方法 [6. 適用規格]		_	_	-	-	FR 付金の・ディモ な順音 取 備 所料がありませー・単位 で 関係 対 ポールトリー が で で が で が で かっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっとっと	【機能要求②】 工程室排気設備 グポップボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	取付箇所 (区画 番号, 配慮が必 要な高さ)		に対する詳細設計と合せて当該申請で示す。
					W - 5 - 2	- 適用する規格 [1. 概要] - 本資料の説明版要 [2. 基本方針] - 溢水防護設備の位置、構造 [3. 強度評価方法] - 溢水防護設備の強度評価方法 (4. 評価条件 - 強度評価条件 [5. 強度評価条件						火災防護設備				
					2.4 評価条件 5. 強度評価結果	13. 元の計画が不明明 23. 元の計画が不明明 23. 元の前に明明 23. 元の前に同に明明 23.										
高さを確で、溢水で、温水で、水性の対策を	響により、防護サベを電が沿水による水低に対し機能模块 展できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さま 経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下 はない。)と維持する壁及び駅により温水伝接を防止する等 維持する溢水防護設備については、្対験又は机上評価にて止 思する設計とする。	定義 評価要求 機能要求②	基本方針。 溢水防護設備	基本方針 評価(強度計算) 設計方針(溢水防護設備)			-	-	-	-	-		_	_	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備	第3回申請対象設備	回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備	申請対象設備	回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	溢水防護区画は、壁、屏、堰、床段差等又はそれらの組合せによって 他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を 規定する溢水に対して、当該医画内の水位が最も高くなるように、よ り厳しい結果を与える経路を設定する。	評価要求	_	(2項変更③)	(1項新規②)	_	-		0	(2項変更④)	(1項新規③)  放射線監視設備  政科分析関係設備  政科分析関係設備  代替モニタリング設備  代替モニタリング設備  代替大學與制設備  代替交集製制設備  代替政集製制設備  精機駆動用分析。 電気設備  補機駆動則制設備  素色時対策所  強強化性  素色時対策所  通信連絡設備  等	10.0000	V-1-1-7-3 溢水評価条件の改定 3. 強水防護区画及び溢水経路 の設定 3.1 溢水防護区画の設定 3.2 溢水防護区画内漏えいでの 溢水経路 3.3 溢水防護区画外漏えいでの 溢水経路	【3. 溢水防護区画及び溢水経路 の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設 定の考え方 【3.1 溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方
30	なお、火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該賃通 能からの消火水の流入を零値する。消火活動により区面の無何間かす る場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とす る。	評価要求	-	-	-	-	-	-	0	_	放射線監視設備 放射分析房係設備 環境管理之一次 取得分析房所設備 代替子之少所政備 設計分析房所設備 成化等表。 取得分析房所 原的原設 原內理報政備(實致政備) 新內理報政備(實致政備) 新機壓新則取備 聚急時達得 新國時期取倫 聚急時達得 經 新國時期取倫 聚急時達得 新國時期取倫 聚急時達得 新國時期取倫 聚急時 新國時期取份 聚急時 新國時 新國時 新國時 新國時 新國時 新國時 新國時 新國	-		
31	6.6 防護十ぐき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 発生を想定する溢水量、溢水防護区両及び協水経路から算出される溢水 水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ (以下「機能失減者)という。)を比較し評価する。 所護すべき設備は、没水により要求される機能を損なうおそれがない 設計とする。	冒頭宣言言評価要求②	Δ	【機能要求②】 原料MOX粉末在取出設備 一次混合設備 一次混合設備 分析が対程取設備 另有的対程取設備 粉末調整工程搬送設備 「使結設備 「使結設備 「使結設備 「使結設備 「使結設備 「中間財産 (電気) (電気) (電気) (電気) (電気) (電気) (電気) (電気)	【機能要求②】  一次混合設備 一次混合設備 一次混合設備 一次混合設備 一次混合設備 工物法調整工程 日報電影型機 作り表調整工程 日報電影型機 外部放出抑制設備 外部放出抑制設備 外部放出抑制設備 外部放出抑制設備 大災防護設備 大災防護設備 大災防護設備	取付箇所(区画 番号、配慮が必 要な高さ)	<ul> <li>る損傷の防止の基本方針</li> <li>2.3 淦水評価及び防護設計方針</li> <li>V-1-1-7-4 淦水影響に関する評価</li> <li>1. 板要</li> <li>2. 淦水評価</li> <li>2. ※水評価</li> <li>2. ※水野郷に対する評価</li> </ul>	(2.3 絵水評価及び防護設計方 計) ・ 1 2 注 ・ 2 2 注 ・ 3 2 注 3 2 注 5 2 注	Δ	-	【機能要求②】 放射線監視設備  対科分析関係設備 環境管理投資機  が計算係設備 (代替モニタリング)設備  が計算が開発設備 (代替文集製設度備 環境モニタリング用代替電源設備  が持ちが関係設備 (で持文集製設度備)を対象が関係。  が取り制度等計解等設備  が取り制度等計解等  が取り制度等  が出る設備  が供給設備  が供給設備	取付箇所 (区画 番号、配慮が必 要な高さ)	V − 1 − 7 − 1 溢水等による損傷の防止の基本方針  2.3 溢水評価及び防護設計方針  V − 1 − 7 − 4 溢水影響に関する評価  1. 概要  2. 溢水彩価  2.1 没水影響に対する評価	<ul><li>「溢水影響に関する評価」に関</li></ul>
32	また、溢水の流入状態。溢水震からの距離。溢水が滞留している区画 での人のアクセスによる一時的な水位変動を考慮し、機能緩失高さは 発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計とする。	機能要求②	Δ	【機能要求②】 原料級以粉末缶取出設備 一次洗金公園備 一次洗金公園備 一次洗金公園備 スクラップ処理設備 スクラップ処理設置 に報応形設備 時別設備 時別設備 時別設備 時別設備 「一次に砂速設置 「電気設備 「一次に砂速設置 「電気設備 「一次に砂速設置 「電気設備 「本水・デルゴン混合ガス設備	【機能要求②】  グローブボックス負圧・温度監視設備、大路合設備 一次混合設備 一次混合設備 一次混合設備 一次混合設備 「大路の設備 理整位 に能成形認力・フボックス負圧・温度監視設備 作数がローブボックス身圧・温度監視設備 大災に対策がローブボックス排気設備 大災に誘致設備 所内電源設備(電気設備)	取付筋所(区画番号、配慮が必要な高さ)	V-1-1-7-4 湿水影響に関する評価 1. 概要 2. 溢水評価 2.1 淡水影響に対する評価	(2. 流水評価) ・確水評価の考え方 [2.1 投水影響に対する評価] ・洗水影響に対する評価 ・洗水影響に対する評価結果 価方法、判定基準及び評価結果	Δ	_	【機能要求②】 放射線監視設備 放料分析関係設備 環境管理設備 (代替モニタリング設備 (代替モニタリング設備 (代替大場分析関係設備 (代替大場份開係設備 (代替大場份開係設備 (代替大場份)以20月代替電源設備 (所內電源設份個 (電気設備) 前內電源設份個 (電気設備) 並放於時間接險 原務等的對策所 通信機能設備	取付節所 (区画 番号, 配慮が必 要な高さ)	V-1-1-7-4 遠水影響に関する評価 1. 模要 2. 溢水評価 2.1 汝水影響に対する評価	[2. 溢水評価] • 溢水評価の考え方 [2.1 液水影響に対する評価] · 没水影響能力方 · 没水影響能力方 · 没水影響能力方法,判定基準及 · 以水影響に対する評価]
33	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能痩失 高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さま で、温水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下 「止水性」という。)を維持する壁及び堰により溢水伝播を防止する等 以水性を実施する。 水性を確認する溢水が環辺備については、試験又は机上評価にて止 水性を確認する設計とする。	定義要求保護要求②		_		_	_		0	_	基本方針 溢木防護設備	主要材料主要寸法取付箇所(区画番号)	V-1-1-7-4   協水影響に関する評価	・ 盗水防護設備の構造確全性に対する強度評価の基本方針 【3. 構造頻度設計】 (3. 構造頻度設計】 現実機能を維持できる構造頻度 の設計が針の設定 に許容限界】 る荷重及び荷重の組合せ並び に許容限界配動質 の強度評価が出 ・ の機能が通り振り ・ の機能が通り振り ・ の機能が通り振り ・ の機能が通り ・ の機能が通り ・ の機能が通り ・ の機能が通り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

項目 番号 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成 添付書類 説明內容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	第1回 仕様表	回申請 添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	第2日 申請対象設備 (1項新規①)	回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図るか、設 水水位を勝まえた位置に設置又は移手することで、投水を撃に入り設 計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する 重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計とする。	評価要求	溢水評価対象の重大事故等対処設備	評価条件		-	-	-	-	-	0	-	工程室排気設備 プロープボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	_	V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 1. 概要 2. 溢水評価 2.1 汝水影響に対する評価	[2. 絵水評価] ・磁水評価の考え方 [2.1 後水影響に対する評価] ・没水影響に対する評価] ・没水影響に対する評価 値方法、判定基準及び評価結果
6.6.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針 能水原からの直線軌道及び放射線軌道の飛散による酸水、消火水によ る被水及び天井面の間に踏むしくは見適部からの破水が、防護すべき 設備に与える影響を評価する では、破水に対する保護構造(以下「保護構造」とい う。 が設計とする。 近点を整を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。 保護構造とは数水の影響が発生しないよう当該設備が設置される溢水防 選区間において水を用いない消火を採用する等の設計とする。 保護構造により要求される機能を指なうおそれがない設計とする設備 については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損な うおそれがないことを設計時に確認する。	冒頭宣言定義。 定義。 評価要求	基本方針 溢水評価対象の安重設備および溢水 評価対象の重大事故等対処設備	基本方針 設計方針(被水影響評 価)		0	-	-	る損傷の防止の基本方針	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開、添付説明書で示すべき詳細 設計に係る事項がないため、企業計画を書類がないため、 書類を診付し、詳細設計に係る事 可は対象となる設備を申請する際 に示す旨を記載する。	原料MOXI 粉ポーッラペ スク品料集体 2 数数料程 数数料程 数据程	一時保管設備 分末毎一時保管設備 保管時保管設備 一時保管設備 一時所蔵設備 一時所蔵設備 被設備 減気設備 減気対力 減気が 対力 のス非気設備 設力のス非気設備 設置	基本力針 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 代替グローブボックス排気設備	_	V 1 1 1 1 7 1 温水等に る損傷の防止の基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方: V 1 1 1 7 - 4 溢水影響に関する評価 1. 板要 2. 溢水評価 2.2 被水影響に対する評価	【2.3 溢水評価及び防護設計方針】     「溢水影響に関する評価」に関     する基本方針     【2. 波水評価]     ・流水評価の考え方     【2.2 液水影響に対する評価】     ・流水評価の考え方     【2.2 液水影響に対する評価】     ・液水影響評価方法、判定基準及     び評価結果     求基本方針について申請対象設備 に対する詳細設計と合せて当該申 請で示す。
消火対象以外の設備への誤放水がないよう、消火水放水時に不用意な 放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて、管理する。 36	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針		_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_
	評価要求	溢水評価対象の重大事故等対処設備	評価条件		_	-	_	_	_	0	_	工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	-	V-1-1-7-4 滋水影響に関する評価 1. 概要 2. 滋水評価 2.2 被水影響に対する評価	[2. 溢水評価] ・溢水評価の考え方 [2.2 被水影響に対する評価] ・被水影響評価方法、判定基準及 び評価結果
	冒頭宣言言於	基本方針 溢水評価対象の安重設備および溢水 評価対象の重大事故等対処設備	基本方針 設計方針(蒸気影響評 価)		0	-	_	る損傷の防止の基本方針 V-1-1-7-4 溢水影響に	第1回申請では基本方針に係る項目のみが対象であり、仕様表への展開、添付説明書で示す。各詳細付書ですべきが付し、詳細設計に係る事可がないため、力は対象となる設備を申請する際に示す旨を記載する。	原料の対物では、	一時保管設備 分末毎一時保管設備 保下時保管設備 一時所蔵職份 一時所蔵職設備 水下が一時、 一時所蔵職設備 減気設備 減気設備 減気が一個 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	基本方針 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 代替グローブボックス排気設備 代替グローブボックス排気設備	-	V-1-1-7-1 溢水等に	
漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なう おそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施す ち。	設置要求	- (自動検知・遠隔隔離システム,素 急遽断弁)	設計方針(蒸気影響緩和 対策)		-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る対策を 行うことで、蒸気影響により設計基準事故に対処するための設備の安 全機能とは同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能喪失 しない設計とする。	評価要求	溢水評価対象の重大事故等対処設備	評価条件		-	-	-	-	-	0	-	工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	_	V-1-1-7-4 違水影響に関する評価 1. 概要 2. 淦水評価 2.3 蒸気影響に対する評価	【2. 溢水評価】 · 溫水評価の考え方 [2.3 萧安影響に対する評価】 · 萧安影響評価方法, 判定基準及 び評価結果

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	第3回 申請対象設備 (1項新規②)	申請仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	第4回申 申請対象設備 (1項新規③)	請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	重、事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図るか、溢 水水位を踏まえた位置に改選しては停することで、投水影響により設 水水位を踏まえた位置に変型には停することで、投水影響により設 計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する 重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計とする。	評価要求	Δ	_	グローブボックス負圧・温度監視設備、大混合設備 一、次混合設備 一、次混合設備 一、次混合設備 スタラング処理設備 粉末調整工機 圧縮成形設備 グローブボックス負圧・温度監視設 備部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 工程室放射線影像 大火防護設備 電気放射線影像 が大小のである。 大火防護設備 電気設備 (電気設備)	_	V-1-1-7-4 滋水影響に関する評価 1. 模要 2. 盆水評価 2.1 没水影響に対する評価	【2. 溢水評価】 ・強水評価の考え方 【2.1 投水影響に対する評価】 ・投水影響に対する評価】 ・投水影響が 価方法、判定基準及び評価結果	Δ	-	放射線監視設備 放料分析関係設備 環境管理設備 環境管理設備 代替モニタリング政備 武料分析関係設備 代替京教訓設備 環境モニタリング用代表設備 所内電源設備(電気設備 抽機駆動用燃料・補給設備 水供給設備 水供給設備 水供給設備 情報把提設備	_	V-1-1-7-4 強水影響に関する評価 1. 概要 2. 強水評価 2.1 没水影響に対する評価	【2. 溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1 投水影響に対する評価】 ・皮水影響評価方法、判定基準及 び評価結果
35	6.6.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針 協水部からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水、消水水によ る酸水及び天井面の開口部括しくは黄油がからの被水が、防速すべき 設備に与える影響を評価する。 防速すべき設備は、被水に対する保護構造(以下「保護構造」とい う。)を有し、被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない 保護構造を有さない場合は、要求される機能を損なうおそれがない 保護構造を有さない場合は、要求される機能を損なうおそれがない 保護構造を有さない場合は、要求される機能を損なうおそれがない 護区画において水を用いない消失段を採用する等の設計とする。 護区画において水を用いない消失段を採用する等の設計とする設備 については、評価された最大条件を考慮しても要求される機能を損な うおそれがないことを設計時に確認する。	冒頭宣言言定義要求	0	原料MOX粉末缶取出設備 一次混合設備 一次混合設備 二次混合設備 2次分分が設料採取設備 2次分分が設料採取設備 時期整工規模送設備 提結設備 研制設備 (株計設備 (株計設備 (株計設備 (株計設備 (株計設備 (株計設備 (本)、以下地工工程 (本)、工程 (本)、	グローブボックス負圧・温度監視設備 一次混合設備 一次混合設備 二次混合設備 二次混合設備 500 年	-	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 V-1=1-7-4 溢水評価 は放影響に関する評価 1. 概要 2.2 溢水評価 2.2 被水影響に対する評価	【2.3 溢水評価及び防護設計方 計 ・「溢水影響に関する評価」に関 する基本方針     【2. 溢水評価)。 ・協水評価の考え方 「2.2 微水評価の考しました。 ・被水響評価方法、判定基準及 び評価結果	0	基本方針	基本方針  放射線監視設備  就科分析関係設備  就科分析関係設備 環境管理設備  (大替七十夕リン/設備  (大替大年入分析関係設備  (代替大星及前門的開係設備  (代替大星級前股份  (代替大星級前股份  (代替大星級前股份  (代替大星級前股份  (代替大星級前股份  (代替大星級前股份  (代替大星級市)  (代替大星級市)  (代替大星級市)  (代替大星級市)  (在於京縣市)	-	V-1-1-7-1 溢水等による損傷の防止の基本方針  2.3 溢水評価及び防護設計方針  V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価  1. 概要  2. 溢水評価  2.2 溢水評価  2.2 微水影響に対する評価	【2.3 溢水評価及び防護設計方 針】・「溢水影響に関する評価」に関 する基本方針 【2. 溢水評価】・ ・ 温水評価】・ ・ 温水評価 【2.2 微水器(よ対する評価) ・ 被水影響評価方法、判定基準及 び評価結果
36	消火対象以外の設備への譲放水がないよう,消火水放水時に不用意な 放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて、管理する。	運用要求	_	-	-	-	-	-	O #	<b>危設共通</b> 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	_	V-1-1-7-1	(2.3 溢水評価及び防護設計方 針) ・「溢水影響に関する評価」に関 する基本方針
37	重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る又は被 水防護を行うことで、被水影響により設計基準事故に対処するための 設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に 機能喪失しない設計とする。	評価要求	Δ	_	グローブボックス負圧・温度監視設備 一次混合設備 二次混合設備 二次混合設備 スクラップ地理設備 粉末調整工程 日本領域形設備 インフェックス負圧・温度監視設備 所が配出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 工程室放射計測設備 大災防護設備 所内電源設備(電気設備)	-	V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 1. 概要 2. 溢水評価 2.2 被水影響に対する評価	【2. 溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.2 被水影響に対する評価】 ・被水影響に対する評価】 ・被水影響に対する評価 面方法、判定基準及び評価結果	Δ	_	放射線監視設備 試料分析関係設備 環境管理設備 (代替モニタリン/設備 代替モニタリン/設備 代替大多級開設備 代替政察級開設備 代替政察級開設備 所內電源設備 補機影動用燃料組給設備 拡張的制設備 蒸光時分類所 類型化ニタッ 動物制設備 蒸光時的設備 蒸光時的設備 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時的發佈 蒸光時間 積極	-	V-1-1-7-4 協水影響に関する評価 2.2 被水影響に対する評価	【2.2 被水影響に対する評価】 ・被水影響評価方法,判定基準及 び評価結果
38	6.6.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 協本防護区画内で発生を想定する加えい蒸気、区画間を拡散する加えい 、蒸気及び機模型に筋所近等での加えい蒸気。区域噴出による影響に ついて、設定した空調条件や特別区画条件により評価する。 系気曝露軟架以は試験開鍵生態に実施した机上評価により、防護す べき設備の健全性を確認した条件が、涸えい蒸気による環境条件(温 度、湿度及び圧力を満足し、防護すべき設備が要束される機能を損な うおそれがない設計又は配置とする。	習頭宣言評価要求	Δ	原料MOX粉末田取出設備 一大混合設備 一大混合設備 一大混合設備 一大混合設備 分析式料採取設備 スクラップ処理設備 防水調整工規模送設備 圧積成形設備 研刊以外機差設備 研刊以外機差設備 ベンメリト加工工程 が所有機送設備 の一大災防速度(電気設備) が、現代を設備 の一大災防速度(電気設備) 水素・アルゴン混合ガス設備	グローブボックス負圧・温度監視設備・決混合設備 一次混合設備 一次混合設備 一次混合設備 「放送合政値無理設備 別本調整正極 圧縮成形設備 「ボックス負圧・温度監視設 備の表現が、アカース時気設備 代替ダローブボ沖の政策 「大災防護設備 「大災防護設備」 「東京教養の機関、「東京教養の機関」	-	V-1-1-7-1 溢水等に る損傷の防止の基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 2.3 蒸気影響に対する評価	(2.3 溢水評価及び防護設計方 針) ・「溢水影響に関する評価」に関 する基本方針 【2.3 蒸気影響に対する評価】 ・蒸気影響評価方法、判定基準及 び評価結果	Δ	基本方針	放射線監視設備 放料分析関係設備 環境管理処理/ 環境管理処理/ 代替モニタリング取備 武料分析関係設備 環境モニタリング用代替電源設備 環境モニタリング用代替電源設備 補機駆動用燃料補給設備 拡散抑制設備 水供給設備 水供給設備 水供給設備 情報設備 情報犯機 情報犯機	-	V-1-1-7-1     溢水等による損傷の防止の基本方針       2.3     溢水評価及び防護設計方針       V-1-1-7-4     溢水影響に関する評価       2.3     蒸気影響に対する評価       2.3     蒸気影響に対する評価	【2.3 溢水評価及び防護設計方 針】・「溢水影響に関する評価」に関 する基本方針 【2.3 蒸気影響に対する評価】 ・蒸気影響に対する評価】 ・蒸気影響に対する評価及 び評価結果 ※基本方針について申請対象設備 に対する評細設計と合せて当該申 請で示す。
39	漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なう おそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施す る。 のには、蒸気の漏えいを早期に自動検知し、直ちに自動隔離を行 うために、自動検知・遮隔隔離とステム(温度検知器、蒸気遮断弁)及 び緊急遮断弁を設置する設計とする。	設置要求	_	-	-	-	-	-	0	-	- (自動検知・遠隔隔離システム, 緊 急速断弁)	_	V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 2.3 蒸気影響に対する評価	【2.3 蒸気影響に対する評価】 ・蒸気影響評価方法, 判定基準及 び評価結果
40	重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る対策を 行うことで、蒸気影響により設計基準事故に対処するための設備の安 全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能喪失 しない設計とする。	評価要求	Δ	_	グローブボックス負圧・温度監視設備 一次混合設備 一次混合設備 二次混合設備 三次混合設備 第二次混合設備 約末調整工程 圧縮成形設備 グローブボックス負圧・温度監視設備 外部放出制制設備 外部放出制制設備 大陸グローブボックス非気設備 大路が高速が検針計測設備 大災防護設備 大災防護設備	-	V-1-1-7-4 滋水影響に関する評価 1. 概要 2. 流水評価 2.3 蒸気影響に対する評価	【2. 溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.3 蒸火影響に対する評価】 ・蒸気影響に向方法、判定基準及 び評価結果	Δ	-	放射線監視設備 放射線監視設備 環境管理公司 原境管理公司 成計分分析關係設備 代替不三夕別少公 使替或率分析關設備 所內電源設備 (電気設備 補級取動用燃料補給設備 括取動制燃料補給設備 水供給設備 水供給設備 機能與動用燃料補給設備 機能則 通信連絡設備 情報把握設備	-	V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価 2.3 蒸気影響に対する評価	[2.3 蒸気影響に対する評価] ・蒸気影響評価方法,判定基準及 び評価結果

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

						I			99	1回申請					第2回申請		
項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備(1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	4. 助議すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する温 権限反び防護設計方針 費すべき設備を内包する建屋外で発生を規定する溢水である屋外タ 等で発生を設備を内包する達風内へ温水が減入しない設計とする。 費すべき設備を内包する達風内へ温水が減入しない設計とする。 体的には、屋外の実置される展外タンつ等に関して、基準機動 出態費力で破損した場合に発生する温水が防護すべき設備を内包す 提内へ流入しい設計とする。 、地下水に対しては、建屋外周部における壁(質温の止水処屋、 、) 北下水に対しては、建屋外周部における壁(質温の止水処屋、 、) 北下水に対しては、建屋外周部における壁(質温の止水処産、 、) 北下水に対しては、建屋外周部における壁(質温の上水処産、 、) 北下水に対しては、変量外周部における壁(型 、) により地下水の流入により影響を評価する上で期待する範囲 株とした防護すべき設備を内包する種植内へ流入しない設計とす。	7 () ををを 冒頭宣要求	基本方針 溢水評価対象の安重設備および溢水 評価対象の重大事故等対処設備	基本方針 設計方針(建屋外で発生 する溢水に関する溢水評 価)			0	_	-		第1回申請では基本方針に係る項よ目のみが対象であり、仕様表へ以展開、能付認明書で示すべき詳細設計に係る事ががないため、 に書類を能付し、詳細設計に係る項は対象とを指する。 に示す旨を記載する。	-	-	-	-	-	-
	k性を維持する溢水防護設備については,試験又は机上評価にて止 生を確認する設計とする。	Ŀ															
42		評価要求	溢水防護設備	評価方法			_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	3、地震に起因する重大事故等時の溢水量の算出については、上記「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。	5			_												
43	電中地震動   と「電中地震動が1.5日が地震動」と並や音んな。		溢水源となりえる機器	評価条件			_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
44	溢木防護上期待する溢木防護設備の構造強度設計 K防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する溢 防護設備の構造強度設計は、以下のとおりとする。 K防護設備が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、 身を実施するとともに必要に応じ柵移を実施することとし保安規定 定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-7-1     溢水等による損傷の防止の基本方針       2.4     溢水防護設備の設計方針       3. 適用規格     W-1-1-7-5     溢水防護設備の詳細設計       1. 概要     2. 設計の基本方針	2.4 溢水防護設備の設計方針] ・「溢水防護設備の標準強度設計」に関する ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する ・「3. 適用規格] ・適用する規格  「1. 概要 ・本資料の設明概要 「2. 設計の基本方針] ・溢水防護設備の設計の基本方針		-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
45	優子へき設備が強水による水位に対し機能検失高さを確保できない よれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで止水性を維持が が繋については、基準性震動による地震力に対し、地震時及び地震 よおいても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計と 5。	· 整度 : 評価要求	溢水防護設備	評価 (耐寒計算)	3. 要火機能及び性能目標 3.1 違な伝想を防止する設備 3.2 蒸放影響を緩和する設備 3.2 蒸放影響を緩和する設備 4. 機能設計 4.1 違私伝播を防止する設備 4.2 蒸放影響を緩和する設備 4.3 溢水量を低減する設備 4.3 溢水量を低減する設備	13. 要求機能及び性能目割   3. 選求機能及び性能目割   3.1 違本伝播を防止する設備   3.1 違本伝播を防止する設備   2.2 蒸気影響を緩和する設備   3.2 蒸気影響を緩和する設備   3.2 蒸気影響を緩和する設備   3.2 蒸気影響を緩和する設備   3.3 違水量を低減する設備   3.4 流気影響を緩和する設備   3.4 流気影響を緩和する設備   4. 後能設計   3.4 流気器を防止する設備   4.1 溢水伝播を防止する設備   3.4 流水信器を防止する設備   3.4 流水信器を防止する設備   3.4 流水器を低速する設備   3.4 流水器を低速する   3.4 流水器を成止する   3.4 流水	淮	I	-	_	-	1	-	-	-	-	-
46	3、地震を起因として発生する重大事故等の対処に必要な重大事故 が秘密機能が誘導するために必要な進水防器酸低については、基準地 動の1、2倍の地震力に対し、安全性を損なうおそれがない設計とす	也	溢水防護設備	評価条件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	章 観別項目 - 本の他の加工施設 2 溢水防護設備 窓内 - 窓内 - 窓内 - 窓内 - 窓内 - 窓内 - 窓内 - 窓内 -	冒頭宣言	基本方針	基本方針			_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-

	水評価及び防護政計・計 防護する整備を内包する建屋外で発生を想定する溢水である屋外タ ング等で発生を想定する溢水、地下水による影響を評価する。 防護する整備を内包する建屋内へ溢水が減入しない設計とする。 具体的には、屋外に設置される屋外タング等に関して、基準地震動に な治臓的で破損した場合に発生する値が不防障する整備を内包する 建度内へ流入しない設計とする。 また、地下水に対しては、建盤外周部における壁(貫通部の止水処置を 含む。)により地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を 境界とした防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。 11	冒頭宣言評価要求	-	-	_	-	-	-	<b>0</b> *	基本方針	基本方針  放射線監視設備  談科分析関係設備  環境管理設備  (代替天子學與系設備  (代替天子學與系設所  (明明表別所  (明明表別  (明明表別所  (明明表別  (	-	V-1-1-7-4 溢水影響に 関する評価 3. 防護すべき設備を内包する建 屋外からの流入防止 3.1 屋外タンク等からの流入防止 3.2 地下水からの影響評価	建屋外からの流入防止】 ・建屋外で発生する溢水影響の評 価について 【3.1 屋外タンク等からの流入
	止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止 水性を確認する設計とする。 12	評価要求	_	-	-	-	-	-	0	_	溢水防護設備	_	<ol> <li>防護すべき設備を内包する 建屋外からの流入防止</li> </ol>	【3. 防護すべき設備を内包する 建屋外からの流入防止】 ・雑屋外で発生する温水影響の評 価についで 【3.2 地下水からの影響評価】 ・地下水からの影響評価力法、判 定基準及び評価結果
	なお、地震に起因する重大事故等時の溢水量の算出については、上記 の「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。 13	評価要求	-	-	-	-	-	-	0	-	溢水源となりえる機器	-	V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価  3. 防護すべき設備を内包する 建屋外からの流入防止  3.1 屋外タンク等からの流入防止	【3. 防護すべき設備を内包する 建屋外からの流入防止】 【3.1 屋外タンク等からの流入 防止】 ・屋外タン9等からの流入防止に 関する影響評価方法、判定基準及 び評価結果
,	6.7 溢水防護上期待する溢水防護設備の構造強度設計 溢水防護区両及び溢水経路の設定並びに溢水経施において期待する溢 水防護設備の構造強度設計は、以下のとおりとする。 溢水防護設備が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、 点機を実施するととしに必要に応じ補修を実施することとし保安規定 に定めて、管理する。		_	-	-	-	-	-	0	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	A	【2.4 溢水防護設備の設計方 針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針
	防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できない おそれがある場合は、溢水木位を上回る高さまで止水性を維持する壁 及び駆じついては、基準保険動による小塊野九な付し、地時時及で軽度 後においても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計と する。	評価要求	_	-	-	-	-	-	0	-	溢水防護設備	-	3. 東宋機能及び性能目標 系は、 京本部では、 京本部では、 京本部では、 京本部では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	【2. 設計の基本方針】 ・溢水的課股備の設計の基本方針】 3. 要求機能及び性能目標】 4. 各溢水的環股備の要求機能及び性能目標 【3.1 准本伝播を防止する設備の要求機能及び性能目標 【3.2 蒸気影響を緩和する設備 】 - 蒸気影響を緩和する設備の要求機能及び性能目標 【3.3 溢水量を低減する設備の要求機能及び性能目標 【4. 機能設計】 - 各溢水的環境的可機能設計 【4. 機能設計
	なら、地震を起因として発生する重大事故等の対処に必要な重大事故 等対処設備を妨護するために必要な確本防護設備については、基準地 策動の1.2倍の地震力に対し、安全性を損なうおそれがない設計とす る。	評価要求	_	-	-	-	-	-	0	-	溢水形方瓣胶備	-		・益水伝播を防止する設備の機能 設計 【4.2 蒸気影響を緩和する設 制・蒸気影響を緩和する設備の機能 【4.3 溢水量を低減する設備の機能設 計
,	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.12 治水防護設備 溢水防護設備の基本設計方針は第1章6. 加工施設内における溢水によ 5 損傷の防止に示す。	冒頭宣言	_	-	-	-	-	-	0	基本方針	基本方針	-	V-1-1-7-1 溢水等によ る損傷の防止の基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 3. 適用規格	【2.4 溢水防護設備の設計方 針】 ・「溢水防護設備の機強強度設計」に関する基本方針 【3. 適用規格】 ・適用する規格
											<ul><li>「説明対象」について</li></ul>			

凡例 ・ | 説明対象」について ○ 当該申請回次で所規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目 ム | 当該申請回次以前から記載しており,記載内容に変更がない項目 - : 当該申請回次で記載しない項目

## 別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

		) ) on the		Self those self-	(Acres) and the second
	要求種別 冒頭宣言 能能を	主な設備 展開事項 基本方針 基本方針	展開先 (小項目) V-1-1-7- 1. 概要 1 2. 溢水等による損傷防止の基本方針 2. 溢水等による損傷の防止の基本方針	添付書類における記載 【2. 溢水等による損傷防止の基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針	補足すべき事項
MARACANALLIC JOSEPHON ANTIC JOSEPH	び機冒頭宣言	基本方針			
これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水防護対象設備」という。)が,発生を想定する没水,被水及び蒸気の影響を受けて,要求される安全機能を損なわない設計とする。					
3	冒頭宣言	基本方針			_
重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないような限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置又は保管する若しくは溢水に対して健全性を確保する設計とする。 4	可能冒頭宣言	基本方針			
溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備」という。)として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。					
5	冒頭宣言定義	基本方針			
溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件の変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。 6	運用要求	施設共通 基本設計方針			
6.2 防護すべき設備の選定 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とし、その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに「原子力発電所の内部溢水影響 イド(平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水ガイド」という。)で安全機能の重要度、溢水から防護すべき安全機能等が定められていることを踏まえ、全ての安全機能 7 古る構築物、系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして、MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な設備を防護すべき設備が 溢水防護対象設備として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。	を有 申前宣言	基本方針	2.1 防護すべき設備の選定	【2.1 防護すべき設備の選定】 - 「防護すべき設備の選定」に関する基本方針	
具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設外へ放出ることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、これらの設備には、設計基準事故の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備が含まれる。 8	目	基本方針			
また、重大事故等対処設備も防護すべき設備として選定する。	冒頭宣言	***			_
9	定義	基本方針			
上記に含まれない安全機能を有する施設は、溢水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることに その安全機能を損なわない設計とする。 10	より, 冒頭宣言	基本方針			
また、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水による損傷を考慮して、代替設備 必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。なお、機能が確保できない場合には、関連するエ 11上することを保安規定に定めて、管理する。		施設共通 基本設計方針			
6.3 考慮すべき溢水事象 溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を主として想定する。 (1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生する溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2) MOX燃料加工施設内で生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。) 12 (3) 地震に起因する機器の破損等により生ずる溢水(以下「地震起因による溢水」という。) また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自然現象、誤操作等により生ずる溢水(以下「その他の溢水」という。)の影響も評価する。	冒頭宣言定義	基本方針	2.2 溢水評価条件の設定	【2.2 溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針	
6.4 溢水源及び溢水量の設定 6.4.1 想定破損による溢水 想定破損による溢水 想定破損による溢水は,内部溢水ガイドを参考に,一系統における単一の機器の破損を想定し,溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし,配管の破損箇所を溢水源として想定する。 13	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器			
また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギに応じて、高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。					
14	定義	基本方針			
高エネルギ配管は,原則「完全全周破断」,低エネルギ配管は,原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定した溢水量とする。 15	定義	基本方針			
ただし、高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き広力評価の結果により、発生応力が許容応力の0.4 倍を超え0.8 倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4 倍以下で 破損は想定しない。 また、低エネルギ配管については、発生応力が許容応力の0.4 倍以下であれば破損は想定しない。	あれば定義	基本方針			
発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。 17	運用要求	施設共通 基本設計方針			
6.4.2 消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は、評価対象となる防護すべき設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において、水を使用する消火設備である消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源と 定する。	して想				
18	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器			

項目番号 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
なお, 溢水防護建屋内には, 自動作動するスプリンクラを設置しないこととし保安規定に定めて, 管理する。						
19	運用要求	施設共通 基本設計方針				
6.4.3 地葉起因による溢水 地震起因による溢水は、耐震sクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから,流体を内包する系統のうち,基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B, Cクラスに する系統を溢水源として想定する。	二属					
20	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器				
		10英 伯奇				
6.4.4 その他の溢水 その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。						
具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過級及び誤作動を想定する。 24	冒頭宣言 評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器				
6.4.5 溢水量の算出 溢水量の算出に当たっては、溢水が生ずるとした機器について、防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。						
25	冒頭宣言 評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器				
なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作する手順を定めることとし保安規定に定めて、管理する。		150 tier				
なお、丁がによる個点というために必要する機能のも独計する丁酸を定めることとも体文がたに定めて、 B社する。 27	運用要求	施設共通 基本設計方針				
6.5 溢水防護区画及び溢水経路の設定						
溢水影響を評価するために、溢水防護区画を構成する壁、屏、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、溢水防護区画及び溢水経路を設定する。 溢水防護区画は、以下のとおり設定する。 28 (1) 防護すべき設備が設置されている全ての区画 (2) 中央監視室、制御第1室、制御第1室、制御第1室、	冒頭宣言 評価要求	基本方針 溢水評価対象の安 重貨備および溢水				
(2) 中火塩が生。の呼吸が1生。の呼吸が1生。の呼吸が1生。 (3) 連転員が、溢水が発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。) (6.6 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針		評価対象の重大事 故等対処設備		0 0 X+4 29 /FT 1 × VP+3#30.21 ++ 61	「ロ ロ 3公上2年7年 エマヤド3番組の31 十七日	
0.0 の後が7〜200両と7025の発展が7〜200両に関する値が下端及び9両位の10回転で50万m 6.6.1 役水の影響に対する評価及び10両難変計力が 発生を想定する値が重、途水防護区画及び2位水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 防護すべき設備は、没水により要求される機能を損なうおそれがない設計とする。		基本方針		2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3 溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針	
31	冒頭宣言 評価要求 機能要求②	盗水評価対象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事				
	1XBL X N W	故等対処設備				
受水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。	<					
止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。 33	定義 評価要求 機能要求②	基本方針 溢水防護設備				
6.6.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針						
溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水、消火水による被水及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。 防護すべき設備は、被水に対する保護構造(以下「保護構造」という。)を有し、被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。 保護構造を有さない場合は、要求される機能を損なうおそれがない配置設計又は被水の影響が発生しないよう当該設備が設置される溢水防護区面において水を用いない消火手段を採用する等の設計とする。 保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認する。						
体験特担により変かで4ルジ域配を1項なりおし4ルかなど1版目とする取用については、近面で4ルに成分を作るう態とでも変かで4ルジ域配を1項なりがし4ルかないことを取用では確認する。 35	冒頭宣言定義	基本方針 溢水評価対象の安 重設備および溢水				
	評価要求	評価対象の重大事 故等対処設備				
						_
消火対象以外の設備への誤放水がないよう,消火水放水時に不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。 26	運用要求	施設共通 基本設				
	座用安水	計方針				
6.6.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計分針 溢水防護区両内で発生を発症する漏と小薬気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価する。 蒸気曝露試験又は試験困難な場合に実施した机上評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境条件(温度、湿度及び圧力)を満足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうこ	おそ					
れがない設計又は配置とする。						
38	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水評価対象の安 重設備および溢水				
		評価対象の重大事 故等対処設備				
6.6.4 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針		基本方針				
防護すべき設備を内包する建屋外で発生を想定する溢水である屋外タンク等で発生を想定する溢水、地下水による影響を評価する。 防護すべき設備を内包する建屋外へ造水が流入しない設計とする。 41 具体的には、屋外に設置される屋外タンク等に関して、基準地震動による地震力で破損した場合に発生する溢水が防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。 また、地下水に対しては、建砂へ関連によける縦に海線の山水の地及やす。ことトの地下のが高として大き撃を実施するとで開始される領土を後見とした影響では表していません。	冒頭宣言 評価要求	溢水評価対象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事				
また,地下水に対しては、建屋外周部における壁(貫通部の止水処置を含む。)により地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。  6.7 溢水防護上期待する溢水防護設備の構造強度設計 溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する溢水防護設備の構造強度設計は、以下のとおりとする。	0	故等対処設備		2.4 溢水防護設備の設計方針 3.適用規格	【2.4 溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針	
個本的成長四及い個本性的の政先並の下価とおけ、別付する個本的成本期間の特定項及政計は、以下のとおりとする。 44 溢水防護設備が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することとし保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		V N⊒/H/NLTH	- 「温水の砂板 幅の 情 垣 畑 及 放 訂 」 に 関 する 基 本 力 針 【3. 適 用 規 格】 - 適 用 する 規 格	
第2章 関別項目 7. その他の加工施設						_
477.12 溢水防護設備 溢水防護設備の基本設計方針は第1章6. 加工施設内における溢水による損傷の防止に示す。	冒頭宣言	基本方針				

基本設計方針 	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
6.2 防護すべき設備の選定 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とし、その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに「原子力発電所の内部溢水影響評価 イド(平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水ガイド」という。)で安全機能の重要度、溢水から防護すべき安全機能等が定められていることを踏まえ、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして、MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な設備を防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。	有	基本方針	対象選定	V-1-1-7- 2 2 防護すべき設備の 選定	1. 模要 2. 防護すべき設備の選定 2.1 防護すべき設備の選定方針 2.2 溢水防護対象設備の抽出 2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定について	[2. 防護すべき設備の選定]     [2.1 防護すべき設備の選定方針]     ・防護すべき設備の選定方針]     ・防護すべき設備の選定方針]     [2.2 盗水防護対象設備の抽出]     [4.2 盗水防護対象設備の抽出]     [4.3 広野衛外加工施設内で発生する溢水から防護する設備の抽出の考え方及び抽出された設備の中で溢水評価が必要なものの選定の考え方     [2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定について]     ・溢水評価が必要な設備の選定結果	〈溢水防護対象設備の選定> →溢水防護対象設備の選定方法及び選定過程における評価対象外と した設備と除外理由について補足説明する。 (1.2) 溢水防護対象設備の選定について (1.3) 溢水評価対象の重大事故等対処設備の選定方針 〈溢水防護が必要な設備の選定結果〉 →溢水防護対象とした設備について、機能喪失高さ及び内部火災、外部衝撃の評価対象との比較について構足説明する。 (1.1) 機能喪失高さについて
具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設外へ放出されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、これらの設備には、設計基準事故の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備が含まれる。	ı		_			※各回次にて防護すべき設備が申請される毎に記載を拡充する。 (表 等)	・[1.4] 溢水評価の対象について(溢水防護対象設備) ・[1.5] 火災,溢水及び外部事象における防護対象設備の比較について(重大事故等対処設備)
8	冒頭宣言定義	基本方針					<造水防護区画ごとにおける機能喪失高さ> ⇒溢水防護区画内に設置される防護すべき設備及び機能喪失高さの 整理結果について補足説明する。 ・[9.1] 溢水防護区画ごとにおける機能喪失高さ
また、重大事故等対処設備も防護すべき設備として選定する。							
9	冒頭宣言定義	基本方針					
6.4 溢水源及び溢水量の設定 6.4.1 想定破損による溢水 思定破損による溢水 13	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となり得る 機器	評価条件	V-1-1-7- 3 溢水評価条件の設 定	1. 概要 2. 溢水源及び溢水量の設定 2. 1 想定破損による溢水	【2. 溢水瀬及び沿水量の設定】 【2. 1 想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において,想定する破 損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ※想定する配管の破損形状及び溢水量、強度評価結果については最	〈想定破損による溢水評価条件〉 →想定破損による溢水評価条件の考え方、使用する解析コードの妥当性及び評価に関連する運用管理について補足説明する。 (5.1) 高ェネルや配管の応力評価 (5.3) 減肉等による評価について ・[5.4] 想定破損評価に用いる溢水量の算定について ・[5.2] 高エネルギ配管における質通クラックについて
6.4.5 溢水量の算出 溢水量の算出に当たっては、溢水が生ずるとした機器について、防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 25	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる				が心だする私もや板取が水及り電小量、 速度計画材末に ノい ていれ 終回次にて記載する。	<設備の経年劣化> ⇒設備の経年劣化に対する保全内容について補足説明する。 ・ [9.4] 経年劣化事象と保全内容
また、溢水量の算出において、隔離操作による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合		機器					
また、温水重の泉山においく、隔離操作による補えい吟止を射行する場合には、補えい吟止までの適切が隔離時間を考慮し、配管の敬損圏所からの流山重と隔離板の温水重として隔離範囲内の糸板の採有水重を合して算出する。 26	評価要求	溢水源となりえる 機器					
6.4.2 消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は、評価対象となる防護すべき設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において、水を使用する消火設備である消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として 定する。 18	想冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器			2.2 消火水等の放水による溢水	【2.2 消火水等の放水による溢水】 ・溢水源として想定する消火設備等 ・放水時間及び溢水量の設定方法	〈清火水等の放水による澄水評価条件> ⇒消火水等の放水による澄水評価条件の考え方のうち、床面開口部からの流下、即停する場合の評価が深について補足説明する。 ・[9.5] 床面開口部を期待した溢水水位について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.4.5 溢水量の算出 溢水量の算出に当たっては、溢水が生ずるとした機器について、防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 25	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器					
6.4.3 地震起因による溢水 地震起因による溢水は、耐震シクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B、Cクラスに厚する系統を溢水源として想定する。 20	勇 冒頭宣言 評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器		2	2.3 地震起因による溢水	【2.3 地票起因による溢水】 ・地票起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・地票起因の溢水量 ※地票起因の溢水量の算定結果については最終回次にて記載する。	<地震起因による溢水評価条件> ⇒地震起因による溢水評価条件の考え方のうち、耐震評価対象設備・部位の代表性、各区画の地震時の溢水源及び溢水量について組足説明する。 [7.1] 溢水防護に関する施設の耐震評価対象設備・部位の代表性及び鴻羅性について り、2.9] 地震に起因する溢水源リスト
ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水源として想定しない。 21	評価要求	溢水源となりえる 機器				Megecaviana vertera e e contra a a contra e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	(記水源となる機器) →防護サイミ設備を内包する建屋に設置される流体を内包する機器を抽出し、地震により溢水源となるかを評価した結果を補足説明する。 ・[2.1] 溢水源となる機器のリスト
溢水源となる配管については、破損形状を完全全周破断とした溢水量とし、溢水源となる容器については、全保有水量を考慮した溢水量とする。 なお、地震による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考慮し、地震動の検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離による漏えい停止は期待しない。 22	評価要求	溢水源となりえる 機器					
また,地震に起因する重大事故時の溢水量の算出については,上記の「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。ただし,基準地震動の1.2倍の地震力に対して,耐震性が確保されない耐震S/ ラス機器は溢水源として想定する。 23	ア 評価要求	溢水源となりえる 機器	_				
6.4.5 溢水量の算出 溢水量の算出に当たっては、溢水が生ずるとした機器について、防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 25	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器					
6.4.4 その他の溢水 その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及び誤作動を想定する。 24	冒頭宣言評価要求	基本方針 溢水源となりえる 機器	_		2.4 その他の溢水	【2.4 その他の溢水】 ・その他の溢水として、想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方	

項目番号 基本設計方針	要求種別	主な設備 展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
6.5 溢水防護医園及び溢水経路の設定 溢水影響を背格叶うたかは、溢水防護医園を構成する壁,屏,堰,床段差等の設置状況を踏まえ、溢水防護医園及び溢水経路を設定する。 溢水防護区園は、以下のとおり設定する。 28 (1) 防護すべき設備が設置されている全ての区園 (2) 中央監視室、制御第4室 (3) 運転員が、溢水が発生した区園を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)	冒頭宣言評価要求	基本方針 選本評価対象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事 故等対処設備	張明元 (小板目) 3. 溢水防護医画及び塩水経路の設定 3.1 溢水防護医画の設定 3.2 溢水防護医画の設定 3.2 溢水防護医画外漏えいでの溢水経路 3.3 溢水防護医画外漏えいでの溢水経路	(3. 溢水防護区画及び総本路の設定) (3.1 溢水防護区画の設定] ・溢水防護区画の設定の多定の考え方 (3.2 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路) ・溢水防護区画内漏えいでの溢水経路の設定の考え方 (3.3 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路) ・溢水防護区画外漏えいでの溢水経路の設定の考え方 (3.3 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路)	一般といくがある。 一般といくのでは、 一般本経路の数定 > 一般本経路の数定 > 一般本経路の設定 > 一般本経路のモデル図   2.2] 溢水経路のモデル図   2.2] 溢水経路のモデル図
溢水防護区画は、壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。		溢水評価対象の安			
29	評価要求	重設備および溢水 評価対象の重大事 故等対処設備			
なお、火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該貫通部からの消火水の流入を考慮する。消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。 30	評価要求	溢水評価対象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事 故等対処設備			
6.6 防護すべき設備を内包する確慰やで発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1 没水の影響に対する評価及び防護と計方針 発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 防護すべき設備は、没水により要求される機能を損なうおそれがない設計とする。			V - 1 - 1 - 7 - 1. 板要 - 2. 温水評価 - 2. 温水評価 - 2. 温水評価 - 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	[2.1 没水影響に対する評価] ・没水影響に対する評価] ・没水影響評価方法、判定基準及び評価結果 ※評価結果については最終回次にて記載を拡充する。(表 等)	(益水評価)> ⇒強水評価における各段階での確認内容及び評価における保守性並びに溢水発生後の遮用に関して補足説明する。 (9.6) 益水評価における確認内容について ・[9.7] 溢水評価に用いる各項目の保守性と有効数字の処理について、
31	冒頭宜言評価要求機能要求②	基本方針 造水評価対象の安 直後備的よび验水 評価対象の直大事 故等対処設備			<ul> <li>(9.8) 想定被損の現場確認における環境想定について</li> <li>(9.10) 溢水最終滞留区画における溢水発生後の復旧について</li> <li>(没水影響評価方法、判定基準及び評価結果&gt;</li> <li>⇒没水影響評価における床勾配の取扱い、溢水経路としない貫通部の止水処置実施箇所の確認結果及び想定する各溢水事象に対する評価結果といいて補足設明する。</li> <li>(9.21) 改水影響評価における床勾配について</li> <li>(9.12) 建屋内貫通部止水処置の実施箇所について</li> <li>(2.31) 想定破損による没水影響評価について</li> <li>(6.11) 消火水の放水による没水に対する評価の概要について</li> <li>(6.11) 消火水の放水による没水に対する評価の概要について</li> <li>(2.41) 想定破損による投水に対する評価の概要について</li> <li>(2.41) 程度破損により生じる投水影響評価結果(溢水防護対象設</li> </ul>
また,溢水の流入状態,溢水源からの距離,溢水が滞留している区画での人のアクセスによる一時的な水位変動を考慮し,機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計とする。 32	機能要求②	溢水評価対象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事 軟等対処設備			(歯): 1 ことを取けてより上しる以外が響評価結果 (重大事故等対処 設備): (2.5] 想定破損により生じる没水影響評価結果 (重大事故等対処 設備): (2.6] 消火活動に伴う溢水について (2.7] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (溢水防護対 象設備) (2.8) 消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (重大事故等 対処設備) (2.10) 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価 (溢水防
没水の影響により。防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する強水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。  33	定義評価要求機能要求②	基本方針 設計方針(溢水區 溢水防護設備 護設備)	ī		護対象設備) ・[2.11] 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価(重大事 故等対処設備)
6.6.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針 溢水源からの直線軌道及び防物線軌道の飛散による液水、消火水による被水及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。 防護すべき設備は、被水に対する保護構造(以下「保護構造」という。)を有し、被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。 35 保護構造を有さない場合は、要求される機能を損なうおそれがない配置設計又は被水の影響が発生しないよう当該設備が設置される溢水防護区画において水を用いない消火手段を採用する等の設計とする。 保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認する。	冒頭宣言 定義 評価要求	基本方針 溢水評価対象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事 部等対処設備	2.2 被水影響に対する評価	【2.2 被水影響に対する評価】 ・被水影響評価方法,判定基準及び評価結果 ※評価結果については最終回次にて記載を拡充する。(表 等)	< 被水影響評価方法、判定基準及び評価結果> ⇒被水影響評価における想定する各溢水事象に対する評価結果について補足設明する。 ・ [3.1] 被水影響評価結果
6.6.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 溢水防護区画内で発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価する。 蒸気爆露試験欠は試験限度を場合に実施した机上評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境条件(温度、湿度及び圧力)を演足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそ れがない設計又は配置とする。	そ 冒頭宣言 評価要求	基本方針 溢水評価对象の安 重設備および溢水 評価対象の重大事 故等対処設備	2.3 蒸気影響に対する評価	【2.3 蒸気影響に対する評価】 ・蒸気影響評価方法、判定基準及び評価結果 ※評価結果については最終回次にて記載を拡充する。(表 等)	<素気影響評価方法、判定基準及び評価結果> →素気影響評価における蒸気拡散解析結果の例示、蒸気の直接噴出 に対する影響、蒸気暴露放験結果、蒸気影響級和対策及び想定する 各溢水事象に対する評価結果について補足説明する。 ・[4.1] 蒸気影響評価に用いる環境条件について (5.5] GOTHICコードの妥当性について ・[5.6] 蒸気漏えいに対する隔離システムについて ・[5.7] 被動配管からの蒸気噴流の影響について
漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。 具体的には、蒸気の漏えいを早期に自動検知し、直ちに自動隔離を行うために、自動検知・遠隔隔離システム(温度検知器、蒸気遮断弁)及び緊急遮断弁を設置する設計とする。 39	設置要求	- (自動検知・遠 隔隔離システム, 緊急遮断弁) 整線和対策)			<ul> <li>(5.8) 蒸気拡散解析の結果例</li> <li>(5.9) 蒸気爆露試験について</li> <li>(5.10) 蒸気湯之い重が少ない場合における影響評価</li> <li>(4.2) 蒸気影響評価結果(溢水防護対象設備)</li> <li>(4.3] 蒸気影響評価結果(重大事故等対処設備)</li> </ul>
6.6.4 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計が計 防護すべき設備を内包する建屋外で発生を想定する溢水である屋外タンク等で発生を想定する溢水、地下水による影響を評価する。 防護すべき設備を内包する建屋内へ溢水が流入ない設計とする。 具体的には、屋外に設置される屋外タンク等に関して、基準地震動による地震力で破損した場合に発生する溢水が防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。 また、地下水に対しては、建屋外周部における壁(貫通部の止水処置を含む。)により地下水の流入による影響を評価する上で頻待する範囲を境界とした防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。 41	冒頭宣言評価要求	基本方針	3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止 3.1 屋外タング等からの流入防止 3.2 地下水からの影響評価	[3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止] [3.1 屋外タンク等からの流入防止] [3.1 屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法,判定基準及び評価結果 [3.2 地下水からの影響評価] - 地下水からの影響評価力法,判定基準及び評価結果 ※影響評価方法,判定基準及び評価結果については最終回次にて記載する。	<防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する評価> →防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に対する影響評価方法及び結果並びに誤操作等による漏えいに対する確認結果について補足限別する。 (8.1] 屋外タング等の溢水による影響評価 ・[8.2] 地下水による影響評価・ ・[8.3] その他の漏えい事象に対する確認について

₩±50.21±Λ1	ar Ja takni	A. J. 20.746	ES MIN - Ar - CE		G1844 / 1 ×5 D )	NV/ Labert to back of 2014A	40 L 42 40 75
項目番号 基本設計方針 重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図るか、溢水水位を踏まえた位置に設置又は保管することで、没水影響により設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重力	安水種別	主な設備	展開事項評価条件	V-1-1-7-	展開先(小項目)	添付書類における記載 【2. 溢水評価】	補足すべき事項 <溢水評価>
故等対処設備が同時に機能喪失しない設計とする。					<ol> <li>溢水評価</li> <li>2.1 没水影響に対する評価</li> </ol>	【2.1 没水影響に対する評価】 ・没水影響評価方法,判定基準及び評価結果	⇒溢水評価における各段階での確認内容及び評価における保守性並 びに溢水発生後の運用に関して補足説明する。
				評価		※評価結果については最終回次にて記載を拡充する。 (表 等)	・[9.6] 溢水評価における確認内容について ・[9.7] 溢水評価に用いる各項目の保守性と有効数字の処理につい
							て ・[9.8] 想定破損の現場確認における環境想定について
							・ [9.10] 溢水最終滞留区画における溢水発生後の復旧について 【没水影響評価方法、判定基準及び評価結果】
							■ は水形容計画力法、刊止基単及い計画結果 ⇒没水影響計価における床均配の取扱い、溢水経路としない貫通部 の止水処置実施箇所の確認結果及び想定する各溢水事象に対する評
							のエホスに上文地面別の機能的は来及の心足する音温水学家に対する計 価結果について補足説明する。 ・[9.2] 没水影響評価における床勾配について
							[9, 12] 建屋内貫通部止水処置の実施箇所について     [2. 3] 想定破損による没水影響評価について
		溢水評価対象の重					・[6.1] 消火水の放水による溢水に対する評価の概要について ・[2.4] 想定破損により生じる没水影響評価結果(溢水防護対象設
	評価要求	大事故等対処設備					備) ・[2.5] 想定破損により生じる没水影響評価結果(重大事故等対処
							設備) ・[2.6] 消火活動に伴う溢水について
							・[2.7] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果(溢水防護対象設備)
							・[2.8] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果(重大事故等 対処設備) ・[2.10] 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価(溢水防
							・[2.10] 地震に起因する溢水により生じる改水影響計画 (温水的 護対象設備) ・[2.11] 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価 (重大事
							故等対処設備)
重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る又は被水防護を行うことで、被水影響により設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能	2 mln)		-		2.2 被水影響に対する評価	【2.2 被水影響に対する評価】	<被水影響評価方法、判定基準及び評価結果>
生人が成立りたに関係している。 うじゅの / に回り /					3.2 以入力が審(CA) テンド IIII	・被水影響評価方法、判定基準及び評価結果	⇒被水影響評価における想定する各溢水事象に対する評価結果について補足説明する。
						※評価結果については最終回次にて記載を拡充する。 (表 等)	• [3.1] 被水影響評価結果
		浴水評価対象の重					
37	評価要求	溢水評価対象の重 大事故等対処設備					
重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る対策を行うことで、蒸気影響により設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能喪失した。	: (1)				2.3 蒸気影響に対する評価	【2.3 蒸気影響に対する評価】	<蒸気影響評価方法,判定基準及び評価結果>
設計とする。						・蒸気影響評価方法, 判定基準及び評価結果	⇒蒸気影響評価における蒸気拡散解析結果の例示,蒸気の直接噴出 に対する影響,蒸気暴露試験結果,蒸気影響緩和対策及び想定する
						※評価結果については最終回次にて記載を拡充する。(表等)	各溢水事象に対する評価結果について補足説明する。 ・[4.1] 蒸気影響評価に用いる環境条件について ・[5.5] GOTHICコードの妥当性について
40	評価要求	溢水評価対象の重 大事故等対処設備					- [5.8] 蒸気拡散解析の結果例 - [5.9] 蒸気懸離試験について
							<ul> <li>[5,10] 蒸気漏えい量が少ない場合における影響評価</li> <li>[4,2] 蒸気影響評価結果(溢水防護対象設備)</li> </ul>
							・[4.3] 蒸気影響評価結果(重大事故等対処設備)
なお、地震に起因する重大事故等時の溢水量の算出については、上記の「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。			-		3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止	【3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止】 【3.1 屋外タンク等からの流入防止】	<防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する評価>
43	評価要求	溢水源となりえる			3.1 屋外タンク等からの流入防止	[8.1 屋外ダンク等からの流入防止] ・屋外ダンク等からの流入防止に関する影響評価方法,判定基準及 び評価結果	⇒防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に対する影響評価方法及び結果について補足説明する。 ・[8.1] 屋外タンク等の溢水による影響評価
	m. mm *1*	機器				V HI BRUTSIA	という。 左がフィック サッパ風がいらみ おが 管町 脚
止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。				V - 1 - 1 - 7 -	3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止	【3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止】	< 溢水防護設備の構造強度設計>
				4 溢水影響に関する	3.2 地下水からの影響評価	【3.2 地下水からの影響評価】 ・地下水からの影響評価方法,判定基準及び評価結果	⇒溢水防護設備の止水性に関する評価結果を補足説明する。 ・[9.3] 溢水防護設備の止水性について
42	評価要求	溢水防護設備	評価方法	評価		※地下水からの影響評価については最終回次にて記載する。	
-	1				_		

項目番号 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
沙水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し複雑競失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。 止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。	3.11271	23 5 6 6 6 6	75.00	評価 3		【2. 溢水評価】 (2. 1 池水影響に対する評価】 ・没水影響評価方法、判定基準及び評価結果 (3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止】 (3.2 地下水からの影響評価】 ・地下水からの影響評価方法、判定基準及び評価結果 ※没水影響に対する評価結果及び地下水からの影響評価については 最終回次にて記載を拡充する。(表 等)	〈溢水防護股偏の棟造強度設計〉 ⇒溢水防護股偏の止水性に関する評価結果を補足説明する。 ・ [9.3] 溢水防護股偏の止水性について
33	定義 評価要求 機能要求②	基本方針 溢水防護設備	評価(強度計算)	W-5-1 溢水防護設備の強 度計算書作成の基 末方針	1. 概要 2. 強度評価の基本方針 3. 構造強度設計 4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5. 強度評価方法 6. 適用規格	[1. 概要] - 本資料の説明概要 - 「全球部の説明概要」 - 強水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針 - 海水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針 - 要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定 - (4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許客限界] - 流水防護設備の強度評価方法 - 流域野源と解析で活動。 - (2. 海腹評価方法) - 強度評価方法 - (3. 海間規格) - 適用する規格	_
				IV-5-2 溢水防護設備の強 度計算書	1. 概要 (2. 基本分針 3. 強度評価方法 4. 評価条件 5. 強度評価結果	[1, 概要] - 本資料の説明概要 [2. 基本方針] - 溢水防護設備の位置、構造 [3. 強度評価方法] - 溢水防護設備の強度評価方法 [4. 評価条件] - 強度評価結果 - 溢水防護設備の強度評価結果	_
なお、地震を起因として発生する重大事故等の対処に必要な重大事故等対処設備を防護するために必要な溢水防護設備については、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、安全性を損なうおそれがない設計とする。 46	評価要求	溢水防護設備	評価条件	4	2. 設計の基本方針	(2. 設計の基本方針) ・ 盗水防護股備の設計の基本方針 (3. 要求機能及び性能目標) ・ 各溢水防護股備の要求機能及び性能目標 (3.1 治水伝播を防止する設備) ・ 流水伝播を防止する設備) ・ 蒸水影響を緩和する設備) ・ 蒸気影響を緩和する設備) ・ 高水量を低減する設備の要求機能及び性能目標 (3.3 溢水量を低減する設備) ・ 温水量を低減する設備の要求機能及び性能目標 (4. 機能設計) ・ 合温水販砂臓政備の機能設計 (4.1 溢水伝統を防止する設備) ・ 温水低光を防止する設備) ・ 温水低光を防止する設備) ・ 温水低差を防止する設備) ・ 温水低差を防止する設備) ・ 温水低差を防止する設備) ・ 温水低素を接加する設備) ・ 温水低素を緩加する設備) ・ 温水低素を緩加する設備) ・ 温水量を低減する設備の機能設計	< 溢水防護設備の構造強度設計> ⇒ 溢水防護設備の止水性に関する評価結果を補足説明する。 ・ [9.3] 溢水防護設備の止水性について  < 溢水防護分費] → 溢水防護分費] → 溢水防護分策として実施する緊急遮断弁の設計概要,被水防護対策及び蒸気防護対策の何示を補足説明する。 ・ [7.2] 緊急遮断弁について
防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで止水性を維持する壁及び堰については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後にいても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。 45	評価要求	溢水防護設備	評価(耐震計算)	溢水防護設備の詳 細設計	1. 概要 2. 設計の基本方針 3. 東水機能及び性能目標 3. 1. 遠水伝播を防止する設備 3. 2. 蒸気影響を緩和する設備 4. 機能設計 4. 機能設計 4. 1 溢水伝播を防止する設備 4. 2. 蒸気影響を緩和する設備 4. 2. 蒸気影響を緩和する設備 4. 3. 溢水量を低減する設備	- 蒸気影響を緩和する設備の要求機能及び性能目標 【33 治水量を低減する設備) - 溢水量を低減する設備の要求機能及び性能目標 【4. 機能設計】 - 各溢水防護設備の機能設計 【4. 治水伝播を防止する設備) - 溢水伝播を防止する設備) - 流水医響を終却する設備 【4. 落水影響を緩和する設備】 - 蒸気影響を緩和する設備】 - 蒸気影響を緩和する設備) - 流水量を低減する設備 (4. 3. 溢水量を低減する設備) - 流水量を低減する設備の機能設計	総本防護設備の構造強度設計> →溢水防護設備の止水性に関する評価結果を補足説明する。 ・ [9.3] 溢水防護設備の止水性に関する評価結果を補足説明する。 ・ [9.3] 溢水防護設備の止水性について < 溢水防護対策として実施する緊急遮断弁及び漏えい検知器の設計 概要、接水防護対策及び蒸気防護対策の例示を補足説明する。 ・ [7.2] 緊急遮断弁にいて ・ [9.11] 想定破損による溢水検知のための漏えい検知器設置の考え方について
				Ⅲ 耐震性に関する説 明書	-	「Ⅲ 耐震性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-

#### 基本設計方針の添付書類への展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

MOX目次	MOX目次 申請回次 BD載概要						
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) イ. (イ)以降	MUX你们 青規構放棄	記載做姿	第1回 第1回 記載概要	第2回 第2回 記載概要	第3回 第3回 記載概要	第4回 第4回 記載概要	補足説明資料
V-1-1-7-1 溢水等による損傷防止の基本方針	Hurr rast	(1) Auf are (					
1.	概要	【1. 概要】 ・本資料の説明概要	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 本資料の説明概要	- 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	- 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
	溢水等による損傷防止の基本方針	【2. 溢水等による損傷防止の基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 技術基準を満足するための溢水防護に関す る基本方針	<ul><li>第2回ですべて説明されるため追加事項なし</li></ul>	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
2. 1	防護すべき設備の選定	【2.1 防護すべき設備の選定】 ・「防護すべき設備の選定」に関する基本 方針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 「防護すべき設備の選定」に関する基本方 針	- 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	- 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
2. 2	溢水評価条件の設定	【2.2 溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方 針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 「溢水評価条件の設定」に関する基本方針	
2. 3	溢水評価及び防護設計方針	【2.3 溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本 方針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 「溢水影響に関する評価」に関する基本方 針	- 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	- 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
2. 4	溢水防護設備の設計方針	【2.4 溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関す る基本方針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>○ 「溢水防護設備の構造強度設計」に関する 基本方針</li></ul>	
3.	適用規格	【3. 適用規格】・適用する規格	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 適用する規格	
V-1-1-7-2 防護すべき設備の選定 1.	概要	- 【1. 概要】 ・本資料の説明概要	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	○ 本資料の説明概要	△ 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△ 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
2. 1	防護すべき設備の選定 防護すべき設備の選定方針	【2.1 防護すべき設備の選定方針】 ・防護すべき設備の選定方針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 防護すべき設備の選定方針	△ 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
2 2	溢水防護対象設備の抽出	【2.2 溢水防護対象設備の抽出】 ・MOX燃料加工施設内で発生する溢水から防 護する設備の抽出の考え方及び抽出された 設備の中で溢水評価が必要なものの選定の 考え方	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	MOX燃料加工施設内で発生する溢水から防護する設備の抽出の考え方及び抽出された設備の中で溢水評価が必要なものの選定の考え方	△ 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△ 第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
2.3       V-1-1-7-3       溢水評価条件の設定	防護すべき設備のうち評価対象の選定について	【2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定について】 ・盗水評価が必要な設備の選定結果	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	<ul><li></li></ul>	○ 溢水評価が必要な設備の選定結果の追加	○ 溢水評価が必要な設備の選定結果の追加	1.2 溢水防護対象設備の選定について 1.3 溢水評価対象の重大事故等対処設備の選定方針 1.1 機能喪失而の対象について 1.4 溢水評護対象設備) 1.5 火災,溢水及び外部事象における防護対象設備の は較における防護対象設備の 対処設備) 9.1 溢水防護区画ごとにおける機能喪失高さ
1	概要	【1. 概要】 ・本資料の説明概要	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 本資料の説明概要	
2.	溢水源及び溢水量の設定	【2. 溢水源及び溢水量の設定】 ・想定する溢水事象	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 想定する溢水事象	
	想定破損による溢水	【2.1 想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において、想定する破損形状と溢水量の 考え方 ・想定する破損形状と溢水量	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	破損を想定する機器の考え方 高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損 において、想定する破損形状と溢水量の考 え方 想定する破損形状と溢水量	5.1 高エネルギ配管の応力 評価 5.3 減肉等による評価について 5.2 高エネルギ配管における貫通クラックについて 5.4 想定破損評価に用いる 溢水量の算定について 9.4 経年劣化事象と保全内 容
2.1	消火水等の放水による溢水	【2.2 消火水等の放水による溢水】 ・溢水源として想定する消火設備等 ・放水時間及び溢水量の設定方法	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>○ 溢水源として想定する消火設備等 放水時間及び溢水量の設定方法</li></ul>	9.5 床面開口部を期待した 溢水水位について
	地震起因による溢水	【2.3 地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の 考え方 ・ 造水量の算定方法 ・ 地震起因の溢水量	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ○ 溢水量の算定方法 地震起因の溢水量溢水量	2.1 溢水源となる機器のリスト スト 2.9 地震に起因する溢水源 リスト 7.1 溢水防護に関する施設 の耐震評価対象設備・部位 の代表性及び網羅性について
2. 4	その他の溢水	【2.4 その他の溢水】 ・その他の溢水として、想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	<ul><li>対象となる設備なしのため,記載事項なし</li></ul>	その他の溢水として、想定する事象の考え うた、地震以外の自然現象に関する溢水評価 地下水に対する評価の考え方	8.1 屋外タンク等の溢水に よる影響評価 8.2 地下水による影響評価 8.3 その他の漏えい事象に 対する確認について

#### 基本設計方針の添付書類への展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

MOX目次	MOX添付書類構成案	記載概要			申記	情回次			補足説明資料
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) イ	. (イ)以降		第1回	第1回 記載概要	第2回 第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回 第4回 記載概要	
3	溢水防護区画及び溢水経路の設定	<ul><li>【3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定】</li><li>・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方	2.2 溢水経路のモデル図
3.1	溢水防護区画の設定	【3.1 溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 溢水防護区画の設定の考え方	
3 2	溢水防護区画内漏えいでの溢水経路	【3.2 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路】 ・ 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路の設定の考え方	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路の設定 の考え方	9.5 床面開口部を期待した 溢水水位について
3.3	溢水防護区画外漏えいでの溢水経路	【3.3 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路】 ・ 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路の設定の考え方	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路の設定 の考え方	
V-1-1-7-4 溢水影響に関する評価	Liant cast	I. Hill and I							
1.	概要	【1. 概要】 ・本資料の説明概要	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	本資料の説明概要	
	溢水評価	【2. 溢水評価】 ・溢水評価の考え方	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○ 溢水評価の考え方	8.3 その他の漏えい事象に 対する確認について 9.6 溢水評価における確認 内容について 9.10 溢水最終滞留区画に おける溢水発生後の復旧に シ7 溢水評価に用いる各項 目の保守性と有効数字の処 理について 9.8 想定破損の現場確認に おける環境想定についれ シ9.9 床ドレンファンネルにおける漏えい まがる漏えい が大における漏えい 対域について 9.12 建屋内貫通部止水処 置の実施箇所について
	没水影響に対する評価	【2.1 没水影響に対する評価】 ・没水影響評価方法、判定基準及び評価結果	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	〇 没水影響評価方法,判定基準	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし		1.1 機能喪失高さについて(第4回提出) 9.2 没水影響でて6、第4回提出) 9.2 没水影響でで6、1 消対で2、2 没水影響で2、6、1 消対で3、2、6、1 対大のがが、1 対して2、3 部価にはよりを1 で2、3 部価には出れる。 2、5 対してが、1 で3、5 を1 で3、5 を1 で4 を1 で4 を1 で4 を1 で4
2.1	被水影響に対する評価	【2.2 被水影響に対する評価】 ・被水影響評価方法,判定基準及び評価結 果		対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>被水影響評価方法,判定基準</li></ul>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	( 被水影響評価結果の追加	(第4回提出) 3.1 被水影響評価結果

I I I.	MOX目次	MOX添付書類構成案	記載概要	Aftra CT 2014 Marin and	Man	1	請回次	fete a 🖂	After a company of the latter and	補足説明資料
1.1 1.1.1	(1) a. (a) イ. (イ)以降	蒸気影響に対する評価	【2.3 蒸気影響に対する評価】	第1回 第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回 第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	(第4回提出)
			· 蒸気影響評価方法, 判定基準及び評価結果	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	0	蒸気影響評価方法,判定基準	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	0	蒸気影響評価結果の追加	4.1 蒸気影響評価に用い環境条件について 環境条件について 5.5 GOTHICコード 5.6 蒸気漏について 5.6 蒸気漏について 5.7 破損配での影響にの解析のに 5.8 蒸気爆撃試験につい 5.8 蒸気爆撃試験につい 5.9 蒸気爆漏えい量が対い 5.9 蒸気爆漏ない量が対い 3.10 蒸気が最新にいい 3.10 蒸気がいまがいい場合に必要が 4.2 蒸気がいまがいまからい 4.3 蒸気が繋撃評価結果( 4.3 蒸気が大りを開始に 4.3 蒸気が大りを発動に 4.3 素気が大りない。 4.3 素気が大りない。 5.4 またい。 5.5 はい。 5.5
2. 3		防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止	【3. 防護すべき設備を内包する建屋外から							
			の流入防止】 ・建屋外で発生する溢水影響の評価につい	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	0	建屋外で発生する溢水影響の評価について	
		屋外タンク等からの流入防止	【3.1 屋外タンク等からの流入防止】							8.1 屋外タンク等の溢力
		産介タンク 寺がらい伽入BJIL	・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法、判定基準及び評価結果	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	屋外タンク等からの流入防止に関する影響 評価方法,判定基準及び評価結果	
3. 1		地下水からの影響評価	【3.2 地下水からの影響評価】		-				川 圖 及 區, 門 凡 盃 平 及 〇 川 圖 桐 水	8.2 地下水による影響語
			・地下水からの影響評価方法, 判定基準及 び評価結果	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	. 0	地下水からの影響評価方法,判定基準及び 評価結果	8.3 その他の漏えい事象 対する確認について
3. 2									11   血が口が、	
1-1-7-5 溢水防	護設備の詳細設計	概要	【1. 概要】	具在したて組織を1のとは、自動物体を1		4.4.1.人で乳出入しのとは、自事有人し	4.4.1.より進歩1.0.4.は、空地市で5.1.		+ 次如 5 % B B # #	
		設計の基本方針	<ul><li>・本資料の説明概要</li><li>【2. 設計の基本方針】</li></ul>	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし - 対象となる設備なしのため、記載事項なし	ļ <u>-</u>	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	本資料の説明概要	
		以前マン佐子本グル	・溢水防護設備の設計の基本方針	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため, 記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	0	溢水防護設備の設計の基本方針	
		要求機能及び性能目標	(3. 要求機能及び性能目標) ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	0	各溢水防護設備の要求機能及び性能目標	
		溢水伝播を防止する設備	【3.1 溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の要求機能及び 性能目標	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	. 0	溢水伝播を防止する設備の要求機能及び性 能目標	9.3 溢水防護設備の止力 について
3. 1		蒸気影響を緩和する設備	【3.2 蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の要求機能及び 性能目標	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	, 0	蒸気影響を緩和する設備の要求機能及び性 能目標	
3. 2		溢水量を低減する設備	【3.3 溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の要求機能及び性 能目標	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため, 記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	. 0	溢水量を低減する設備の要求機能及び性能 目標	
3. 3		機能設計	【4. 機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	. 0	各溢水防護設備の機能設計	
4.1		溢水伝播を防止する設備	【4.1 溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の機能設計	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	溢水伝播を防止する設備の機能設計	
4.9		蒸気影響を緩和する設備	【4.2 蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の機能設計	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	蒸気影響を緩和する設備の機能設計	
4. 2		溢水量を低減する設備	【4.3 溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の機能設計	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	, 0	溢水量を低減する設備の機能設計	7.2 緊急遮断弁につい
4.3 5-1 溢水防護設	####################################									
		概要	【1. 概要】 ・本資料の説明概要	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	. 0	本資料の説明概要	
		強度評価の基本方針	【2. 強度評価の基本方針】 ・溢水防護設備の構造健全性に対する強度 評価の基本方針	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	0	溢水防護設備の構造健全性に対する強度評 価の基本方針	
		構造強度設計	【3. 構造強度設計】 ・要求機能を維持できる構造強度の設計方 針の設定	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定	
		荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	0	溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び 荷重の組み合わせ並びに許容限界	
1 1 1		強度評価方法	【5. 強度評価方法】 ・強度評価方法】	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	<del> </del>	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	強度評価方法	
1 1 1		適用規格	【6. 適用規格】 ・適用する規格	一 対象となる設備なしのため、記載事項なし	<del> </del>	対象となる設備なしのため、記載事項なし	- 対象となる設備なしのため、記載事項なし	. 0	適用する規格	
5-2 溢水防護設	備の強度計算書	概要	【1. 概要】	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	. 0	本資料の説明概要	
+ + +		基本方針	・本資料の説明概要 【2. 基本方針】	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>		対象となる設備なしのため、記載事項なし 対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>		本資料の説明概要 溢水防護設備の位置、構造	
+ + +		強度評価方法	・溢水防護設備の位置,構造 【3. 強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	<ul><li>対象となる設備なしのため、記載事項なし</li></ul>			

## 基本設計方針の添付書類への展開 (第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止)

MOX目次	MOX添付書類構成案	THE WHITE CT.		申請回次							
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) イ. (	イ)以降	記載概要	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	補足説明資料
4.	評価条件	【4. 評価条件】 · 強度評価条件	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	0	強度評価条件	
5.	強度評価結果	【5. 強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	_	対象となる設備なしのため、記載事項なし	0	溢水防護設備の強度評価結果	

凡例

・「申請回次」について
○:当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△:当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-:当該申請回次で記載しない項目

# 別紙4

## 添付書類の発電炉との比較

※当該条文については、詳細設計を示す設備が第2回申請以降の申請対象となるため、その際に具体的な添付書類の比較を実施する(今回は対象なし)。

# 別紙5

補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
	溢水等による損傷の防 止の基本方針	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要 【2. 溢水等による損傷防止の基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針	※補足すべき事項の対象なし
そのために、溢水防護に係る設計時にMOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響の評価 (以下「溢水評価」という。)を行い、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系 統及び機器の機能を維持する設計とする。			
これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水防護対象設備」という。)が,発生を想定する没水,被水及び蒸気の影響を受けて,要求される安全機能を損なわない設計とする。			
重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置又は保管する若しくは溢水に対して健全性を確保する設計とする。			
溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備」という。)として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。 5			
溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件の変更の都度、 溢水評価を実施することとし保安規定に定めて、管理する。			
6.2 防護すべき設備の選定 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物,系統及び機器とし,その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水ガイド」という。)で安全機能の重要度,溢水から防護すべき安全機能等が定められていることを踏まえ,全ての安全機能を有する構築物,系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして,MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して,臨界防止,閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な設備を防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として,安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物,系統及び機器を抽出する。	溢水等による損傷の防	【2.1 防護すべき設備の選定】 ・「防護すべき設備の選定」に関する基本方針	
具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設外へ放出されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、これらの設備には、設計基準事故の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備が含まれる。	防護すべき設備の選定	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要 【2. 防護すべき設備の選定】 【2.1 防護すべき設備の選定方針】 ・防護すべき設備の選定方針】 ・防護すざき設備の選定方針】 ・ 防護すべき設備の選定方針】 【2.2 溢水防護対象設備の抽出】 ・ MOX燃料加工施設内で発生する溢水から防護する設備の抽出の考え方及び抽出された設備の中で溢水評価が必要なものの選定の考え方	<溢水防護対象設備の選定> ⇒溢水防護対象設備の選定方法及び選定過程における評価対象外とした設備と除外理由について補足説明する。 ・[1.2] 溢水防護対象設備の選定について ・[1.3] 溢水評価対象の重大事故等対処設備の選定方針
また、重大事故等対処設備も防護すべき設備として選定する。		【2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定について】 ・溢水評価が必要な設備の選定結果	<溢水防護が必要な設備の選定結果> ⇒溢水防護対象とした設備について、機能喪失高さ及び内部火災、外部衝撃の評価対象との比較について補足説明する。 ・[1.1] 機能喪失高さについて ・[1.4] 溢水評価の対象について(溢水防護対象設備) ・[1.5] 火災、溢水及び外部事象における防護対象設備の比較について(重大事故等対処設備)
上記に含まれない安全機能を有する施設は、溢水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。			<溢水防護区画ごとにおける機能喪失高さ> ⇒溢水防護区画内に設置される防護すべき設備及び機能喪失高さの整理結果について補足説明する。 ・[9.1]溢水防護区画ごとにおける機能喪失高さ
また、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。なお、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。			

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
12	6.3 考慮すべき溢水事象 溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を主として想定する。 (1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生ずる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2) MOX燃料加工施設内で生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。) (3) 地震に起因する機器の破損等により生ずる溢水(以下「地震起因による溢水」という。) また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自然現象、誤操作等により生ずる溢水(以下「その他の溢水」という。)の影響も評価する。	止の基本方針	【2.3 溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針	
13	6.4 溢水源及び溢水量の設定 6.4.1 想定破損による溢水 想定破損による溢水は、内部溢水ガイドを参考に、一系統における単一の機器の破損を想定し、溢水源 となり得る機器は流体を内包する配管とし、配管の破損箇所を溢水源として想定する。	V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要 【2. 溢水源及び溢水量の設定】 ・想定する溢水事象	< 溢水源となる機器> ⇒防護すべき設備を内包する建屋に設置される流体を内包する機器を抽出し、地震により溢水源となるかを評価した結果を補足説明する。 • [2.1]溢水源となる機器のリスト
14	また,破損を想定する配管は,内包する流体のエネルギに応じて,高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。		【2.1 想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において、想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量	<想定破損による溢水評価条件> →想定破損による溢水評価条件の考え方,使用する解析コードの妥当性及び評価に関連する運用管理について補足説明する。 ・[5.1] 高エネルギ配管の応力評価 ・[5.3] 減肉等による評価について
15	高エネルギ配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギ配管は、原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定した溢水量とする。 ただし、高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き応力評価の結果により、発生応力が許容			・[5.4] 想定被損評価に用いる溢水量の算定について ・[5.2] 高エネルギ配管における貫通クラックについて <設備の経年劣化> ⇒設備の経年劣化に対する保全内容について補足説明する。 ・[9.4] 経年劣化事象と保全内容
16	応力の0.4 倍を超え0.8 倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4 倍以下であれば破損は想定しない。また、低エネルギ配管については、発生応力が許容応力の0.4 倍以下であれば破損は想定しない。 発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がない			[3. 到 胜于万旧争然是你至门各
17	ことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて、管理する。 6.4.2 消火水等の放水による溢水 ※サルダのサポケスとなると、変化が食りなるに満れている。		【2.2 消火水等の放水による溢水】	<消火水等の放水による溢水評価条件>
18	消火水等の放水による溢水は、評価対象となる防護すべき設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において、水を使用する消火設備である消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として想定する。 なお、溢水防護建屋内には、自動作動するスプリンクラを設置しないこととし保安規定に定めて、管理		<ul><li>・溢水源として想定する消火設備等</li><li>・放水時間及び溢水量の設定方法</li></ul>	⇒消火水等の放水による溢水評価条件の考え方のうち、床面開口部からの流下に期待する場合の評価内容について補足説明する。 ・[9.5] 床面開口部を期待した溢水水位について
19	する。			

	添付書類	補足すべき事項
基本設計方針  6.4.3 地震起因による溢水 地震起因による溢水は,耐震Sクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから,流体を内包する系統のうち,基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B,Cクラスに属する系統を溢水源として想定する。	【2.3 地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・地震起因の溢水量	<地震起因による溢水評価条件> ⇒地震起因による溢水評価条件の考え方のうち、耐震評価対象設備・ 部位の代表性、各区画の地震時の溢水源及び溢水量について補足説明 する。 • [7.1] 溢水防護に関する設備の耐震評価対象設備・部位の代表制及 び網羅性 • [2.9] 地震に起因する溢水源リスト
ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水源として想定しない。		
溢水源となる配管については、破損形状を完全全周破断とした溢水量とし、溢水源となる容器については、全保有水量を考慮した溢水量とする。 なお、地震による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考慮し、地震動の検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離による漏えい停止は期待しない。		
また、地震に起因する重大事故時の溢水量の算出については、上記の「基準地震動」を「基準地震動の1.2倍の地震動」と読み替える。ただし、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、耐震性が確保されない耐震Sクラス機器は溢水源として想定する。		
6.4.4 その他の溢水 その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外 タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及び誤作動を想定する。	【2.4 その他の溢水】 ・その他の溢水として、想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方	
6.4.5 溢水量の算出 溢水量の算出に当たっては、溢水が生ずるとした機器について、防護すべき設備への溢水の影響が最も 大きくなるように評価する。		
また、溢水量の算出において、隔離操作による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して算出する。		
なお, 手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作する手順を定めることとし保安規定に定めて, 管理する。		
6.5 溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水影響を評価するために、溢水防護区画を構成する壁, 扉, 堰, 床段差等の設置状況を踏まえ, 溢水 防護区画及び溢水経路を設定する。 溢水防護区画は、以下のとおり設定する。 (1) 防護すべき設備が設置されている全ての区画 (2) 中央監視室, 制御第1室, 制御第4室 (3) 運転員が, 溢水が発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセス する通路部(以下「アクセス通路部」という。)	【3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 【3.1 溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 【3.2 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路】 ・溢水防護区画内漏えいでの溢水経路】 ・溢水防護区画内漏えいでの溢水経路の設定の考え方 【3.3 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路」 ・溢水防護区画外漏えいでの溢水経路	<溢水防護区画の設定,溢水経路の設定> ⇒溢水評価における建屋内での溢水の流下モデルを補足説明する。 ・ [2.2] 溢水経路のモデル図
溢水防護区画は,壁,扉,堰,床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し,溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して,当該区画内の水位が最も高くなるように,より厳しい結果を与える経路を設定する。		
なお、火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該貫通部からの消火水の流入を考慮する。消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。		

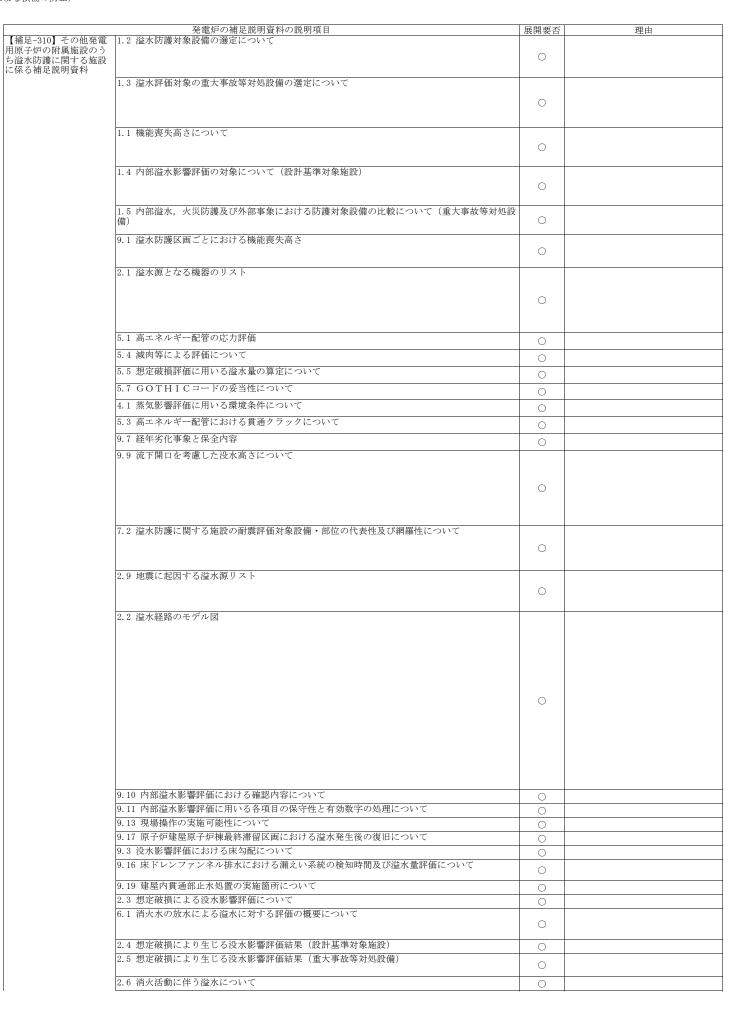
	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
31	6.6 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 発生を想定する溢水量,溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 防護すべき設備は、没水により要求される機能を損なうおそれがない設計とする。	溢水等による損傷の防	【2.3 溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針	
32	また,溢水の流入状態,溢水源からの距離,溢水が滞留している区画での人のアクセスによる一時的な水位変動を考慮し,機能喪失高さは発生した溢水による水位に対して安全余裕を確保する設計とする。		<ul><li>【2. 溢水評価】</li><li>・ 溢水評価の考え方</li></ul>	          
33	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。	IV-5-1 溢水防護設備の強度計 算書作成の基本方針	<ul> <li>【1. 概要】</li> <li>・本資料の説明概要</li> <li>【2. 強度評価の基本方針】</li> <li>・溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針</li> <li>【3. 構造強度設計】</li> <li>・要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定</li> <li>【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】</li> <li>・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界</li> <li>【5. 強度評価方法】</li> <li>・強度評価方法</li> <li>【6. 適用規格】</li> <li>・適用する規格</li> </ul>	
		IV-5-2 溢水防護設備の強度計算書	<ul> <li>【1. 概要】</li> <li>・本資料の説明概要</li> <li>【2. 基本方針】</li> <li>・溢水防護設備の位置, 構造</li> <li>【3. 強度評価方法】</li> <li>・溢水防護設備の強度評価方法</li> <li>【4. 評価条件】</li> <li>・強度評価条件</li> <li>【5. 強度評価結果】</li> <li>・溢水防護設備の強度評価結果</li> </ul>	

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
		V-1-1-7-4 (2.1 没水影響に対する評価) ・没水影響評価方法、判定基準及び評価結果	
34	重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図るか、溢水水位を踏まえた位置に設置又は保管することで、没水影響により設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計とする。		・[2.7] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果(溢水防護対象 設備) ・[2.8] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果(重大事故等対 処設備) ・[2.10] 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価(溢水防護対 象設備) ・[2.11] 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価(重大事故等 対処設備)
35	6.6.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針 溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水、消火水による被水及び天井面の開口部若しく は貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。 防護すべき設備は、被水に対する保護構造(以下「保護構造」という。)を有し、被水影響を受けても要 求される機能を損なうおそれがない設計とする。 保護構造を有さない場合は、要求される機能を損なうおそれがない配置設計又は被水の影響が発生しな いよう当該設備が設置される溢水防護区画において水を用いない消火手段を採用する等の設計とする。 保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件 を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認する。	【2.3 蒸気影響に対する評価】 ・蒸気影響評価方法、判定基準及び評価結果	<ul><li>&lt;被水影響評価方法,判定基準及び評価結果&gt;</li><li>⇒被水影響評価における想定する各溢水事象に対する評価結果について補足説明する。</li><li>• [3.1]被水影響評価結果</li></ul>
36	消火対象以外の設備への誤放水がないよう、消火水放水時に不用意な放水を行わない運用とすることと し保安規定に定めて、管理する。		
37	重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る又は被水防護を行うことで、被水影響により設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計とする。		
38	6.6.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 溢水防護区画内で発生を想定する漏えい蒸気,区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について,設定した空調条件や解析区画条件により評価する。蒸気曝露試験又は試験困難な場合に実施した机上評価により,防護すべき設備の健全性を確認した条件が,漏えい蒸気による環境条件(温度,湿度及び圧力)を満足し,防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は配置とする。		<蒸気影響評価方法、判定基準及び評価結果> ⇒蒸気影響評価における蒸気拡散解析結果の例示、蒸気の直接噴出に対する影響、蒸気曝露試験結果、蒸気影響緩和対策及び想定する各溢水事象に対する評価結果について補足説明する。 • [4.1] 蒸気影響評価に用いる環境条件について • [5.5] GOTHICコードの妥当性について • [5.6] 蒸気漏えいに対する隔離システムについて • [5.7] 破損配管からの蒸気噴流の影響について • [5.8] 蒸気拡散解析の結果例 • [5.9] 蒸気曝露試験について • [5.9] 蒸気曝露試験について • [5.10] 蒸気漏えい量が少ない場合における影響評価 • [4.2] 蒸気影響評価結果(溢水防護対象設備) • [4.3] 蒸気影響評価結果(重大事故等対処設備)
39	漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気 影響を緩和するための対策を実施する。 具体的には、蒸気の漏えいを早期に自動検知し、直ちに自動隔離を行うために、自動検知・遠隔隔離シ ステム(温度検知器、蒸気遮断弁)及び緊急遮断弁を設置する設計とする。		
40	重大事故等対処設備については、可能な限り位置的分散を図る対策を行うことで、蒸気影響により設計 基準事故に対処するための設備の安全機能又は同様の機能を有する重大事故等対処設備が同時に機能喪 失しない設計とする。		

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項				
41	6.6.4 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 防護すべき設備を内包する建屋外で発生を想定する溢水である屋外タンク等で発生を想定する溢水、地 下水による影響を評価する。 防護すべき設備を内包する建屋内へ溢水が流入しない設計とする。 具体的には、屋外に設置される屋外タンク等に関して、基準地震動による地震力で破損した場合に発生 する溢水が防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計とする。 また、地下水に対しては、建屋外周部における壁(貫通部の止水処置を含む。)により地下水の流入によ る影響を評価する上で期待する範囲を境界とした防護すべき設備を内包する建屋内へ流入しない設計と する。	【3. 防護すべき設備を内包する建屋外からの流入防止】 ・建屋外で発生する溢水影響の評価について 【3.1 屋外タンク等からの流入防止】 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法、判定基準及び評価結果 【3.2 地下水からの影響評価】 ・地下水からの影響評価方法、判定基準及び評価結果	<防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する評価> ⇒防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に対する影響評価 方法及び結果並びに誤操作等による漏えいに対する確認結果について 補足説明する。 • [8.1] 屋外タンク等の溢水による影響評価 • [8.2] 地下水による影響評価 • [8.3] その他の漏えい事象に対する確認について				
42	止水性を維持する溢水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。						
43	なお,地震に起因する重大事故等時の溢水量の算出については,上記の「基準地震動」を「基準地震動 の1.2倍の地震動」と読み替える。						
44	6.7 溢水防護上期待する溢水防護設備の構造強度設計 溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する溢水防護設備の構造強度設計は,以 下のとおりとする。 溢水防護設備が要求される機能を維持するため,計画的に保守管理,点検を実施するとともに必要に応 じ補修を実施することとし保安規定に定めて,管理する。	【2.4 溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 【3. 適用規格】 ・適用する規格					
45	防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は,溢水水位を上回る高さまで止水性を維持する壁及び堰については,基準地震動による地震力に対し,地震時及び地震後においても,溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要 【2. 設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 【3. 1 溢水伝播を防止する設備】 ・ 強水伝播を防止する設備の要求機能及び性能目標	<溢水防護設備の構造強度設計> ⇒溢水防護設備の止水性に関する評価結果を補足説明する。 ・[9.3] 溢水防護設備の止水性について				
46	なお、地震を起因として発生する重大事故等の対処に必要な重大事故等対処設備を防護するために必要な溢水防護設備については、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、安全性を損なうおそれがない設計とする。	【3.2 蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の要求機能及び性能目標 【3.3 溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の要求機能及び性能目標 【4.機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.1 溢水伝播を防止する設備】 ・ 論水伝播を防止する設備の機能設計	<並水防護対策> ⇒溢水防護対策として実施する緊急遮断弁及び漏えい検知器の設計概要,被水防護対策及び蒸気防護対策の例示を補足説明する。 • [7.2] 緊急遮断弁について • [9.11] 想定破損による溢水検知のための漏えい検知器設置の考え方について				
47	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.12 溢水防護設備 溢水防護設備の基本設計方針は第1章6. 加工施設内における溢水による損傷の防止に示す。	・ 温水伝播を防止する設備の機能設計 【4.2 蒸気影響を緩和する設備】 ・ 蒸気影響を緩和する設備の機能設計 【4.3 溢水量を低減する設備】 ・ 溢水量を低減する設備の機能設計					

別紙5②

		本設計方針からの展開で抽出された袖	#足説明が』	必要な項目
V-1-1-7-2 防護すべき設備の選定	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要	<溢水防護対象設備の選定>	[1.2]	溢水防護対象設備の選定について
	【2. 防護すべき設備の選定】			
	【2.1 防護すべき設備の選	<u> </u>	[1.3]	溢水評価対象の重大事故等対処設備の選定について
	定方針】 ・防護すべき設備の選定方針			
	【2.2 溢水防護対象設備の 抽出】			
	・MOX燃料加工施設内で発生 する溢水から防護する設備の	<溢水評価が必要な設備の選定結	[1.1]	機能喪失高さについて
	抽出の考え方及び抽出された	果>		
	設備の中で溢水評価が必要なものの選定の考え方	_	[1.4]	溢水評価の対象について (溢水防護対象設備)
	【2.3 防護すべき設備のうち評価対象の選定について】			
	・溢水評価が必要な設備の選 定結果	<u> </u>	[1 5]	大災,溢水及び外部事象における防護対象設備の比較について
			[21.0]	(重大事故等対処設備)
		<溢水防護区画ごとにおける機能	[9.1]	溢水防護区画ごとにおける機能喪失高さ
		喪失高さ>		
V-1-1-7-3 溢水評価条件の設定	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要	<溢水源となる機器>	[2.1]	溢水源となる機器のリスト
1200 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【2. 溢水源及び溢水量の設 定】			
	・想定する溢水事象			
	【2.1 想定破損による溢	<想定破損による溢水評価条件>	[5 1]	高エネルギ配管の応力評価
	水】	一		減肉等による評価について
	・破損を想定する機器の考え 方	_		想定破損評価に用いる溢水量の算定方法
	・高エネルギ配管及び低エネ ルギ配管の破損において,想	<u> </u>		GOTHICコードの妥当性
	定する破損形状と溢水量の考え方			蒸気影響評価に用いる環境条件について
	<ul><li>・想定する破損形状と溢水量</li></ul>	<u> </u>		高エネルギ配管における貫通クラックについて
		<設備の経年劣化>	[9.4]	経年劣化事象と保全内容
	【2.2 消火水等の放水によ	<消火水等の放水による溢水評価	[9.5]	床面開口部を期待した溢水水位について
	る溢水】 ・溢水源として想定する消火	条件>		
	設備等・放水時間及び溢水量の設定			
	方法			
	【2.3 地震起因による溢	<地震起因による溢水評価条件>	[7 1]	溢水防護に関する設備の耐震評価対象設備・部位の代表制及び網
	水】		[1.1]	羅性
	・地震起因の溢水源として想 定する機器の考え方			
	・溢水量の算定方法 ・地震起因の溢水量		[2.9]	地震に起因する溢水源リスト
	【3. 溢水防護区画及び溢水	<溢水防護区画の設定, 溢水経路	[2. 2]	溢水経路のモデル図
	経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路	の設定>		
	の設定の考え方			
	【3.1 溢水防護区画の設 定】			
	・溢水防護区画の設定の考え 方			
	【3.2 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路】			
	・溢水防護区画内漏えいでの			
	溢水経路の設定の考え方 【3.3 溢水防護区画外漏え			
	いでの溢水経路】 ・溢水防護区画外漏えいでの			
	溢水経路の設定の考え方			
V-1-1-7-4	【1. 概要】	<溢水評価>	[9.6]	溢水評価における確認内容について
溢水影響に関する評価	<ul><li>本添付資料の説明概要</li></ul>			溢水評価に用いる各項目の保守性と有効数字の処理について
	【2. 溢水評価】 ・溢水評価の考え方		[9.8]	想定破損の現場確認における環境想定について
	F	And I see that I see t		溢水最終滞留区画における溢水発生後の復旧について
	【2.1 没水影響に対する評 価】	< 没水影響評価方法, 判定基準及 び評価結果>		没水影響評価における床勾配について 床ドレンファンネル排水における漏えい系統の検知時間及び溢水
	<ul><li>・没水影響評価方法,判定基準及び評価結果</li></ul>			量評価
	<b>4</b> 次0日岡旭木			建屋内貫通部止水処置の実施箇所
		<u> </u>		想定破損による没水影響評価について 消火水の放水による溢水に対する評価の概要について
			[3.1]	The state of the s
			[2.4]	想定破損により生じる没水影響評価結果(溢水防護対象設備)
			[2.5]	想定破損により生じる没水影響評価結果(重大事故等対処設備)
			[2.6]	消火活動に伴う溢水について
I	ı	I		1



別紙5②

				消火水の放水により生じる没水影響評価結果(溢水防護対象設 備)
				消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (重大事故等対処設 備)
				地震に起因する溢水により生じる没水影響評価 (溢水防護対象設備)
				地震に起因する溢水により生じる没水影響評価 (重大事故等対処 設備)
	【2.2 被水影響に対する評価】 ・被水影響評価方法,判定基準及び評価結果	<被水影響評価方法,判定基準及び評価結果>	[3. 1]	被水影響評価結果
		<蒸気影響評価方法, 判定基準及	[5. 6]	蒸気漏えいに対する隔離システムについて
	価】 ・蒸気影響評価方法,判定基	び評価結果>	[5. 7]	破損配管からの蒸気噴流の影響について
	準及び評価結果		[5.8]	蒸気拡散解析の結果例
			[5. 9]	蒸気暴露試験について
			[5. 10]	蒸気漏えい量が少ない場合における影響評価
			[4. 2]	蒸気影響評価結果 (溢水防護対象設備)
		-	[4, 3]	蒸気影響評価結果(重大事故等対処設備)
		<防護すべき設備を内包する建屋 外で発生する溢水に関する評価>		屋外タンク等の溢水による影響評価
	流入防止】 ・屋外タンク等からの流入防 止に関する影響評価方法,判 定基準及び評価結果 【3.2 地下水からの影響評		[8. 2]	地下水による影響評価
	価】 ・地下水からの影響評価方 法,判定基準及び評価結果			
			[8. 3]	その他の漏えい事象に対する確認について
V-1-1-7-5 溢水防護設備の詳細設計	【1. 概要】 ・本添付資料の説明概要 【2. 設計の基本方針】 ・淪水防護設備の設計の基本	<溢水防護設備の構造強度設計>	[9. 3]	溢水防護設備の止水性について
	方針 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能			
	及び性能目標 【3.1 溢水伝播を防止する 設備】			
	<ul><li>・溢水伝播を防止する設備の 要求機能及び性能目標</li></ul>	∠ ※ → № → ₩ ★ ~	[# 67	取名 年版 会に へいて
	【3.2 蒸気影響を緩和する 設備】	<溢水防護対策>	[7.2]	緊急遮断弁について
	・蒸気影響を緩和する設備の 要求機能及び性能目標 【3.3 溢水量を低減する設備】			
	・溢水量を低減する設備の要			
	求機能及び性能目標 【4. 機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計		[9. 11]	想定破損による溢水検知のための漏えい検知器設置の考え方
	【4.1 溢水伝播を防止する 設備】 ・溢水伝播を防止する設備の			
	機能設計 【4.2 蒸気影響を緩和する 設備】			
	・蒸気影響を緩和する設備の 機能設計			

2.7 消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (設計基準対象施設)	0	
2.8 消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)	0	
2.10 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価 (設計基準対象施設)		
2.11 地震に起因する溢水により生じる没水影響評価(重大事故等対処設備)	0	
2.11 地長に起凶する値がにより生しる仅小が眷計側(里八争以寺刈処故補)	0	
3.1 被水影響評価結果		
	0	
5.8 溢水及び蒸気漏えいに対する隔離システムについて	0	
5.9 破損配管からの蒸気噴流の影響について	0	
5.10 蒸気拡散解析の結果例 5.11 蒸気曝露試験について	0	
5.12 蒸気漏えい量が少ない場合における影響評価	0	
4.2 蒸気影響評価結果 (設計基準対象施設)	0	
4.2	0	
4.3 蒸気影響評価結果(重大事故等対処設備) 8.3 屋外タンク等の溢水による影響評価	0	
0.3 圧パクマク 寺の価小による泉を音げ曲		
	0	
8.4 地下水による影響評価		
	0	
8.5 その他の漏えい事象に対する確認について		
	0	
9.5 浸水防護施設の止水性について		
	0	
9.18 想定破損による溢水検知のための漏えい検知器設置の考え方について		
	0	
5.2 高エネルギー配管のうち低エネルギー配管に分類できる系統について		MOX燃料加工施設ではプラント運転期 間のうち高エネルギ配管として運転
	-	している時間の割合で低エネルギ配管に分類する系統がないため
5.6 防護カバーの管理について		蒸気漏えい影響軽減対策として発電
0.0 的略が 、 の目程に 20.0	_	炉で実施したターミナルエンド防護
		カバーと同じ対策がないため
5.13 原子炉建屋内における所内蒸気系統からの蒸気漏えい対策		発電炉では使用していない蒸気配管 を蒸気漏えい影響がないように撤去
	_	する特有事項でありMOX燃料加工施設 では同様の対策はないため
7.1 耐震B,Cクラス機器の耐震工事の内容(個別機器)	_	MOX燃料加工施設は新設のプラントで あるため

MOX燃料加工施設には使用済燃料プー ルに該当する施設がないため

8.1 タービン建屋における溢水影響評価	発電炉のタービン建屋では復水器 冷却水として循環水ポンプからの 水を大量に供給しているが、この 水が溢水となる場合の特有の評価 しているため
8.2 海水ポンプ室循環水ポンプエリアにおける溢水影響評価	発電炉の復水器の冷却水として循 水ポンプからの海水を大量に供給 ているが、この海水が循環水ポン エリアにおいて溢水となる場合の 有の評価をしているため
9.2 ケーブルの被水影響評価について	高経年プラント特有の評価のため
9.4 鉄筋コンクリート壁の水密性について	技術基準要求の違いによる発電炉 有の評価のため -
9.6 放射性物質を含む液体の管理区域外漏えい防止対策について	技術基準要求の違いによる発電炉 有の評価のため
9.8 内部溢水影響評価における判定表	発電炉の安全解析で求められる機 別に必要な設備が、溢水発生時に 上 能維持できるかを判別する内容を している発電炉特有事項のため
9.12 使用済燃料プール水のダクト流入防止対策について	MOX燃料加工施設には使用済燃料: _ ルに該当する施設がないため
9.14 ほう酸水漏えい等による影響について	ほう酸水を扱う発電炉特有事項の - め
9.15 原子炉建屋原子炉棟6階に関する対策・運用について	東海第二の溢水評価上,原子炉建原子炉棟6階では東側エリアに溢 を流下させない発電炉特有事項の め
9.20 使用済燃料プールの冷却・給水機能の維持について	_ MOX燃料加工施設には使用済燃料: _ ルに該当する施設がないため
9.21 管理区域外伝播防止堰の評価方法について	大術基準要求の違いによる発電炉 有の評価のため

7.3 使用済燃料プール等のスロッシングによる溢水量の算出

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較 した結果,追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事				申請				
	1. 溢水評価について	104000	項	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
1. 溢水影響評価について 1.1 機能喪失高さについて	1. 個水計画について	溢水による機能喪失高さの 方及び評価対象の防護すべ 備のリスト		一 (次回以降)	第1回申請款備では申請対象の 設備なし	0	溢水による機能喪失高さの考え 方及び評価対象の防護すべき設 備のリスト	0	第3回での溢水評価対象設備分のリスト追加	0	第4回での溢水評価対象設備分 のリスト追加
1.2 溢水防護対象設備の選定につ いて	[1.2] 溢水防護対象設備の選定について	溢水の影響から防護すべき の選定の考え方の説明資料 なお、重大事故等対処設備 定については、1.3で説明	[1 9]	一 (次回以降)	第1回申請設備では申請対象の 設備なし	0	溢水の影響から防護すべき設備 の選定の考え方の説明	0	第3回での溢水評価対象設備分 のリスト追加	Δ	第3回で全て説明されるため追加事項なし
1.3 溢水評価対象の重大事故等対 処設備の選定について	[1.3] 溢水評価対象の重大事故等対処設備の選定について	溢水の影響から防護すべき の選定の考え方の説明資料 大事故等対処設備)	設備 (重 [1.3]	_ (次回以降)	第1回申請設備では申請対象の 設備なし	0	溢水の影響から防護すべき設備 の選定の考え方の説明 (重大事故等対処設備)	0	第3回での溢水評価対象設備分のリスト追加	0	第4回での溢水評価対象設備分のリスト追加
1.4 内部溢水影響評価の対象につ いて (設計基準対象施設)	[1.4] 溢水評価の対象について (溢水防 護対象設備)	溢水防護対象設備のうち、 対象設備の整理	評価 [1.4]	— (次回以降)	第1回申請設備では申請対象の 設備なし	0	溢水防護対象設備のうち、評価 対象設備の整理	0	第3回での溢水評価対象設備分 のリスト追加	Δ	第3回で全て説明されるため追 加事項なし
1.5 内部溢水, 火災防護及び外部 事象における防護対象設備の比較 について (重大事故等対処設備)	[1.5] 火災, 溢水及び外部事象における 防護対象設備の比較について (重大事故 等対処設備)	重大事故等対処設備に関す 共通条文での防護対象設備 較		— (次回以降)	第1回申請設備では申請対象の 設備なし	0	重大事故等対処設備に関する, 共通条文での防護対象設備の比 較	0	第3回での重大事故等対処設備 分のリスト追加	0	第4回での重大事故等対処設備 分のリスト追加
2. 没水影響評価について	2. 没水影響評価について										
2.1 溢水源となる機器のリスト	[2.1] 溢水源となる機器のリスト	溢水源となる機器のリスト	[2. 1]	一 (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	Ō	溢水源となる機器のリスト
2.2 溢水経路のモデル図	[2.2] 溢水経路のモデル図	溢水経路のモデル図	[2. 2]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	溢水経路のモデル図 第4回での溢水評価対象設備分 のモデル図追加
2.3 想定破損による没水影響評価 について	[2.3] 想定破損による没水影響評価について	防護すべき設備に対する評 果の代表例	価結 [2.3]	— (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	防護すべき設備に対する評価結 果の代表例
2.4 想定破損により生じる没水影響評価結果(設計基準対象施設)	[2.4] 想定破損により生じる没水影響評価結果(溢水防護対象設備)	想定破損没水影響評価結果	[2. 4]	一 (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	想定破損没水影響評価結果
2.5 想定破損により生じる没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)	[2.5] 想定破損により生じる没水影響評価結果(重大事故等対処設備)	想定破損没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)	[2.5]	一 (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	想定破損没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)
2.6 消火活動に伴う溢水について	[2.6] 消火活動に伴う溢水について	MOX燃料加工施設内で生じる 常状態(火災を含む。)の: 防止のために設置される系 らの放水による溢水を想定 防護すべき設備に対する影 価方法及び金建屋での放水 る溢水発生区画を示す	拡大 統か し, [2.6]	(次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	MOX燃料加工施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水に設置される系統からの放水による溢水を起定し、防護すべき設備に対する影響評価方法及び各建屋での放水による溢水発生区画を示す
2.7 消火水の放水により生じる没 水影響評価結果 (設計基準対象施 設)	[2.7] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (溢水防護対象設備)	消火水による没水影響評価が	結果 [2.7]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	消火水による没水影響評価結果

米四牙		MOX燃料加工施設 補足説明資料		補足すべき事								
	第二発電所 補足説明資料	atUA於杯加工應政 備足成的貝杯	記載概要	項	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
	2.8 消火水の放水により生じる没 水影響評価結果 (重大事故等対処 設備)	[2.8] 消火水の放水により生じる没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)	消火水による没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)	[2.8]	一 (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	消火水による没水影響評価結果 (重大事故等対処設備)
	2.9 地震に起因する溢水源リスト	[2.9] 地震に起因する溢水源リスト	地震に起因する溢水源リスト	[2. 9]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	地震に起因する溢水源リスト
	2.10 地震に起因する溢水により 生じる没水影響評価(設計基準対 象施設)	[2.10] 地震に起因する溢水により生じる 没水影響評価 (溢水防護対象設備)	地震に起因する溢水による没水 影響評価結果	[2. 10]	— (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	地震に起因する溢水による没水 影響評価結果
	2.11 地震に起因する溢水により 生じる没水影響評価(重大事故等 対処設備)	[2.11] 地震に起因する溢水により生じる 没水影響評価(重大事故等対処設備)	地震に起因する溢水による没水 影響評価結果 (重大事故等対処設備)	[2. 11]	一 (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	地震に起因する溢水による没水 影響評価結果 (重大事故等対処設備)
3.	被水影響評価について	3. 被水影響評価について										
	3.1 被水影響評価結果	[3.1] 被水影響評価結果	被水影響評価結果	[3.1]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	防滴仕様を有する設備の保護等 級	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	被水影響評価結果
4.	蒸気影響評価について	4. 蒸気影響評価について										
	4.1 蒸気影響評価に用いる環境条 件について	[4.1] 蒸気影響評価に用いる環境条件に ついて	蒸気影響に対する評価に用いる 環境条件	[4. 1]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	蒸気影響に対する評価に用いる 環境条件
	4.2 蒸気影響評価結果(設計基準 対象施設)	[4.2] 蒸気影響評価結果(溢水防護対象 設備)	蒸気影響評価結果	[4.2]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	蒸気影響評価結果
	4.3 蒸気影響評価結果(重大事故 等対処設備)	[4.3] 蒸気影響評価結果(重大事故等対 処設備)	蒸気影響評価結果 (重大事故等対処設備)	[4. 3]	(次回以降)	評価結果に係る記載内容のため第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため第4回で示す。	0	蒸気影響評価結果 (重大事故等対処設備)
5.	想定破損による溢水影響評価について	5. 想定破損による溢水影響評価について										
	5.1 高エネルギー配管の応力評価	[5.1] 高エネルギ配管の応力評価	高エネルギ配管の応力評価に用 いる許容応力	[5. 1]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	高エネルギ配管の応力評価に用 いる許容応力
	5.2 高エネルギー配管のうち低エ ネルギー配管に分類できる系統に ついて	-										
	5.3 高エネルギー配管における貫 通クラックについて	[5.2] 高エネルギ配管における貫通ク ラックについて	高エネルギ配管における貫通ク ラックの考え方	[5. 2]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	高エネルギ配管における貫通ク ラックの考え方
	5.4 減肉等による評価について	[5.3] 減肉等による評価について	配管等の減肉による管理につい て	[5. 3]	一 (次回以降)	応力評価結果と併せて第4回で 示す。	-	応力評価結果と併せて第4回で 示す。	-	応力評価結果と併せて第4回で 示す。	0	配管等の減肉による管理につい て
	5.5 想定破損評価に用いる溢水量 の算定について	[5.4] 想定破損評価に用いる溢水量の算 定について	想定破損評価に用いる溢水量の 算定結果	[5. 4]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	想定被損評価に用いる溢水量の 算定結果
	5.6 防護カバーの管理について	-										
	5.7 GOTHICコードの妥当性 について	[5.5] GOTHICコードの妥当性につ いて	GOTHICコードの妥当性に ついて	[5. 5]	(次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	GOTHICコードの妥当性に ついて
	5.8 溢水及び蒸気漏えいに対する 隔離システムについて	[5.6] 蒸気漏えいに対する隔離システム について	蒸気漏えいに対する隔離システ ムの説明	[5. 6]	一 (次回以降)	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	蒸気漏えいに対する隔離システ ムの説明
	5.9 破損配管からの蒸気噴流の影響について	[5.7] 破損配管からの蒸気噴流の影響に ついて	破損配管からの蒸気噴流の影響 範囲及び影響範囲内に設置され ている設備のリスト	[5. 7]	一 (次回以降)	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	破損配管からの蒸気噴流の影響 範囲及び影響範囲内に設置され ている設備のリスト
	5.10 蒸気拡散解析の結果例	[5.8] 蒸気拡散解析の結果例	蒸気拡散解析の結果例	[5. 8]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	蒸気拡散解析の結果例
	5.11 蒸気曝露試験について	[5.9] 蒸気曝露試験について	蒸気曝露試験及び机上評価の方 法と結果例	[5. 9]	(次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	蒸気曝露試験及び机上評価の方 法と結果例
	5.12 蒸気漏えい量が少ない場合 における影響評価	[5.10] 蒸気漏えい量が少ない場合における影響評価	小規模の蒸気漏えい時の影響評 価	[5. 10]	(次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	小規模の蒸気漏えい時の影響評 価
	5.13 原子炉建屋内における所内 蒸気系統からの蒸気漏えい対策	-										

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事				申請	回次			
米傳第一光电別 佃足成为具件		比較饭女	項	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
6. 消火水の放水による溢水影響評価 について	6. 消火水等の放水による溢水影響評価について										
6.1 消火水の放水による溢水に対 する評価の概要について	[6.1] 消火水の放水による溢水に対する 評価の概要について	消火活動に伴い発生する消火水 の放水による溢水評価の考え方 及び代表的な評価例	[6. 1]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	消火活動に伴い発生する消火水 の放水による溢水評価の考え方 及び代表的な評価例
7. 地震起因による溢水影響評価につ	7. 地震起因による溢水影響評価について										
7.1 耐震B,Cクラス機器の耐震 工事の内容(個別機器)	-										
7.2 溢水防護に関する施設の耐震 評価対象設備・部位の代表性及び 網羅性について	[7.1] 溢水防護に関する施設の耐震評価 対象設備・部位の代表性及び網羅性につ いて	溢水防護に関する施設の耐震評価対象設備・部位の代表性及び 網羅性の説明	[7. 1]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	溢水防護に関する施設の耐震評価対象設備・部位の代表性及び 網羅性の説明
7.3 使用済燃料プール等のスロッ シングによる溢水量の算出	-										
	[7.2] 緊急遮断弁について	緊急遮断弁の概要	[7. 2]	- (次回以降)	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	緊急遮断弁の概要
8. その他の溢水による溢水影響評価 について	8. その他の溢水による溢水影響評価につい て										
8.1 タービン建屋における溢水影 響評価	-										
8.2 海水ポンプ室循環水ポンプエ リアにおける溢水影響評価	-										
8.3 屋外タンク等の溢水による影 響評価	[8.1] 屋外タンク等の溢水による影響評 価	屋外タンク等の溢水による影響 評価方法及び結果	[8. 1]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	屋外タンク等の溢水による影響 評価方法及び結果
8.4 地下水による影響評価	[8.2] 地下水による影響評価	地下水による影響評価結果	[8. 2]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	地下水による影響評価結果
8.5 その他の漏えい事象に対する 確認について	[8.3] その他の漏えい事象に対する確認 について	その他の漏えい事象に対する確 認	[8. 3]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	その他の漏えい事象に対する確 認
9. 全般	9. 全般										
9.1 溢水防護区画ごとにおける機 能喪失高さ	[9.1] 溢水防護区画ごとにおける機能喪 失高さ	溢水防護区画ごとにおける機能 喪失高さ	[9. 1]	_ (次回以降)	第1回申請設備では申請対象の 設備なし	0	溢水防護区画ごとにおける機能 喪失高さ	0	第3回での溢水評価対象設備分 のリスト追加	0	第4回での溢水評価対象設備分 のリスト追加
9.2 ケーブルの被水影響評価につ いて	-										
9.3 没水影響評価における床勾配 について	[9.2] 没水影響評価における床勾配につ いて	没水影響評価における床勾配の 考慮について説明	[9. 2]	- (次回以降)	評価に係る記載内容のため,第 4回で示す。	-	評価に係る記載内容のため,第 4回で示す。	_	評価に係る記載内容のため,第 4回で示す。	0	没水影響評価における床勾配の 考慮について説明
9.4 鉄筋コンクリート壁の水密性 について	-										
9.5 浸水防護施設の止水性につい て	[9.3] 溢水防護設備の止水性について	溢水防護設備の止水性について 説明	[9.3]	- (次回以降)	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	溢水防護設備の止水性について 説明
9.6 放射性物質を含む液体の管理 区域外漏えい防止対策について	-										
9.7 経年劣化事象と保全内容	[9.4] 経年劣化事象と保全内容	経年劣化事象と保全内容の説明	[9. 4]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	経年劣化事象と保全内容の説明
9.8 内部溢水影響評価における判 定表	-										
9.9 流下開口を考慮した没水高さ について	[9.5] 床面開口部を期待した溢水水位に ついて	開口床面部からの流出量の説明	[9. 5]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	開口床面部からの流出量の説明
9.10 内部溢水影響評価における 確認内容について	[9.6] 溢水評価における確認内容につい て	溢水評価における確認内容につ いて説明	[9. 6]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	溢水評価における確認内容につ いて説明
9.11 内部溢水影響評価に用いる 各項目の保守性と有効数字の処理 について	[9.7] 溢水評価に用いる各項目の保守性 と有効数字の処理について	溢水評価に用いる各項目の保守 性と有効数字の処理の説明	[9.7]	— (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	_	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	溢水評価に用いる各項目の保守 性と有効数字の処理の説明
9.12 使用済燃料プール水のダク ト流入防止対策について											
9.13 現場操作の実施可能性について	[9.8] 想定破損の現場確認における環境 想定について	溢水発生後の現場操作が必要な 場合における実施可能性につい て説明	[9.8]	- (次回以降)	評価結果と併せて第4回で示す。	_	評価結果と併せて第4回で示す。	_	評価結果と併せて第4回で示す。	0	溢水発生後の現場操作が必要な 場合における実施可能性につい て説明
9.14 ほう酸水漏えい等による影響について	-										
9.15 原子炉建屋原子炉棟6 階に 関する対策・運用ついて	-										

<b>本と体ニを書す、持口器印を</b> 収	Most Medel dus Maze. Lie es au est Verdel	記載概要	補足すべき事	中詩回次								
東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料		項	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
9.16 床ドレンファンネル排水に おける漏えい系統の検知時間及び 溢水量評価について	[9.9] 床ドレンファンネル排水における 漏えい系統の検知時間及び溢水量評価に ついて	床ドレンファンネル排水による 排水流量	[9. 9]	- (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。		評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	床ドレンファンネル排水による 排水流量	
9.17 原子炉建屋原子炉棟最終滞 留区画における溢水発生後の復旧 について	[9.10] 最終滞留区画における溢水発生後 の復旧について	溢水最終滞留区画における溢水 発生後の復旧について説明	[9. 10]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。		評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	溢水最終滞留区画における溢れ 発生後の復旧について説明	
9.18 想定破損による溢水検知の ための漏えい検知器設置の考え方 について	[9.11] 想定破損による溢水検知のための 漏えい検知器設置の考え方について	漏えい検知器の設置箇所の考え 方、漏えい検知器の配置図	[9. 11]	_ (次回以降)	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。		評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	評価結果に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	漏えい検知器の設置箇所の考え 方,漏えい検知器の配置図	
9.19 建屋内貫通部止水処置の実 施箇所について	[9.12] 建屋内貫通部止水処置の実施箇所 について	建屋内貫通部止水処置の実施箇 所について説明	[9. 12]	- (次回以降)	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。		防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	-	防護対策に係る記載内容のため 第4回で示す。	0	建屋内貫通部止水処置の実施箇 所について説明	
9.20 使用済燃料プールの冷却・ 給水機能の維持について	-											
9.21 管理区域外伝播防止堰の評 価方法について	-											

- 凡例

  ・「申請回次」について
  ○: 当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

  Δ: 当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
  -: 当該申請回次で記載しない項目

## 別紙6

# 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

注: 当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。